

# オーロラファンド

オーロラファンド(韓国投資ファンド)

オーロラファンド(香港投資ファンド)

オーロラファンド(タイ投資ファンド)

追加型投信 海外 株式

オーロラファンド(日本投資ファンド)

追加型投信 国内 株式

オーロラファンド(マネープールファンド)

追加型投信 国内 債券

## 【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2016年 7月22日)

この目論見書により行なうオーロラファンドの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成28年 1月21日に関東財務局長に提出しており、平成28年 1月22日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	: 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

## 野村アセットマネジメント

## 目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行(売出)価額の総額】	3
(4)【発行(売出)価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	5
(9)【払込期日】	5
(10)【払込取扱場所】	5
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	8
第1【ファンドの状況】	8
1【ファンドの性格】	8
2【投資方針】	15
3【投資リスク】	36
4【手数料等及び税金】	42
5【運用状況】	47
第2【管理及び運営】	70
1【申込(販売)手続等】	70
2【換金(解約)手続等】	71
3【資産管理等の概要】	73
4【受益者の権利等】	76
第3【ファンドの経理状況】	77
1【財務諸表】	77
【中間財務諸表】	114
2【ファンドの現況】	141
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	142
第三部【委託会社等の情報】	144
第1【委託会社等の概況】	144
1【委託会社等の概況】	144
2【事業の内容及び営業の概況】	146
3【委託会社等の経理状況】	147
4【利害関係人との取引制限】	181
5【その他】	181
約款	182

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

オーロラファンド(韓国投資ファンド)  
オーロラファンド(香港投資ファンド)  
オーロラファンド(タイ投資ファンド)  
オーロラファンド(日本投資ファンド)  
オーロラファンド(マネープールファンド)

(以上を総称して「オーロラファンド」または「各ファンド」という場合あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、各々「オーロラファンド(韓国投資ファンド)」を「韓国投資ファンド」またはオーロラファンド(韓国投資)、「オーロラファンド(香港投資ファンド)」を「香港投資ファンド」またはオーロラファンド(香港投資)、「オーロラファンド(タイ投資ファンド)」を「タイ投資ファンド」またはオーロラファンド(タイ投資)、「オーロラファンド(日本投資ファンド)」を「日本投資ファンド」またはオーロラファンド(日本投資)、「オーロラファンド(マネープールファンド)」を「マネープールファンド」またはオーロラファンド(マネープール)という場合があります。)

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

信用格付

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき1兆円を上限とします。

### (4)【発行(売出)価格】

「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」、「タイ投資ファンド」  
取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

「日本投資ファンド」、「マネープールファンド」

取得申込日の基準価額 とします。

ただし、「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」以外の各ファンドをご換金した場合の手取金をもって、「日本投資ファンド」もしくは「マネープールファンド」を取得申込みする場合に限り、取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

また、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。(スイッチングについては、「第一部 証券情報 (12)その他 スイッチング」をご参照ください。)

なお、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

#### (5)【申込手数料】

「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」、「タイ投資ファンド」

取得申込日の翌営業日の基準価額に2.16%(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「日本投資ファンド」

取得申込日の基準価額に2.16%(税抜2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「マネープールファンド」

マネープールファンドへのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

#### (6)【申込単位】

各ファンドにつき10万口以上1口単位(当初元本1口=1円)または10万円以上1円単位  
分配金を再投資する場合は1口単位とします。

なお、販売会社や申込形態によっては、買付単位が上記と異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。(マネープールファンドは、スイッチング以外によるお買付はできません。)

#### (7)【申込期間】

平成28年1月22日から平成28年10月26日まで

\*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

( 8 )【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

( 9 )【払込期日】

投資者は、取得申込日から起算して6営業日目までに申込代金を申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、株式会社りそな銀行(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

( 10 )【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

( 11 )【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

( 12 )【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

購入、換金およびスイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付けを中止す

ること、および既に受付けた取得申込み(スイッチングの申込みを含みます)の受付を取り消す場合があります。

#### 申込不可日

「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」、「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(以下「申込不可日」といいます。)には、原則として取得、換金およびスイッチングの申込みができません。

- ・お申込日当日の現地の金融商品取引所が休業日の場合。
- ・お申込日の翌営業日と同日付の現地の金融商品取引所が休業日の場合。

ここで、「現地の金融商品取引所」とは、各ファンドにつき、下記の金融商品取引所をいいます。

各ファンドの名称	現地の金融商品取引所
「韓国投資ファンド」	韓国証券取引所
「香港投資ファンド」	香港取引決済所
「タイ投資ファンド」	タイ証券取引所

申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

#### スイッチング

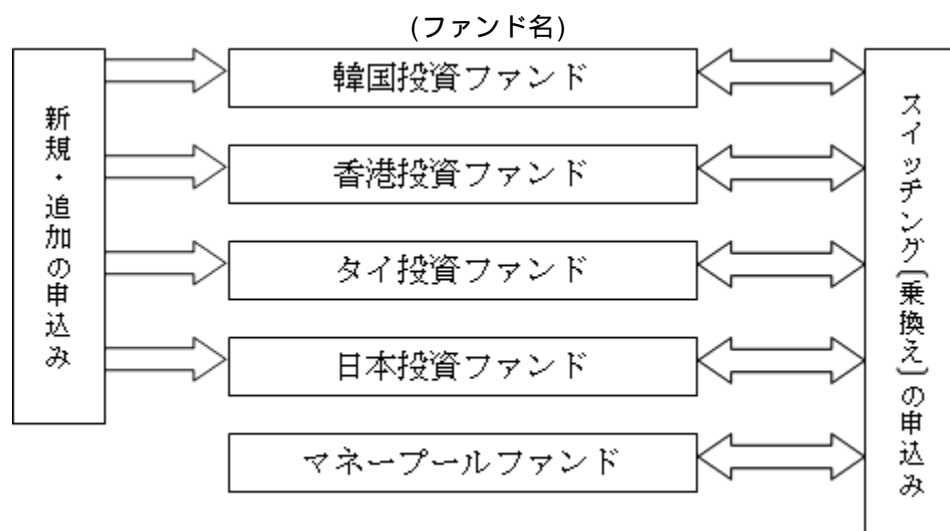
「オーロラファンド」を構成する各ファンド間で乗換え(以下「スイッチング」といいます。)ができます。

スイッチングとは、「オーロラファンド」を構成するファンドをご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時まで、「オーロラファンド」を構成する他のファンドの取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものをいいます。

スイッチングによる申込みは3千円以上1円単位とします。

なお、「マネープールファンド」の取得はスイッチングによる取得申込みのみ可能とします。

スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。(詳しくは、「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。)



(販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、  
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。  
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・  
記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

オーロラファンドは、投資対象地域の異なる4本のファンドとマネープールファンドから構成されるスイッチングの可能なファンドです。

##### 「韓国投資ファンド」

ファンドは、韓国の株式を中心に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行いません。

##### 「香港投資ファンド」

ファンドは、香港の株式を中心に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行いません。

##### 「タイ投資ファンド」

ファンドは、タイの株式を中心に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行いません。

##### 「日本投資ファンド」

ファンドは、日本の証券への投資により、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行いません。

##### 「マネープールファンド」

ファンドは、公社債および株式への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行いません。

##### 信託金の限度額

受益権の信託金限度額は、各ファンドにつき4,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

##### <商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に**網掛け表示**しております。

(オーロラファンド(韓国投資ファンド))

(オーロラファンド(香港投資ファンド))

##### 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券

追加型	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ( ) 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり (適時ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	なし
その他資産 ( )	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(オーロラファンド(タイ投資ファンド))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型  追加型	国内	株式 債券
	海外  内外	不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
--------	------	--------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	あり (高位ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	なし
その他資産 ( )	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

(オーロラファンド(日本投資ファンド))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
追 加 型	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ( ) 資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月)	日本 北米 欧州 アジア オセアニア

不動産投信	日々	中南米
その他資産 ( )	その他 ( )	アフリカ
資産複合 ( )		中近東 (中東)
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング

(オーロラファンド(マネープールファンド))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ( )
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年1回	グローバル
一般		
大型株	年2回	日本
中小型株	年4回	北米
債券		
一般	年6回 (隔月)	欧州
公債		
社債		アジア
その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア
クレジット属性 ( )	日々	中南米
不動産投信	その他 ( )	アフリカ
その他資産 ( )		中近東 (中東)
資産複合 ( )		エマージング
資産配分固定型 資産配分変更型		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(平成22年7月1日現在)

#### <商品分類表定義>

##### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分表定義>

##### [投資対象資産による属性区分]

###### 株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国

際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### [ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### [ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経 225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [ 特殊型 ]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種

指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

## (2)【ファンドの沿革】

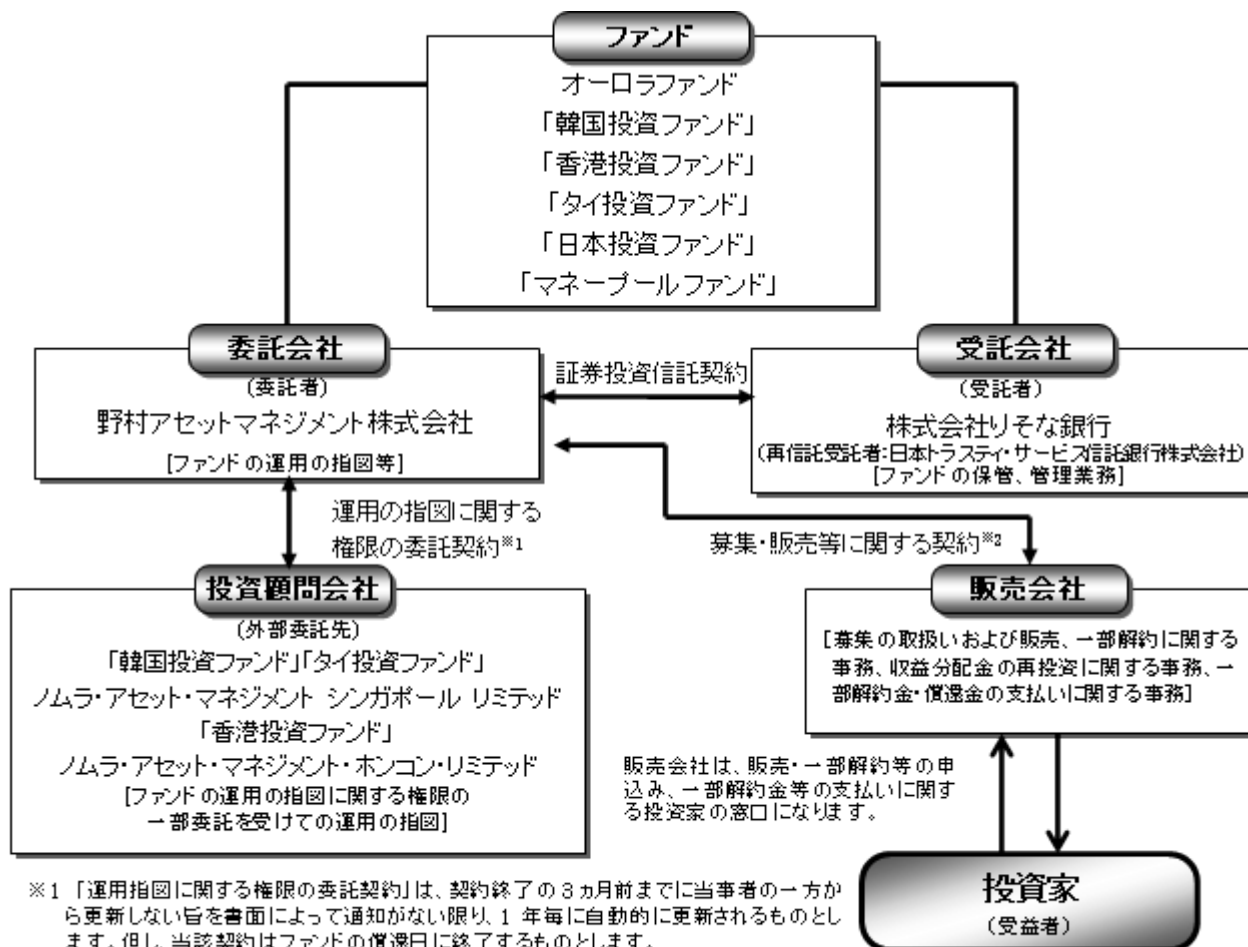
昭和 61 年 10 月 31 日 「日本投資ファンド」および「マネーボールファンド」の各ファンドについて、  
信託契約締結、各ファンドの設定日、運用開始

平成 4 年 7 月 27 日 「香港投資ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成 7 年 9 月 18 日 「タイ投資ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

平成 9 年 6 月 16 日 「韓国投資ファンド」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

## (3)【ファンドの仕組み】



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

委託会社の概況(平成 28 年 6 月末現在)

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[韓国投資ファンド]

株式への投資にあたっては、韓国の株式の中から収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

ファンドは、韓国総合株価指数(円換算ベース)をベンチマークとします。

韓国総合株価指数(円換算ベース)は、Korea Composite Stock Price Index(韓国ウォン・ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

外貨建資産の為替ヘッジについては、弾力的に対応します。為替ヘッジを行なう場合は、当面、原則として先進主要国通貨を用いたヘッジを行ないます。なお、現地通貨による直接ヘッジが可能となった場合は、直接ヘッジを行なうことがあります。

運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国シンガポール市
委託に係る費用	: 委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、年 0.33%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

[香港投資ファンド]

株式投資にあたっては香港の株式を中心に収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

ファンドは、ハンセン指数(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

ハンセン指数(円ヘッジベース)は、Hang Seng Index(香港ドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

外貨建資産については、為替ヘッジを弾力的に対応します。

運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)
委託先所在地	: 中華人民共和国 香港
委託に係る費用	: 委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、年 0.18%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

#### [タイ投資ファンド]

株式投資にあたってはタイの株式を中心に収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

ファンドは、SET 指数(円ヘッジベース) をベンチマークとします。

SET 指数(円ヘッジベース)は、SET Index(タイ・バーツ・ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

為替については現地通貨との連動性が高いと考えられる米国ドルの他、現地通貨を用いてヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

運用にあたっては、NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)に海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

委託する範囲	: 海外の株式等の運用
委託先名称	: NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)
委託先所在地	: シンガポール共和国シンガポール市
委託に係る費用	: 委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、年 0.18%の率を乗じて得た額とします。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

#### [日本投資ファンド]

株式投資にあたっては日本株式の中から収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

ファンドは、TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとします。

#### [マネープールファンド]

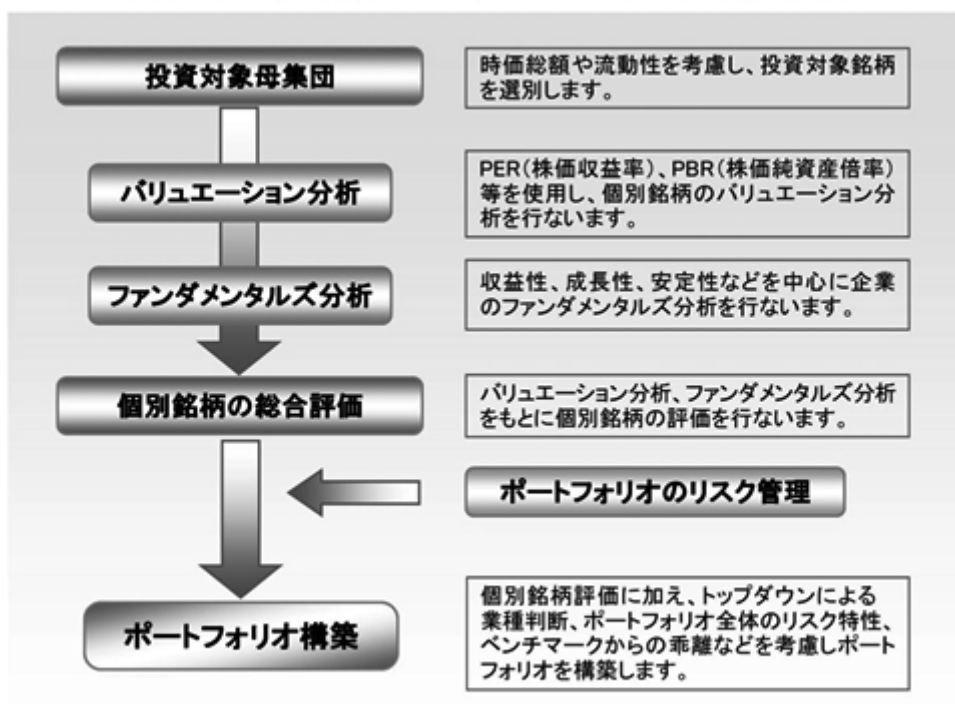
わが国の国債などの公社債への重点投資により、利息収入の確保をはかるとともに、転換社債等 および株式にも投資し、利息収入および売買益の獲得をはかります。

転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債\*をいいます。

\* 転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付

社債を含みます。)をいいます。

### ■ポートフォリオ構築プロセス(「マネープールファンド」を除く)■



\* 上記のポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

### 「韓国投資ファンド」

韓国の株式を主要投資対象とします。

### 「香港投資ファンド」

香港の株式を主要投資対象とします。

### 「タイ投資ファンド」

タイの株式を主要投資対象とします。

### 「日本投資ファンド」

日本の株式を主要投資対象とします。

### 「マネープールファンド」

円建ての公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

### 「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」共通

有価証券の指図範囲(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 外国法人の発行する株券または新株引受権証書

- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6 コマーシャル・ペーパー
- 7 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
- 8 外国法人の発行する新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 9 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 9の2 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 10 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書および第9号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引
- 3 直物為替先渡取引(韓国投資ファンドの場合)

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。))を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で

反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### 「タイ投資ファンド」

有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 外国法人の発行する株券または新株引受権証券
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6 コマーシャル・ペーパー
- 7 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 2 号から第 6 号までの証券または証書の性質を有するもの
- 8 外国法人の発行する新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。))および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。)
- 9 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 9 の 2 預託証書(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
- 10 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 12 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 13 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 1 号の証券または証書および第 9 号の 2 の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券ならびに第 7 号および第 9 号の 2 の証券または証書のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第 16 条第 2 項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。)
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 4 の 2 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 4 の 3 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- 5 リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある上記各号および上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」各号以外のもの

その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

「日本投資ファンド」、「マネープールファンド」

有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

- 1 株券または新株引受権証書
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
- 6 コマーシャル・ペーパー
- 7 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第 2 号から第 6 号までの証券または証書の性質を有するもの
- 8 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 )および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。 )
- 9 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 10 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 11 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。 )

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の証券のうち第 2 号から第 5 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲(約款第 16 条第 2 項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託(上記「(2)投資対象 有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。 )
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

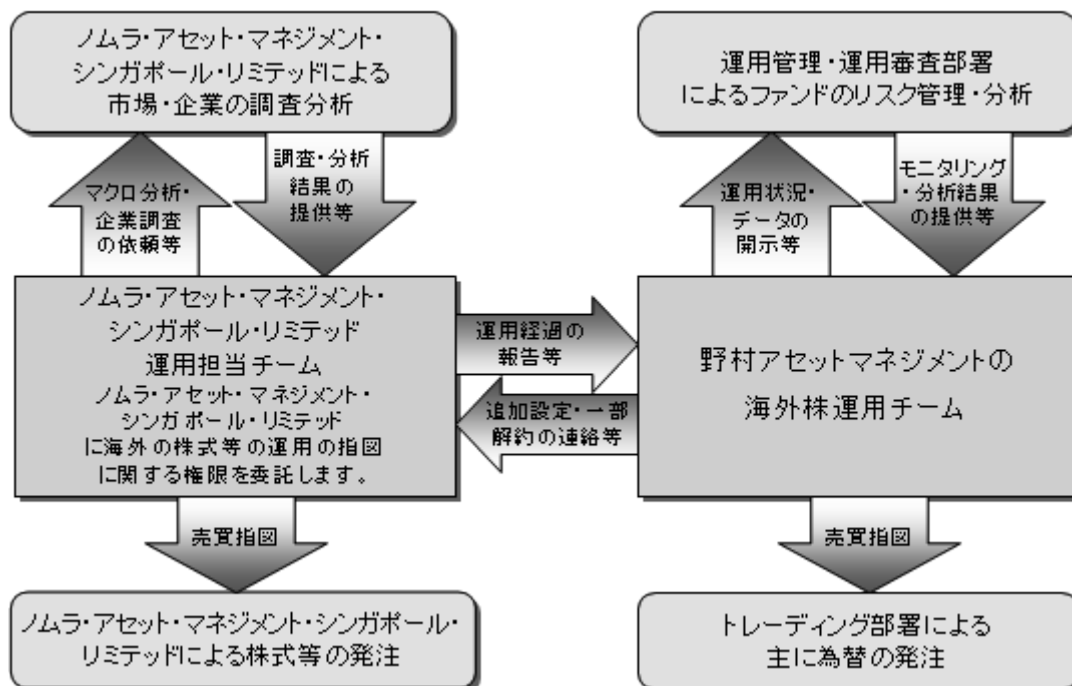
その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

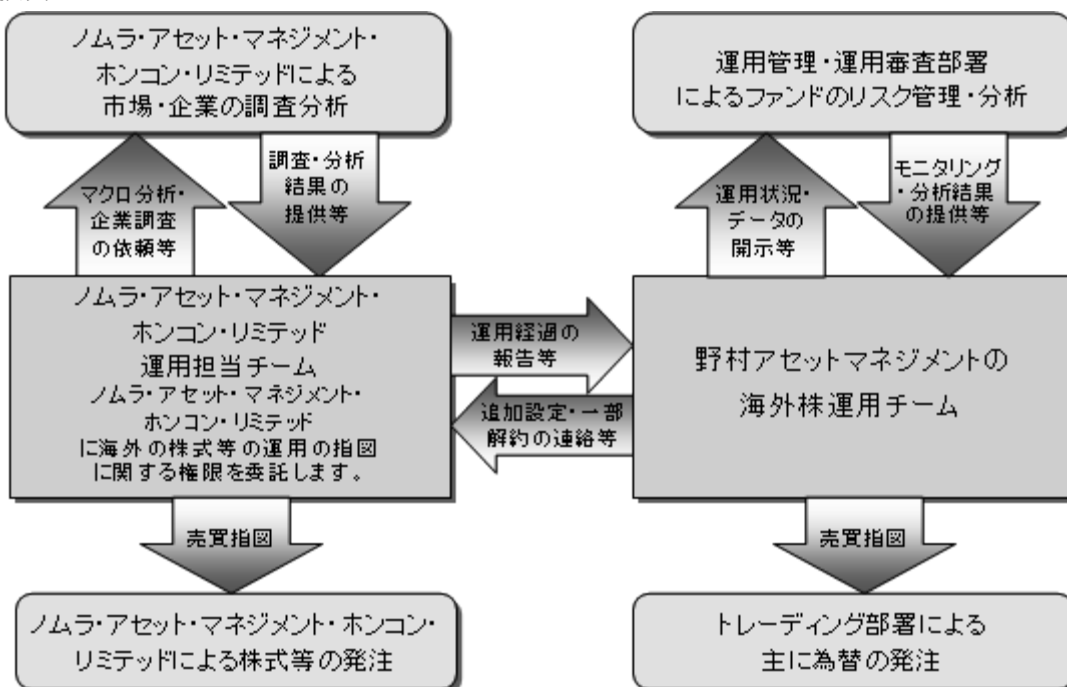
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

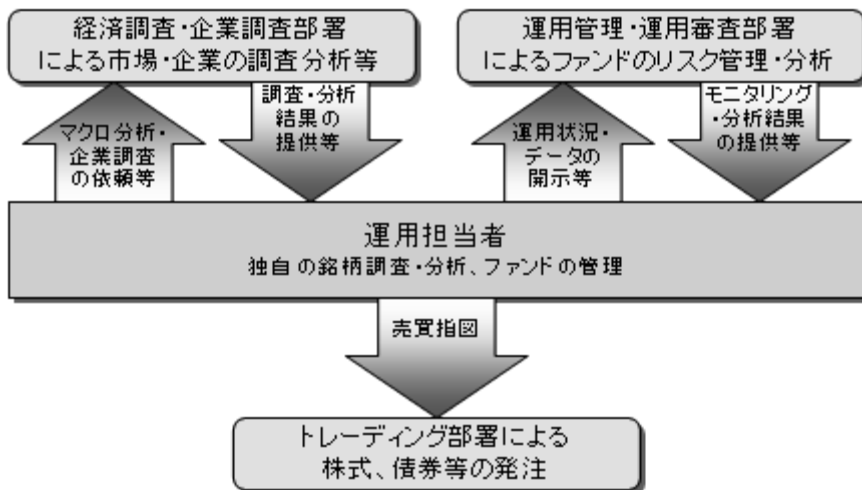
「韓国投資ファンド」、「タイ投資ファンド」



「香港投資ファンド」

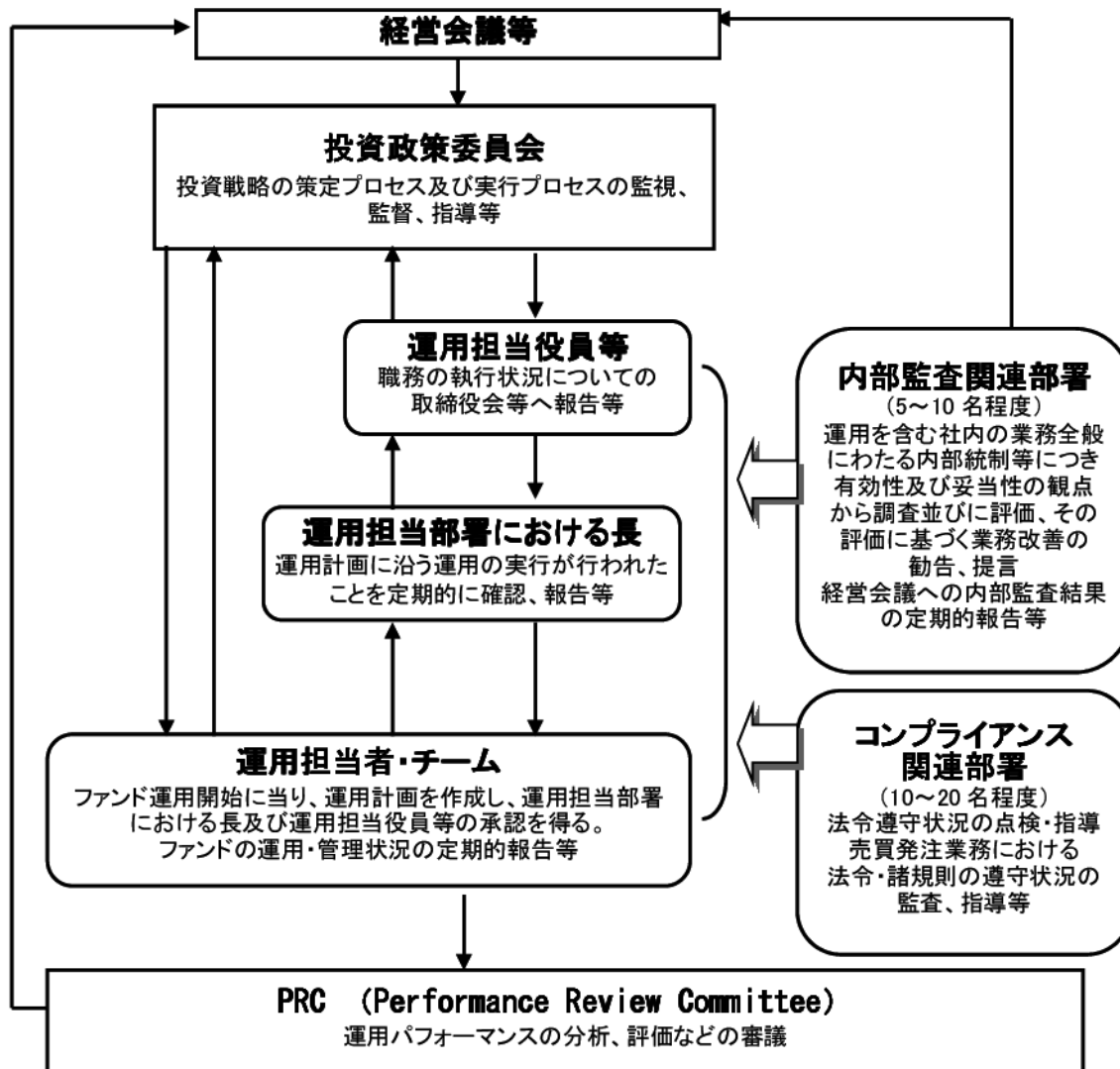


「日本投資ファンド」、「マネーブルファンド」



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配金額の決定方法は以下の通りです。

マネープールファンド以外の各ファンド

分配金額は委託者が決定するものとし、利子・配当収入等は原則として全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して分配します。

マネープールファンド

分配金額は委託者が決定するものとし、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は留保します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

\* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

原則として**毎年10月30日**（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

分配金のお支払い

分配金は税引き後無手数料で再投資されます\*が、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

#### (5)【投資制限】

「韓国投資ファンド」

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における

金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券に

については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 21 条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第 24 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第 25 条)

委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲(約款第 25 条の 2)

( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

( )直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約(反対の売買による解消を含む。)を指図するものとします。

( )直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

( )委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

資金の借入れ(約款第 33 条)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手

当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとしします。

( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとしします。

( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### 「香港投資ファンド」、「タイ投資ファンド」共通

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

「香港投資ファンド」

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

「タイ投資ファンド」

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(「香港投資ファンド」約款第22条、「タイ投資ファンド」約款第23条)

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとしします(以下同じ。)

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
  - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  - 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引

時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(「香港投資ファンド」約款第22条の2、「タイ投資ファンド」約款第24条)

- ( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資する株式等の範囲(約款第18条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

「香港投資ファンド」

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

「タイ投資ファンド」

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券の貸付の指図および範囲(「香港投資ファンド」約款第21条の2、「タイ投資ファンド」約款第22条)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(「香港投資ファンド」約款第23条、「タイ投資ファンド」約款第25条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 外国為替予約の指図(「香港投資ファンド」約款第24条、「タイ投資ファンド」約款第26条)
- 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 資金の借入れ(「香港投資ファンド」約款第30条の2、「タイ投資ファンド」約款第34条)
- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)
- 同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。
- ( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- ( )当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

#### 「日本投資ファンド」

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第 20 条の 2 )

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 %を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第 20 条の 3 )

( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取

り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資する株式等の範囲(約款第 19 条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、各投資指図の時点において、信託財産が有する当該株式の時価総額(当該投資指図にかかる株式の時価総額を含みます。)が、信託財産の純資産総額の 10%を超えない範囲で行なうものとします。ただし、わが国の金融商品取引所第二部上場株式、上場予定株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式については、上記の比率を 5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

信用取引の指図範囲(約款第 19 条の 2)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券

4 売り出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限りません。)の行使により取得可能な株券

6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 22 条の 2)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。資金の借入れ(約款第 28 条の 2)

( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

同一の法人の発行する株式について、次の( )の数が( )の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

( )委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

( )当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

「マネープールファンド」

株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%未満とします。

## 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。（運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限）

## 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への投資は行ないません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第 20 条の 2）

( )委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。

( )委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品(信託財産が 1 年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 金融商品の指図範囲」第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- 3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5 %を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5 %を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第 20 条の 3）

( )委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」

といえます。)を行なうことの指図をすることができます。

( )スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

( )スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

( )スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

( )委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

投資する株式等の範囲(約款第 19 条)

委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への投資割合は、各投資指図の時点において、信託財産が有する当該株式の時価総額(当該投資指図にかかる株式の時価総額を含みます。)が、信託財産の純資産総額の 10%を超えない範囲で行なうものとします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

信用取引の指図範囲(約款第 19 条の 2)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に

限ります。)の行使により取得可能な株券

- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付の指図および範囲(約款第22条の2)

- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
  - 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ( )上記( )に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ( )委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。資金の借入れ(約款第28条の2)
- ( )委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ( )一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ( )収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ( )借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

## 「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」、「タイ投資ファンド」

### [株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特に「タイ投資ファンド」が投資を行なうタイの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

### [為替変動リスク]

「韓国投資ファンド」および「香港投資ファンド」は、組入外貨建資産の為替ヘッジについては、弾力的に対応しますので、為替変動の影響を受けます。

「タイ投資ファンド」は、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。

なお、現地通貨による直接ヘッジのほか先進国通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合がありますが、その場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定され、十分な為替ヘッジ効果が得られないことがあります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。

## 「日本投資ファンド」

### [株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

## 「マネープールファンド」

### [債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。（マネープールファンドを除く）

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合にお

いても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

#### 「タイ投資ファンド」に関する留意点

ファンドが投資するタイにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。

#### 「韓国投資ファンド」に関する留意点

韓国の株式には、外国人投資家に対して、取得の制限や規制のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。

これらの記載は、平成 28 年 5 月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。

マネーパールファンドは、マイナス利回りの資産への投資等を通じてファンド全体の損益がマイナスとなった場合は、ファンドの基準価額が下落することが想定されますのでご注意ください。

### 委託会社におけるリスクマネジメント体制

#### リスク管理関連の委員会

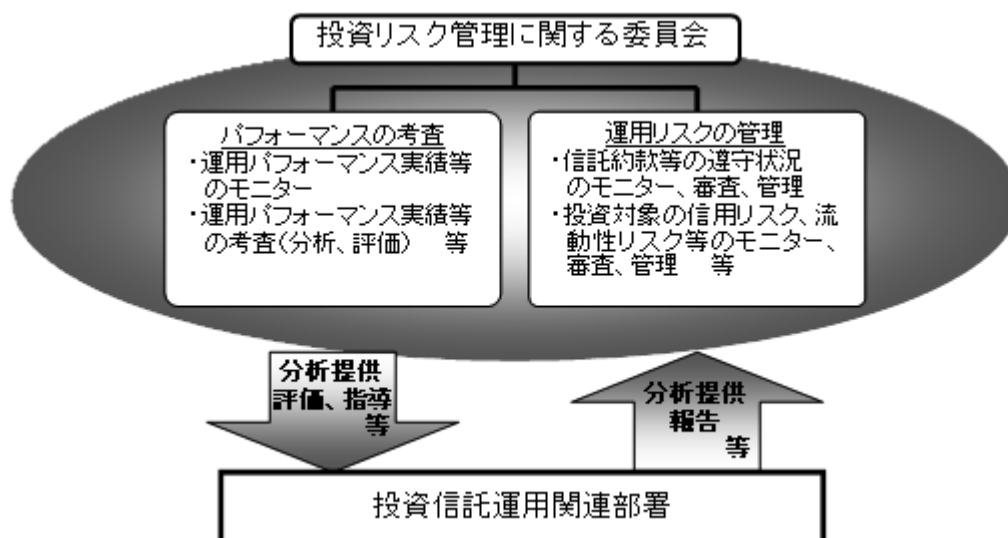
##### パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

##### 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### リスク管理体制図



投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

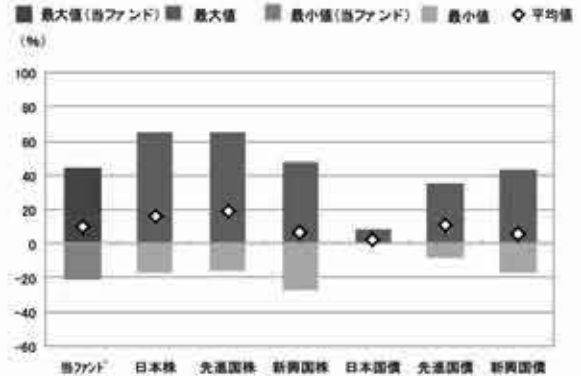
## リスクの定量的比較

(2011年6月末～2016年5月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

### ●韓国投資ファンド

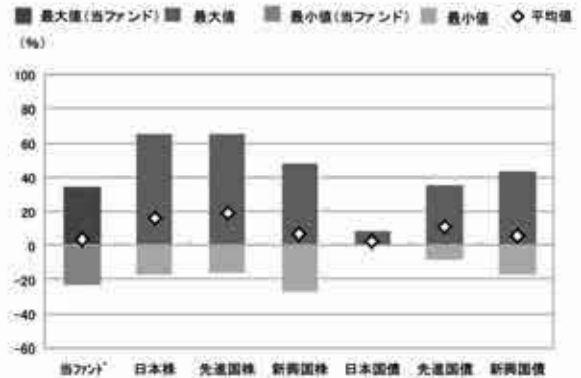


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	44.4	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 21.1	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	9.8	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ●香港投資ファンド



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.7	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 22.7	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	3.4	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

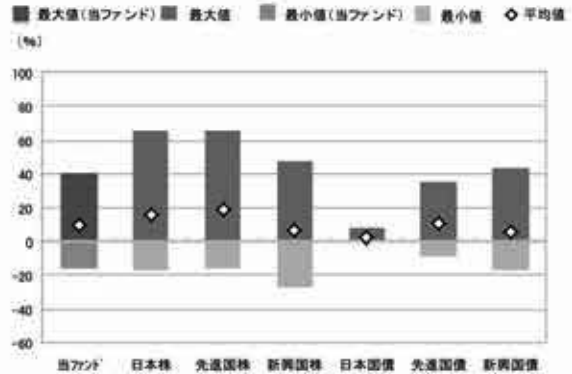
- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●タイ投資ファンド

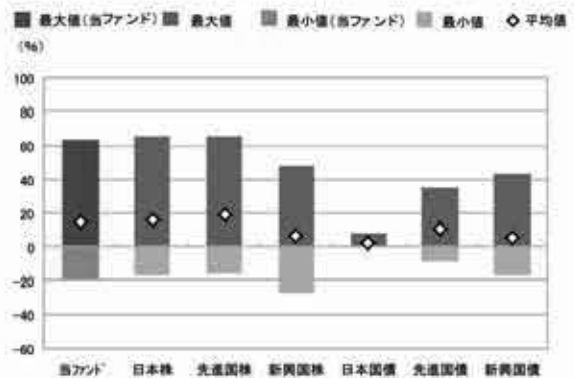


	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	40.0	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 15.4	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	9.1	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●日本投資ファンド



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	63.5	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	△ 19.5	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	14.7	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

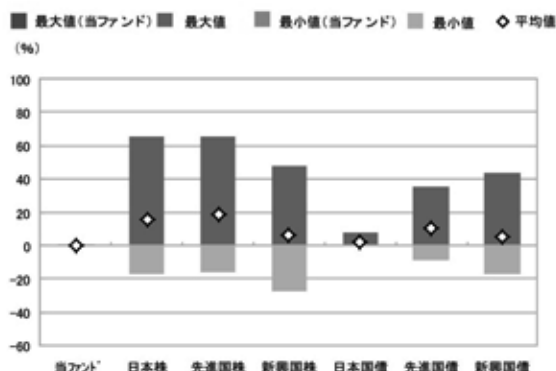
- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●マネーボールファンド



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	0.1	65.0	65.7	47.4	7.7	34.9	43.7
最小値(%)	0.0	△ 17.0	△ 15.6	△ 27.4	0.4	△ 8.6	△ 17.4
平均値(%)	0.1	15.9	19.0	6.1	2.6	10.2	5.6

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2011年6月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2011年6月から2016年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株:MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債:NOMURA-BPI国債
- 先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、株東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスも法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを予測するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての奨励、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」および「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、取得申込日の翌営業日の基準価額に 2.16% (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率) (税抜 2.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「日本投資ファンド」については、取得申込日の基準価額に 2.16% (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額) (税抜 2.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、「マネープールファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

##### (3)【信託報酬等】

「韓国投資ファンド」

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 10,000 分の 174.96 (税抜年 10,000 分の 162) の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、信託報酬の配分については、信託財産の純資産総額の残高に応じて次の通り (税抜) とします。

< 純資産総額 >	< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
300 億円以下の部分	年 10,000 分の 77	年 10,000 分の 75	年 10,000 分の 10
300 億円超 500 億円以下の部分	年 10,000 分の 79	年 10,000 分の 75	年 10,000 分の 8
500 億円超 1,000 億円以下の部分	年 10,000 分の 81	年 10,000 分の 75	年 10,000 分の 6
1,000 億円超の部分	年 10,000 分の 82	年 10,000 分の 75	年 10,000 分の 5

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

「韓国投資ファンド」の投資顧問会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年 4 月および 10 月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、年 0.33% の率を乗じて得た額とします。

「タイ投資ファンド」

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 10,000 分の 162 (税抜年 10,000 分の 150) 以内(平成 28 年 7 月 21 日現在年 10,000 分の 153.36 (税抜年 10,000 分の 142) )の率(以下

「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、信託報酬率が年 10,000 分の 153.36 (税抜年 10,000 分の 142) の場合の信託報酬の配分については、次の通り (税抜) とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年 10,000 分の 42	年 10,000 分の 90	年 10,000 分の 10

上記配分は、平成 28 年 7 月 21 日現在の信託報酬率における配分です。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

「タイ投資ファンド」の投資顧問会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年 4 月および 10 月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、年 0.18%の率を乗じて得た額とします。

「香港投資ファンド」および「日本投資ファンド」共通

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年 10,000 分の 162 (税抜年 10,000 分の 150) 以内(平成 28 年 7 月 21 日現在年 10,000 分の 153.36 (税抜年 10,000 分の 142)) の率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額に、運用実績に応じてファンドの純資産総額に年-10,000 分の 5.4 (税抜年-10,000 分の 5) ~ 年+10,000 分の 5.4 (税抜年+10,000 分の 5) の率を乗じて得た額を加減して得た額とし、信託報酬の配分については、次の通り (税抜) とします。

< 委託会社 >	< 販売会社 >	< 受託会社 >
年 10,000 分の 42 <sup>(注)</sup>	年 10,000 分の 90	年 10,000 分の 10

上記配分は、平成 28 年 7 月 21 日現在の信託報酬率における配分です。

(注) 委託会社の信託報酬には、運用実績(日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合(以下「基準価額倍率」といいます。))に応じ、ファンドの純資産総額に以下の率を乗じて得た額が加減されます。

基準価額倍率が 120%以上のとき	年 10,000 分の 5.4 (税抜年 10,000 分の 5) を加える
基準価額倍率が 110%以上 120%未満のとき	年 10,000 分の 3.24 (税抜年 10,000 分の 3) を加える
基準価額倍率が 90%以上 110%未満のとき	零
基準価額倍率が 80%以上 90%未満のとき	年 10,000 分の 3.24 (税抜年 10,000 分の 3) を減じる
基準価額倍率が 80%未満のとき	年 10,000 分の 5.4 (税抜年 10,000 分の 5) を減じる

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

「香港投資ファンド」の投資顧問会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、毎年 4 月および 10 月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に、年 0.18%の率を乗じて得た額とします。

「マネープールファンド」

前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、当該各月の前月最終 5 営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート(以下「コールレート」といいます。)に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコ

ール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、信託報酬およびその配分については、「コールレート」に応じて次の通り（税抜）とします。

<コールレート>	信託報酬率	<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
2.0%以上のとき	年 10,000 分の 151.2 (税抜年 10,000 分の 140)	年 10,000 分の 40	年 10,000 分の 90	年 10,000 分の 10
1.0%以上 2.0%未満のとき	年 10,000 分の 97.2 (税抜年 10,000 分の 90)	年 10,000 分の 28	年 10,000 分の 57	年 10,000 分の 5
0.65%以上 1.0%未満のとき	年 10,000 分の 59.4 (税抜年 10,000 分の 55)	年 10,000 分の 22	年 10,000 分の 28	年 10,000 分の 5
0.4%以上 0.65%未満のとき	年 10,000 分の 32.4 (税抜年 10,000 分の 30)	年 10,000 分の 13	年 10,000 分の 14	年 10,000 分の 3
0.4%未満のとき	年 10,000 分の 16.2 (税抜年 10,000 分の 15) 以内	年 10,000 分の 6.5 以内	年 10,000 分の 7.0 以内	年 10,000 分の 1.5 以内

平成 28 年 7 月 21 日現在の信託報酬率は年 10,000 分の 0.1188（税抜年 10,000 分の 0.11）となっております。

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

#### 支払先の役務の内容

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

#### (4)【その他の手数料等】

ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用は信託財産から支払われます。また、「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」および「タイ投資ファンド」については、外貨建資産の保管等に要する費用も信託財産中から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

「韓国投資ファンド」において一部解約の実行に伴い、信託財産留保額 をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額を 1 口当たり に換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。「韓国投資ファンド」以外の各ファンドには信託財産留保額はありませぬ。

「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

\* これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができ

ないものがあります。

## (5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

< 収益分配金に対する課税 >

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税)15.315% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、「日本投資ファンド」は、配当控除の適用があります。「日本投資ファンド」を除く各ファンドは、配当控除は適用されません。

< 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税 >

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315% および地方税 5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315% の税率により源泉徴収が行なわれます。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま

す。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 <sup>(注2)</sup>	《配当所得》
・ 特定公社債 <sup>(注1)</sup> の利子 ・ 公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・ 譲渡益 ・ 譲渡損	・ 上場株式の配当 ・ 公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2) 株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

上場株式、公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (国税 15.315%) の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 換金（解約）時および償還時の課税について

### [個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

### [法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

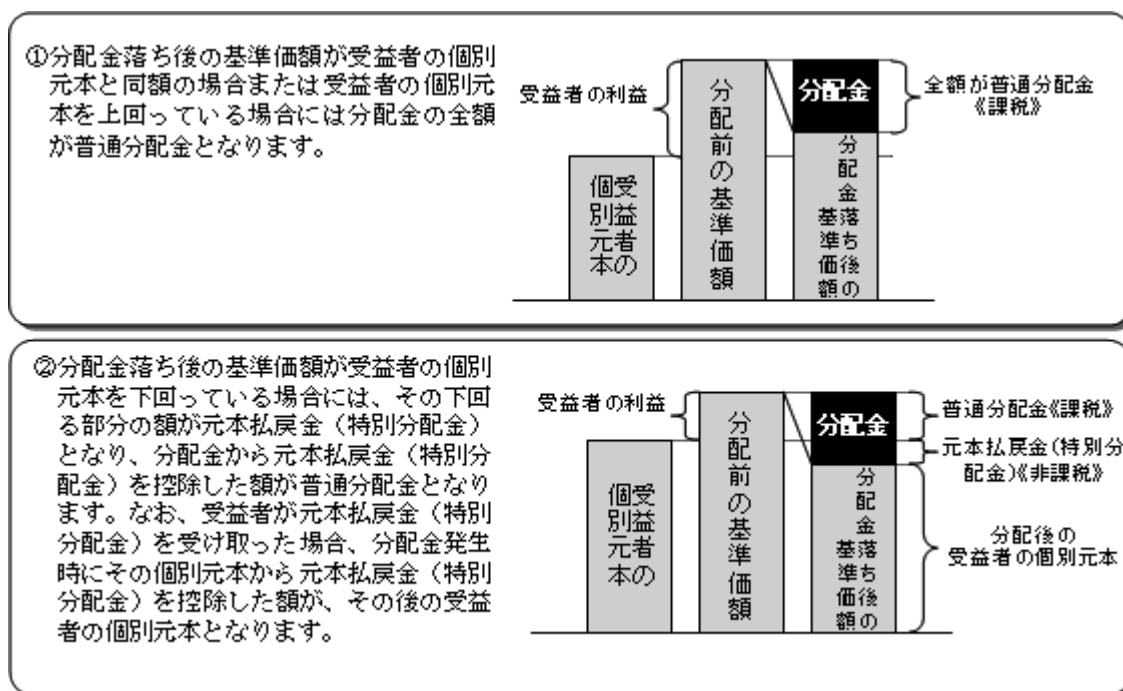
## 個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

## 分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（平成 28 年 5 月末現在）が変更になる場合があります。

## 5【運用状況】

以下は平成 28 年 5 月 31 日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (1)【投資状況】

#### オーロラファンド（韓国投資ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	韓国	456,322,159	98.33
現金・預金・その他資産（負債控除後）		7,722,187	1.66
合計（純資産総額）		464,044,346	100.00

#### オーロラファンド（香港投資ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	8,982,811	0.67
	香港	1,267,110,117	94.68
	小計	1,276,092,928	95.35
現金・預金・その他資産（負債控除後）		62,153,174	4.64
合計（純資産総額）		1,338,246,102	100.00

#### オーロラファンド（タイ投資ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	タイ	4,888,925,641	96.90
新株予約権証券	タイ	0	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）		156,234,115	3.09
合計（純資産総額）		5,045,159,756	100.00

#### オーロラファンド（日本投資ファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	584,444,190	96.84
現金・預金・その他資産（負債控除後）		19,024,902	3.15
合計（純資産総額）		603,469,092	100.00

#### オーロラファンド（マネープールファンド）

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	30,046,940	8.31
現金・預金・その他資産（負債控除後）		331,483,933	91.68
合計（純資産総額）		361,530,873	100.00

### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

オーロラファンド（韓国投資ファンド）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	525	123,086.36	64,620,341	119,424.00	62,697,600	13.51
2	韓国	株式	DONGBU INSURANCE CO LTD	保険	3,580	6,165.54	22,072,647	6,829.56	24,449,825	5.26
3	韓国	株式	NCSOFT CORPORATION	ソフトウェア	1,081	17,587.04	19,011,601	22,298.70	24,104,895	5.19
4	韓国	株式	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	8,210	2,934.28	24,090,480	2,705.70	22,213,797	4.78
5	韓国	株式	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	865	22,252.04	19,248,023	23,744.84	20,539,295	4.42
6	韓国	株式	COWAY CO LTD	家庭用耐久財	2,030	8,171.12	16,587,376	9,376.65	19,034,600	4.10
7	韓国	株式	SHINHAN FINANCIAL GROUP	銀行	4,610	3,974.58	18,322,814	3,676.01	16,946,452	3.65
8	韓国	株式	KOREA ZINC CO LTD	金属・鉱業	380	44,923.95	17,071,101	44,130.90	16,769,742	3.61
9	韓国	株式	KOREA ELECTRIC POWER	電力	2,740	5,336.79	14,622,810	5,877.90	16,105,446	3.47
10	韓国	株式	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	保険	1,663	10,169.69	16,912,211	9,609.90	15,981,264	3.44
11	韓国	株式	INTEROJO CO LTD	ヘルスケア機器・用品	3,470	3,494.08	12,124,475	4,156.51	14,423,107	3.10
12	韓国	株式	LOTTE CHEMICAL CORPORATION	化学	470	25,945.14	12,194,218	26,403.90	12,409,833	2.67
13	韓国	株式	KOREA AUTOGLASS CORPORATION	自動車部品	4,630	1,036.56	4,799,287	1,991.95	9,222,752	1.98
14	韓国	株式	HUCHEMS FINE CHEMICAL CORP	化学	4,995	1,661.66	8,300,032	1,842.67	9,204,162	1.98
15	韓国	株式	SK HOLDINGS CO LTD	コングロマリット	420	25,097.70	10,541,034	21,598.95	9,071,559	1.95
16	韓国	株式	LOTTE CHILSUNG BEVERAGE CO	飲料	50	209,365.20	10,468,260	180,722.10	9,036,105	1.94
17	韓国	株式	YOUNGONE CORP	繊維・アパレル・贅沢品	2,100	4,377.29	9,192,320	3,909.27	8,209,467	1.76
18	韓国	株式	HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	自動車	861	9,516.60	8,193,793	9,040.77	7,784,103	1.67
19	韓国	株式	INNOCEAN WORLDWIDE INC	メディア	915	6,448.72	5,900,582	8,061.12	7,375,925	1.58
20	韓国	株式	HANSAE CO., LTD	繊維・アパレル・贅沢品	1,885	5,122.16	9,655,290	3,876.61	7,307,419	1.57
21	韓国	株式	HYUNDAI GREENFOOD CO LTD	食品・生活必需品小売り	4,125	2,253.19	9,294,429	1,758.70	7,254,658	1.56
22	韓国	株式	MANDO CORP	自動車部品	350	14,516.56	5,080,798	20,572.64	7,200,427	1.55
23	韓国	株式	LG CHEM LTD - PREFERRED	化学	325	22,162.73	7,202,890	17,913.60	5,821,920	1.25
24	韓国	株式	KCC CORP	建設関連製品	145	39,325.94	5,702,262	37,553.24	5,445,221	1.17

25	韓国	株式	LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	食品	250	18,454.74	4,613,685	21,319.05	5,329,763	1.14
26	韓国	株式	I-SENS INC	ヘルスケア機器・用品	1,490	3,349.46	4,990,710	3,498.74	5,213,137	1.12
27	韓国	株式	CJ KOREA EXPRESS CO LTD	陸運・鉄道	265	17,280.57	4,579,352	19,593.00	5,192,145	1.11
28	韓国	株式	CUCKOO ELECTRONICS CO LTD	家庭用耐久財	315	23,838.14	7,509,017	16,467.45	5,187,247	1.11
29	韓国	株式	GS RETAIL CO LTD	食品・生活必需品小売り	1,050	4,691.27	4,925,839	4,739.64	4,976,622	1.07
30	韓国	株式	WAVE ELECTRONICS CO LTD	通信機器	1,620	2,357.22	3,818,704	2,812.99	4,557,052	0.98

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	0.97
		化学	6.38
		金属・鉱業	4.73
		航空宇宙・防衛	0.74
		建設関連製品	1.17
		コングロマリット	1.95
		航空貨物・物流サービス	0.76
		陸運・鉄道	1.93
		自動車部品	7.96
		自動車	2.57
		家庭用耐久財	5.21
		繊維・アパレル・贅沢品	4.13
		メディア	1.58
		食品・生活必需品小売り	2.63
		飲料	1.94
		食品	1.14
		パーソナル用品	1.11
		ヘルスケア機器・用品	5.10
		バイオテクノロジー	0.92
		医薬品	0.71
		銀行	5.17
		保険	9.64
		ソフトウェア	5.19
		通信機器	0.98
コンピュータ・周辺機器	13.51		
電子装置・機器・部品	0.85		
半導体・半導体製造装置	4.78		
電力	3.47		
各種消費者サービス	0.97		

合 計	98.33
-----	-------

オーロラファンド（香港投資ファンド）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （%）
1	香港	株式	TENCENT HOLDINGS LTD	インター ネットソ フトウェ ア・サー ビス	75,500	2,113.44	159,564,720	2,426.17	183,175,986	13.68
2	香港	株式	CHINA MOBILE LTD	無線通信 サービス	122,500	1,307.07	160,117,012	1,256.64	153,938,400	11.50
3	香港	株式	AIA GROUP LTD	保険	206,200	663.71	136,857,400	639.74	131,915,213	9.85
4	香港	株式	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	1,629,360	79.82	130,063,988	70.97	115,638,286	8.64
5	香港	株式	HSBC HLDGS	銀行	132,673	836.58	110,992,719	725.42	96,244,178	7.19
6	香港	株式	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	コングロ マリット	61,076	1,469.23	89,734,944	1,289.48	78,756,525	5.88
7	香港	株式	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	石油・ガ ス・消耗 燃料	675,800	80.25	54,235,383	76.39	51,629,768	3.85
8	香港	株式	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産管 理・開発	144,000	349.27	50,295,375	332.01	47,809,440	3.57
9	香港	株式	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産管 理・開発	31,576	1,502.25	47,435,235	1,298.76	41,009,835	3.06
10	香港	株式	CHINA UNICOM HONGKONG LTD	各種電気 通信サー ビス	330,000	135.68	44,774,729	120.38	39,725,532	2.96
11	香港	株式	CHEUNG KONG PROPERTY HOLDING	不動産管 理・開発	54,576	785.40	42,863,991	694.72	37,915,148	2.83
12	香港	株式	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	銀行	890,000	42.98	38,254,692	39.98	35,585,760	2.65
13	香港	株式	CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	保険	79,600	428.56	34,113,963	374.13	29,781,225	2.22
14	香港	株式	IND & COMM BK OF CHINA-H	銀行	413,775	70.97	29,366,274	58.54	24,225,699	1.81
15	香港	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	48,000	622.60	29,885,184	484.09	23,236,416	1.73
16	香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	各種金融 サービス	8,800	2,918.83	25,685,721	2,614.66	23,009,078	1.71
17	香港	株式	SINO LAND CO. LTD	不動産管 理・開発	126,000	171.20	21,571,898	168.50	21,231,504	1.58
18	香港	株式	HKT TRUST AND HKT LTD	各種電気 通信サー ビス	91,000	151.62	13,797,541	161.36	14,684,124	1.09
19	香港	株式	BANK OF CHINA LTD-H	銀行	308,100	53.12	16,366,765	45.12	13,902,951	1.03
20	香港	株式	SINOPEC KANTONS HOLDINGS	石油・ガ ス・消耗 燃料	242,000	61.26	14,825,211	54.40	13,166,446	0.98
21	香港	株式	CT ENVIRONMENTAL GROUP LTD	水道	422,000	35.46	14,965,503	29.41	12,413,889	0.92
22	香港	株式	CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	保険	54,242	330.38	17,920,854	208.77	11,324,298	0.84
23	香港	株式	BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	自動車	100,000	114.25	11,425,384	106.10	10,610,040	0.79
24	香港	株式	3SBIO, INC	バイオテ クノロジ ー	92,500	116.21	10,750,233	107.24	9,919,959	0.74

25	アメリカ	株式	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	インターネットソフトウェア・サービス	1,000	9,121.48	9,121,486	8,982.81	8,982,811	0.67
26	香港	株式	NEWOCEAN ENERGY HLDGS LTD	石油・ガス・消耗燃料	206,000	47.26	9,736,961	37.27	7,677,785	0.57
27	香港	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	28,000	409.83	11,475,408	243.61	6,821,270	0.50
28	香港	株式	WANT WANT CHINA HOLDINGS LTD	食品	84,000	69.98	5,878,339	78.25	6,573,370	0.49
29	香港	株式	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	銀行	18,500	357.00	6,604,500	338.43	6,261,066	0.46
30	香港	株式	CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	医薬品	112,000	78.39	8,780,486	49.98	5,597,760	0.41

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	5.41
		コングロマリット	6.16
		自動車	0.79
		食品	0.49
		バイオテクノロジー	0.74
		医薬品	0.53
		銀行	21.80
		各種金融サービス	1.71
		保険	15.17
		不動産管理・開発	11.05
		インターネットソフトウェア・サービス	14.35
		各種電気通信サービス	4.06
		無線通信サービス	11.50
		電力	0.32
ガス	0.28		
水道	0.92		
合 計			95.35

#### オーロラファンド（タイ投資ファンド）

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	タイ	株式	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	413,000	868.17	358,557,379	964.10	398,173,300	7.89
2	タイ	株式	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	318,000	917.45	291,749,100	1,222.23	388,669,140	7.70
3	タイ	株式	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	197,000	1,411.94	278,152,180	1,492.80	294,081,600	5.82
4	タイ	株式	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア	3,630,000	60.02	217,883,490	74.64	270,943,200	5.37

				ア・サービス						
5	タイ	株式	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品 小売り	1,310,000	155.50	203,705,000	152.39	199,630,900	3.95
6	タイ	株式	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	986,753	173.56	171,266,420	188.93	186,429,711	3.69
7	タイ	株式	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	1,040,000	141.50	147,165,200	177.27	184,360,800	3.65
8	タイ	株式	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	銀行	440,000	414.13	182,220,785	412.07	181,313,000	3.59
9	タイ	株式	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信 サービス	345,000	692.19	238,806,240	508.48	175,427,325	3.47
10	タイ	株式	KASIKORN BANK PCL(F)	銀行	290,000	535.66	155,343,256	547.36	158,734,400	3.14
11	タイ	株式	CHULARAT HOSPITAL PCL-FOREIGN	ヘルスケア・プロ バイダー/ ヘルスケア・サービス	17,500,000	7.15	125,177,500	8.89	155,655,500	3.08
12	タイ	株式	LAND & HOUSES PUB - NVDR	不動産管理・開発	5,100,000	27.56	140,577,970	26.59	135,611,550	2.68
13	タイ	株式	THAI UNION GROUP PCL- F	食品	1,707,872	54.28	92,704,451	68.41	116,852,602	2.31
14	タイ	株式	GLOW ENERGY PCL- FOREIGN	独立系発電事業 者・エネルギー販 売業者	365,000	266.76	97,370,595	269.01	98,190,475	1.94
15	タイ	株式	BUMRUNGRAD HOSPITAL- FOREIGN	ヘルスケア・プロ バイダー/ ヘルスケア・サービス	155,000	665.54	103,158,700	601.78	93,276,675	1.84
16	タイ	株式	BANGKOK BANK(F)	銀行	180,000	510.04	91,807,200	514.70	92,646,900	1.83
17	タイ	株式	PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	石油・ガス・消耗 燃料	355,004	219.39	77,885,631	249.57	88,601,011	1.75
18	タイ	株式	BANGKOK INSURANCE PUB-FORGN	保険	75,936	1,107.16	84,073,302	1,110.27	84,309,463	1.67
19	タイ	株式	ROBINSON DEPARTMENT STORE (F)	複合小売り	430,000	119.73	51,486,050	183.49	78,900,700	1.56
20	タイ	株式	MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	ホテル・レストラン・レジ ャー	630,000	94.85	59,758,650	124.40	78,372,000	1.55
21	タイ	株式	EASTERN WATER RESOURCES DEV (F)	水道	1,652,400	35.14	58,070,293	38.87	64,237,050	1.27
22	タイ	株式	KRUNG THAI BANK PUB CO-FOREI	銀行	1,182,994	52.87	62,544,893	53.49	63,280,715	1.25
23	タイ	株式	BANGKOK EXPRESSWAY AND METRO PCL-F	運送インフラ	3,163,845	16.74	52,985,502	19.74	62,481,193	1.23
24	タイ	株式	TRUE CORP PCL(F)	各種電気通信サー ビス	2,740,500	29.27	80,239,898	22.54	61,791,424	1.22
25	タイ	株式	INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	無線通信 サービス	360,000	215.37	77,535,899	171.05	61,578,000	1.22
26	タイ	株式	KIATNAKIN BANK PCL- FOR	銀行	450,000	104.18	46,883,250	129.84	58,429,125	1.15
27	タイ	株式	MAJOR CINEPLEX GROUP- FOREIGN	メディア	545,000	95.63	52,119,712	97.96	53,390,925	1.05
28	タイ	株式	MBK PCL(F)	不動産管	1,150,000	42.60	48,998,050	44.78	51,501,600	1.02

				理・開発						
29	タイ	株式	NAMYONG TERMINAL PCL-(F)	運送インフラ	1,150,900	47.58	54,763,274	41.98	48,320,536	0.95
30	タイ	株式	SUPALAI PUBLIC CO LTD-FOR	不動産管理・開発	760,000	58.15	44,199,320	63.13	47,981,080	0.95

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国外	石油・ガス・消耗燃料	11.68
		化学	5.46
		建設資材	6.23
		建設・土木	2.94
		商業サービス・用品	0.54
		航空貨物・物流サービス	0.16
		旅客航空輸送業	0.88
		運送インフラ	9.90
		ホテル・レストラン・レジャー	1.55
		メディア	1.05
		複合小売り	1.56
		専門小売り	0.25
		食品・生活必需品小売り	4.55
		食品	4.05
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	11.11
		医薬品	0.56
		銀行	11.83
		保険	2.20
		不動産管理・開発	8.63
		電子装置・機器・部品	0.40
各種電気通信サービス	1.97		
無線通信サービス	4.69		
水道	1.27		
消費者金融	1.07		
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	2.24		
新株予約権証券			0.00
合計			96.90

オーロラファンド（日本投資ファンド）

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	キーエンス	電気機器	300	63,580.00	19,074,000	70,400.00	21,120,000	3.49
2	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	3,600	4,486.00	16,149,600	4,855.00	17,478,000	2.89
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシ	銀行業	31,500	790.60	24,903,900	553.80	17,444,700	2.89

			ヤル・グループ							
4	日本	株式	鹿島建設	建設業	23,000	697.00	16,031,000	755.00	17,365,000	2.87
5	日本	株式	ダイフク	機械	8,500	1,803.00	15,325,500	1,921.00	16,328,500	2.70
6	日本	株式	シスメックス	電気機器	2,000	6,970.00	13,940,000	8,100.00	16,200,000	2.68
7	日本	株式	味の素	食料品	5,600	2,707.00	15,159,200	2,675.50	14,982,800	2.48
8	日本	株式	S M C	機械	500	31,340.00	15,670,000	28,250.00	14,125,000	2.34
9	日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	3,100	4,852.00	15,041,200	4,502.00	13,956,200	2.31
10	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,000	17,355.00	17,355,000	12,950.00	12,950,000	2.14
11	日本	株式	ソニー	電気機器	3,900	3,480.00	13,572,000	3,100.00	12,090,000	2.00
12	日本	株式	大和ハウス工業	建設業	3,700	3,196.00	11,825,200	3,217.00	11,902,900	1.97
13	日本	株式	N T T ドコモ	情報・通信業	4,200	2,357.50	9,901,500	2,779.00	11,671,800	1.93
14	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,000	7,469.00	14,938,000	5,783.00	11,566,000	1.91
15	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,800	4,692.00	13,137,600	3,839.00	10,749,200	1.78
16	日本	株式	ショーボンドホールディングス	建設業	2,000	4,815.00	9,630,000	5,190.00	10,380,000	1.72
17	日本	株式	K D D I	情報・通信業	3,200	2,946.00	9,427,200	3,237.00	10,358,400	1.71
18	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2,800	4,860.00	13,608,000	3,617.00	10,127,600	1.67
19	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2,100	5,511.00	11,573,100	4,744.00	9,962,400	1.65
20	日本	株式	三井化学	化学	23,000	461.00	10,603,000	417.00	9,591,000	1.58
21	日本	株式	M S & A D インシュアランスグループホール	保険業	2,900	3,592.00	10,416,800	3,162.00	9,169,800	1.51
22	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	900	11,570.00	10,413,000	10,135.00	9,121,500	1.51
23	日本	株式	三井物産	卸売業	6,800	1,540.50	10,475,400	1,335.00	9,078,000	1.50
24	日本	株式	三菱商事	卸売業	4,500	2,212.50	9,956,250	1,967.00	8,851,500	1.46
25	日本	株式	セコム	サービス業	1,000	8,117.00	8,117,000	8,685.00	8,685,000	1.43
26	日本	株式	東レ	繊維製品	9,000	1,062.50	9,562,500	959.10	8,631,900	1.43
27	日本	株式	オリックス	その他金融業	5,600	1,781.50	9,976,400	1,540.00	8,624,000	1.42
28	日本	株式	ファナック	電気機器	500	21,555.00	10,777,500	16,980.00	8,490,000	1.40
29	日本	株式	三井金属鉱業	非鉄金属	43,000	194.62	8,368,720	195.00	8,385,000	1.38
30	日本	株式	新日鐵住金	鉄鋼	3,600	2,263.03	8,146,914	2,290.00	8,244,000	1.36

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率 (%)
株式	国内	鉱業	1.19
		建設業	8.79
		食料品	2.48
		繊維製品	2.39
		化学	7.14
		医薬品	1.20
		ゴム製品	0.95
		鉄鋼	2.60

	非鉄金属	2.27
	機械	10.40
	電気機器	17.29
	輸送用機器	4.47
	その他製品	0.81
	陸運業	3.12
	海運業	1.28
	情報・通信業	7.79
	卸売業	4.04
	小売業	3.57
	銀行業	5.84
	保険業	3.83
	その他金融業	1.42
	不動産業	1.35
	サービス業	2.50
合 計		96.84

#### オーロラファンド（マネープールファンド）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第16回	10,000,000	100.31	10,031,344	100.31	10,031,344	2	2016/7/28	2.77
2	日本	特殊債券	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第14回	10,000,000	100.11	10,011,820	100.11	10,011,820	1.9	2016/6/22	2.76
3	日本	特殊債券	農林債券 利付第733回い号	10,000,000	100.03	10,003,776	100.03	10,003,776	0.55	2016/6/27	2.76

#### 種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
特殊債券	8.31
合 計	8.31

#### 【投資不動産物件】

##### オーロラファンド（韓国投資ファンド）

該当事項はありません。

##### オーロラファンド（香港投資ファンド）

該当事項はありません。

##### オーロラファンド（タイ投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラファンド（日本投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラファンド（マネープールファンド）

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

オーロラファンド（韓国投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラファンド（香港投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラファンド（タイ投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラファンド（日本投資ファンド）

該当事項はありません。

オーロラファンド（マネープールファンド）

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

オーロラファンド（韓国投資ファンド）

平成 28 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 10 計算期間	（2006 年 10 月 30 日）	1,384	1,432	2.1465	2.2214
第 11 計算期間	（2007 年 10 月 30 日）	1,787	1,864	3.0621	3.1955
第 12 計算期間	（2008 年 10 月 30 日）	568	568	0.8840	0.8840
第 13 計算期間	（2009 年 10 月 30 日）	1,060	1,089	1.4239	1.4624
第 14 計算期間	（2010 年 11 月 1 日）	825	852	1.5495	1.5995
第 15 計算期間	（2011 年 10 月 31 日）	877	901	1.6796	1.7256
第 16 計算期間	（2012 年 10 月 30 日）	773	791	1.6442	1.6822
第 17 計算期間	（2013 年 10 月 30 日）	690	706	2.1100	2.1600

第 18 計算期間	(2014 年 10 月 30 日)	609	625	2.2777	2.3377
第 19 計算期間	(2015 年 10 月 30 日)	532	551	2.3143	2.3943
	2015 年 5 月末日	609		2.5510	
	6 月末日	579		2.4791	
	7 月末日	567		2.4323	
	8 月末日	537		2.2864	
	9 月末日	521		2.2237	
	10 月末日	532		2.3143	
	11 月末日	544		2.3084	
	12 月末日	512		2.1924	
	2016 年 1 月末日	498		2.1379	
	2 月末日	462		1.9865	
	3 月末日	505		2.1712	
	4 月末日	485		2.0931	
	5 月末日	464		2.0065	

#### オーロラファンド（香港投資ファンド）

平成 28 年 5 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第 15 計算期間	(2006 年 10 月 30 日)	3,098	3,208	1.1601	1.2014
第 16 計算期間	(2007 年 10 月 30 日)	5,538	5,782	1.9287	2.0137
第 17 計算期間	(2008 年 10 月 30 日)	1,963	1,999	0.8046	0.8196
第 18 計算期間	(2009 年 10 月 30 日)	2,997	3,111	1.2709	1.3193
第 19 計算期間	(2010 年 11 月 1 日)	2,585	2,689	1.3726	1.4276
第 20 計算期間	(2011 年 10 月 31 日)	1,955	2,005	1.1631	1.1931
第 21 計算期間	(2012 年 10 月 30 日)	1,882	1,952	1.2010	1.2460
第 22 計算期間	(2013 年 10 月 30 日)	1,704	1,756	1.3046	1.3446
第 23 計算期間	(2014 年 10 月 30 日)	1,563	1,614	1.3707	1.4157
第 24 計算期間	(2015 年 10 月 30 日)	1,547	1,587	1.3572	1.3922
	2015 年 5 月末日	1,895		1.6420	
	6 月末日	1,803		1.5585	
	7 月末日	1,713		1.4723	
	8 月末日	1,492		1.3067	
	9 月末日	1,457		1.2610	
	10 月末日	1,547		1.3572	
	11 月末日	1,481		1.3217	

12月末日	1,436		1.3219
2016年1月末日	1,250		1.1556
2月末日	1,263		1.1588
3月末日	1,350		1.2477
4月末日	1,374		1.2720
5月末日	1,338		1.2403

#### オーロラファンド（タイ投資ファンド）

平成28年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第12計算期間 (2006年10月30日)	11,871	12,208	0.3480	0.3579
第13計算期間 (2007年10月30日)	16,380	16,741	0.4421	0.4518
第14計算期間 (2008年10月30日)	5,437	5,635	0.1919	0.1989
第15計算期間 (2009年10月30日)	8,217	8,458	0.3372	0.3471
第16計算期間 (2010年11月1日)	9,979	10,178	0.5016	0.5116
第17計算期間 (2011年10月31日)	7,300	7,431	0.5012	0.5102
第18計算期間 (2012年10月30日)	7,942	8,180	0.6335	0.6525
第19計算期間 (2013年10月30日)	7,597	7,775	0.7236	0.7406
第20計算期間 (2014年10月30日)	6,594	6,728	0.7373	0.7523
第21計算期間 (2015年10月30日)	5,098	5,145	0.6424	0.6484
2015年5月末日	5,861		0.6973	
6月末日	5,831		0.7003	
7月末日	5,408		0.6613	
8月末日	5,220		0.6438	
9月末日	5,109		0.6336	
10月末日	5,098		0.6424	
11月末日	5,049		0.6344	
12月末日	4,784		0.6148	
2016年1月末日	4,735		0.6115	
2月末日	4,923		0.6398	
3月末日	5,137		0.6696	
4月末日	5,112		0.6723	
5月末日	5,045		0.6776	

#### オーロラファンド（日本投資ファンド）

平成28年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20計算期間	(2006年10月30日)	1,443	1,456	0.5587	0.5637
第21計算期間	(2007年10月30日)	1,299	1,306	0.5697	0.5727
第22計算期間	(2008年10月30日)	741	744	0.3144	0.3154
第23計算期間	(2009年10月30日)	696	698	0.3171	0.3181
第24計算期間	(2010年11月1日)	591	593	0.2954	0.2964
第25計算期間	(2011年10月31日)	587	589	0.2967	0.2977
第26計算期間	(2012年10月30日)	516	520	0.2909	0.2929
第27計算期間	(2013年10月30日)	761	771	0.4758	0.4818
第28計算期間	(2014年10月30日)	849	856	0.4878	0.4918
第29計算期間	(2015年10月30日)	745	754	0.5799	0.5869
	2015年5月末日	850		0.6478	
	6月末日	832		0.6307	
	7月末日	814		0.6237	
	8月末日	771		0.5784	
	9月末日	699		0.5298	
	10月末日	745		0.5799	
	11月末日	755		0.5900	
	12月末日	726		0.5783	
	2016年1月末日	655		0.5284	
	2月末日	590		0.4809	
	3月末日	598		0.5022	
	4月末日	589		0.5004	
	5月末日	603		0.5155	

#### オーロラファンド(マネーブルファンド)

平成28年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第20計算期間	(2006年10月30日)	529	529	1.0017	1.0022
第21計算期間	(2007年10月30日)	437	437	1.0035	1.0040
第22計算期間	(2008年10月30日)	419	419	1.0051	1.0061
第23計算期間	(2009年10月30日)	356	356	1.0059	1.0064
第24計算期間	(2010年11月1日)	444	445	1.0063	1.0068
第25計算期間	(2011年10月31日)	502	502	1.0070	1.0070
第26計算期間	(2012年10月30日)	450	450	1.0078	1.0078
第27計算期間	(2013年10月30日)	463	463	1.0084	1.0084

第 28 計算期間	(2014 年 10 月 30 日)	448	448	1.0085	1.0090
第 29 計算期間	(2015 年 10 月 30 日)	468	468	1.0084	1.0089
	2015 年 5 月末日	490		1.0087	
	6 月末日	496		1.0088	
	7 月末日	483		1.0088	
	8 月末日	445		1.0089	
	9 月末日	444		1.0089	
	10 月末日	468		1.0084	
	11 月末日	452		1.0085	
	12 月末日	434		1.0085	
	2016 年 1 月末日	424		1.0086	
	2 月末日	406		1.0086	
	3 月末日	382		1.0087	
	4 月末日	374		1.0087	
	5 月末日	361		1.0086	

#### 【分配の推移】

#### オーロラファンド（韓国投資ファンド）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 10 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	0.0800 円
第 11 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	0.1400 円
第 12 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	0.0000 円
第 13 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	0.0400 円
第 14 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	0.0500 円
第 15 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	0.0460 円
第 16 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	0.0380 円
第 17 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	0.0500 円
第 18 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	0.0600 円
第 19 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	0.0800 円

#### オーロラファンド（香港投資ファンド）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 15 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	0.0420 円
第 16 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	0.0850 円
第 17 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	0.0150 円
第 18 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	0.0500 円
第 19 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	0.0550 円

第 20 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	0.0300 円
第 21 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	0.0450 円
第 22 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	0.0400 円
第 23 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	0.0450 円
第 24 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	0.0350 円

オーロラファンド（タイ投資ファンド）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 12 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	0.0100 円
第 13 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	0.0100 円
第 14 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	0.0070 円
第 15 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	0.0100 円
第 16 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	0.0100 円
第 17 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	0.0090 円
第 18 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	0.0190 円
第 19 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	0.0170 円
第 20 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	0.0150 円
第 21 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	0.0060 円

オーロラファンド（日本投資ファンド）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 20 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	0.0050 円
第 21 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	0.0030 円
第 22 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	0.0010 円
第 24 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	0.0010 円
第 25 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	0.0010 円
第 26 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	0.0020 円
第 27 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	0.0060 円
第 28 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	0.0040 円
第 29 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	0.0070 円

オーロラファンド（マネープールファンド）

	計算期間	1 口当たりの分配金
第 20 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	0.0005 円
第 21 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	0.0005 円
第 22 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	0.0010 円
第 23 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	0.0005 円
第 24 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	0.0005 円

第 25 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	0.0000 円
第 26 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	0.0000 円
第 27 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	0.0000 円
第 28 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	0.0005 円
第 29 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	0.0005 円

### 【収益率の推移】

#### オーロラファンド（韓国投資ファンド）

	計算期間	収益率
第 10 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	35.2%
第 11 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	48.9%
第 12 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	71.1%
第 13 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	65.4%
第 14 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	12.3%
第 15 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	11.4%
第 16 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	0.2%
第 17 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	31.4%
第 18 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	10.8%
第 19 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	5.1%
第 20 期（中間期）	2015 年 10 月 31 日～2016 年 4 月 30 日	9.6%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

#### オーロラファンド（香港投資ファンド）

	計算期間	収益率
第 15 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	25.3%
第 16 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	73.6%
第 17 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	57.5%
第 18 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	64.0%
第 19 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	12.3%
第 20 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	13.1%
第 21 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	7.1%
第 22 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	12.0%
第 23 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	8.5%
第 24 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	1.6%
第 25 期（中間期）	2015 年 10 月 31 日～2016 年 4 月 30 日	6.3%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

オーロラファンド（タイ投資ファンド）

	計算期間	収益率
第 12 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	10.6%
第 13 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	29.8%
第 14 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	55.0%
第 15 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	80.9%
第 16 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	51.7%
第 17 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	1.7%
第 18 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	30.2%
第 19 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	16.9%
第 20 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	4.0%
第 21 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	12.1%
第 22 期（中間期）	2015 年 10 月 31 日～2016 年 4 月 30 日	4.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

オーロラファンド（日本投資ファンド）

	計算期間	収益率
第 20 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	17.8%
第 21 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	2.5%
第 22 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	44.6%
第 23 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	1.2%
第 24 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	6.5%
第 25 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	0.8%
第 26 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	1.3%
第 27 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	65.6%
第 28 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	3.4%
第 29 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	20.3%
第 30 期（中間期）	2015 年 10 月 31 日～2016 年 4 月 30 日	13.7%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

オーロラファンド（マネープールファンド）

	計算期間	収益率
第 20 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	0.1%
第 21 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	0.2%
第 22 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	0.3%
第 23 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	0.1%
第 24 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	0.1%

第 25 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	0.1%
第 26 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	0.1%
第 27 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	0.1%
第 28 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	0.1%
第 29 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	0.0%
第 30 期（中間期）	2015 年 10 月 31 日～2016 年 4 月 30 日	0.0%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

#### （４）【設定及び解約の実績】

##### オーロラファンド（韓国投資ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 10 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	845,009,344	976,972,002	644,935,766
第 11 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	569,624,594	630,949,302	583,611,058
第 12 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	426,015,489	366,629,629	642,996,918
第 13 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	345,891,099	243,992,759	744,895,258
第 14 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	99,974,833	311,904,651	532,965,440
第 15 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	132,496,562	143,175,224	522,286,778
第 16 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	46,628,326	98,697,057	470,218,047
第 17 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	39,342,554	182,287,249	327,273,352
第 18 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	36,147,711	95,761,901	267,659,162
第 19 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	17,140,798	54,658,616	230,141,344
第 20 期（中間期）	2015 年 10 月 31 日～2016 年 4 月 30 日	6,631,663	5,005,276	231,767,731

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

##### オーロラファンド（香港投資ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 15 計算期間	2005 年 11 月 1 日～2006 年 10 月 30 日	412,497,339	667,977,837	2,670,649,531
第 16 計算期間	2006 年 10 月 31 日～2007 年 10 月 30 日	1,296,992,013	1,096,170,951	2,871,470,593
第 17 計算期間	2007 年 10 月 31 日～2008 年 10 月 30 日	633,519,157	1,064,840,542	2,440,149,208
第 18 計算期間	2008 年 10 月 31 日～2009 年 10 月 30 日	247,889,668	329,801,282	2,358,237,594
第 19 計算期間	2009 年 10 月 31 日～2010 年 11 月 1 日	260,375,929	734,993,283	1,883,620,240
第 20 計算期間	2010 年 11 月 2 日～2011 年 10 月 31 日	124,775,141	327,350,274	1,681,045,107
第 21 計算期間	2011 年 11 月 1 日～2012 年 10 月 30 日	158,459,115	272,310,532	1,567,193,690
第 22 計算期間	2012 年 10 月 31 日～2013 年 10 月 30 日	111,079,312	371,931,271	1,306,341,731
第 23 計算期間	2013 年 10 月 31 日～2014 年 10 月 30 日	75,227,274	240,772,297	1,140,796,708
第 24 計算期間	2014 年 10 月 31 日～2015 年 10 月 30 日	201,306,782	201,758,530	1,140,344,960
第 25 期（中間期）	2015 年 10 月 31 日～2016 年 4 月 30 日	39,782,740	99,237,529	1,080,890,171

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

オーロラファンド（タイ投資ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第12計算期間	2005年11月1日～2006年10月30日	10,809,233,444	9,561,996,631	34,112,033,101
第13計算期間	2006年10月31日～2007年10月30日	19,444,951,053	16,502,273,388	37,054,710,766
第14計算期間	2007年10月31日～2008年10月30日	4,504,446,134	13,225,356,440	28,333,800,460
第15計算期間	2008年10月31日～2009年10月30日	1,458,371,863	5,422,508,374	24,369,663,949
第16計算期間	2009年10月31日～2010年11月1日	3,313,473,828	7,787,171,502	19,895,966,275
第17計算期間	2010年11月2日～2011年10月31日	2,396,558,151	7,727,147,669	14,565,376,757
第18計算期間	2011年11月1日～2012年10月30日	1,180,587,530	3,209,220,375	12,536,743,912
第19計算期間	2012年10月31日～2013年10月30日	1,778,003,555	3,815,743,432	10,499,004,035
第20計算期間	2013年10月31日～2014年10月30日	598,386,662	2,152,802,541	8,944,588,156
第21計算期間	2014年10月31日～2015年10月30日	314,399,254	1,322,510,655	7,936,476,755
第22期（中間期）	2015年10月31日～2016年4月30日	118,982,036	450,792,603	7,604,666,188

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

オーロラファンド（日本投資ファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第20計算期間	2005年11月1日～2006年10月30日	1,424,544,138	1,695,181,655	2,584,393,332
第21計算期間	2006年10月31日～2007年10月30日	896,534,236	1,200,013,525	2,280,914,043
第22計算期間	2007年10月31日～2008年10月30日	1,194,031,955	1,115,370,485	2,359,575,513
第23計算期間	2008年10月31日～2009年10月30日	527,508,785	691,799,778	2,195,284,520
第24計算期間	2009年10月31日～2010年11月1日	1,012,116,607	1,206,112,207	2,001,288,920
第25計算期間	2010年11月2日～2011年10月31日	610,607,459	632,782,819	1,979,113,560
第26計算期間	2011年11月1日～2012年10月30日	391,176,641	593,170,646	1,777,119,555
第27計算期間	2012年10月31日～2013年10月30日	956,717,687	1,132,867,007	1,600,970,235
第28計算期間	2013年10月31日～2014年10月30日	892,799,458	753,000,261	1,740,769,432
第29計算期間	2014年10月31日～2015年10月30日	721,266,269	1,176,909,166	1,285,126,535
第30期（中間期）	2015年10月31日～2016年4月30日	38,047,248	145,299,372	1,177,874,411

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

オーロラファンド（マネープールファンド）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第20計算期間	2005年11月1日～2006年10月30日	1,800,662,703	1,752,785,108	528,129,547
第21計算期間	2006年10月31日～2007年10月30日	2,036,942,501	2,129,513,128	435,558,920
第22計算期間	2007年10月31日～2008年10月30日	1,071,783,572	1,090,289,463	417,053,029
第23計算期間	2008年10月31日～2009年10月30日	318,300,897	381,073,807	354,280,119
第24計算期間	2009年10月31日～2010年11月1日	540,998,708	453,261,249	442,017,578

第 25 計算期間	2010 年 11 月 2 日 ~ 2011 年 10 月 31 日	719,511,152	662,273,057	499,255,673
第 26 計算期間	2011 年 11 月 1 日 ~ 2012 年 10 月 30 日	475,708,674	527,588,951	447,375,396
第 27 計算期間	2012 年 10 月 31 日 ~ 2013 年 10 月 30 日	769,196,731	757,055,881	459,516,246
第 28 計算期間	2013 年 10 月 31 日 ~ 2014 年 10 月 30 日	438,716,247	453,705,589	444,526,904
第 29 計算期間	2014 年 10 月 31 日 ~ 2015 年 10 月 30 日	474,569,519	454,814,702	464,281,721
第 30 期 (中間期)	2015 年 10 月 31 日 ~ 2016 年 4 月 30 日	5,574,525	98,129,795	371,726,451

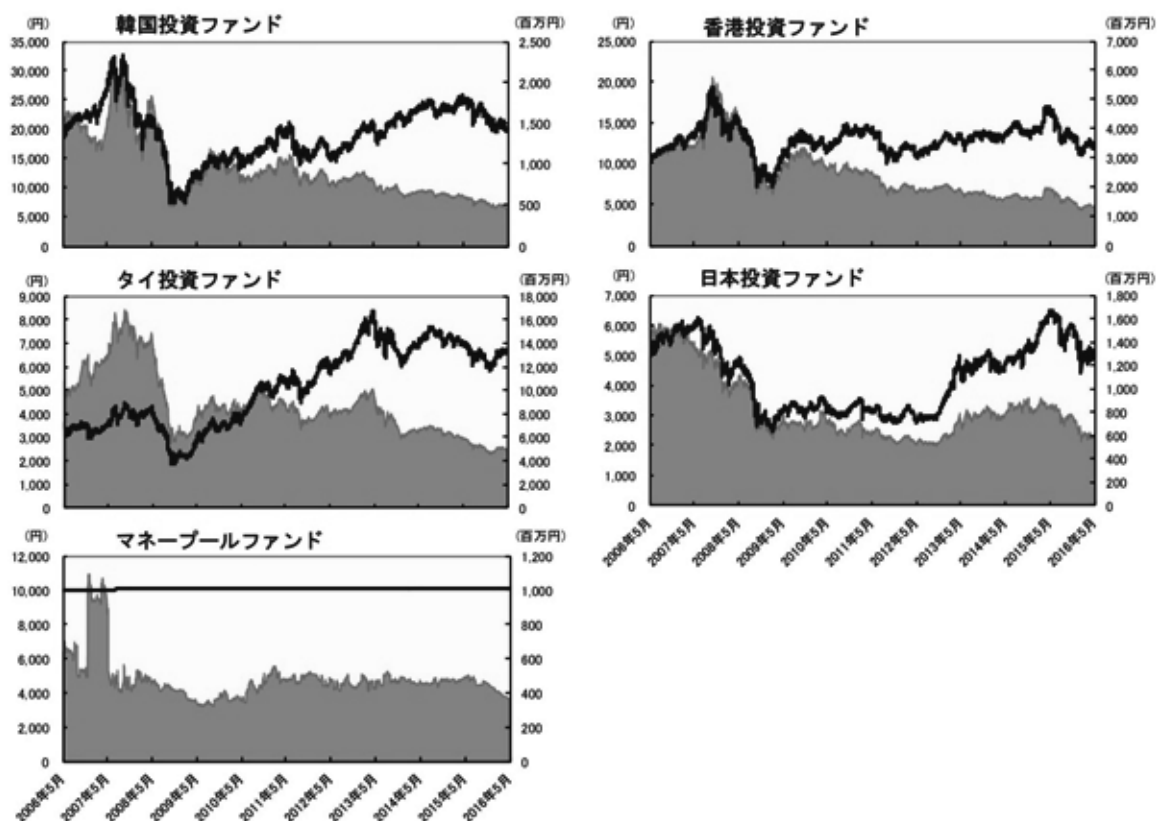
本邦外における設定及び解約の実績はありません。

## 運用実績 (2016年5月31日現在)

### 基準価額・純資産の推移

(日次)

— 基準価額(分配後、1万口あたり)(左軸)  
 ■ 純資産総額(右軸)



### 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

	韓国投資ファンド	香港投資ファンド	タイ投資ファンド	日本投資ファンド	マネーブルファンド
2015年10月	800 円	350 円	60 円	70 円	5 円
2014年10月	600 円	450 円	150 円	40 円	5 円
2013年10月	500 円	400 円	170 円	60 円	0 円
2012年10月	380 円	450 円	190 円	20 円	0 円
2011年10月	460 円	300 円	90 円	10 円	0 円
設定来累計	6,700 円	10,720 円	1,400 円	2,780 円	2,723 円

## 主要な資産の状況

### 銘柄別投資比率(上位)

#### 韓国投資ファンド

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	SAMSUNG ELECTRONICS	コンピュータ・周辺機器	13.5
2	DONGBU INSURANCE CO LTD	保険	5.3
3	NCSOFT CORPORATION	ソフトウェア	5.2
4	SK HYNIX INC	半導体・半導体製造装置	4.8
5	HYUNDAI MOBIS	自動車部品	4.4
6	COWAY CO LTD	家庭用耐久財	4.1
7	SHINHAN FINANCIAL GROUP	銀行	3.7
8	KOREA ZINC CO LTD	金属・鉱業	3.6
9	KOREA ELECTRIC POWER	電力	3.5
10	SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	保険	3.4

#### 香港投資ファンド

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	TENCENT HOLDINGS LTD	インターネットソフトウェア・サービス	13.7
2	CHINA MOBILE LTD	無線通信サービス	11.5
3	ALIA GROUP LTD	保険	9.9
4	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	銀行	8.6
5	HSBC HLDGS	銀行	7.2
6	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	コングロマリット	5.9
7	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	石油・ガス・消耗燃料	3.9
8	CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	不動産管理・開発	3.6
9	SUN HUNG KAI PROPERTIES	不動産管理・開発	3.1
10	CHINA UNICOM HONGKONG LTD	各種電気通信サービス	3.0

#### タイ投資ファンド

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	PTT PCL(F)	石油・ガス・消耗燃料	7.9
2	AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	運送インフラ	7.7
3	SIAM CEMENT PUBLIC (F)	建設資材	5.8
4	BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	5.4
5	CP ALL PCL-FOREIGN	食品・生活必需品小売り	4.0
6	PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	化学	3.7
7	CENTRAL PATTANA(F)	不動産管理・開発	3.7
8	SIAM COMMERCIAL BANK (F)	銀行	3.6
9	ADVANCED INFO SERVICE (F)	無線通信サービス	3.5
10	KASIKORN BANK PCL(F)	銀行	3.1

#### 日本投資ファンド

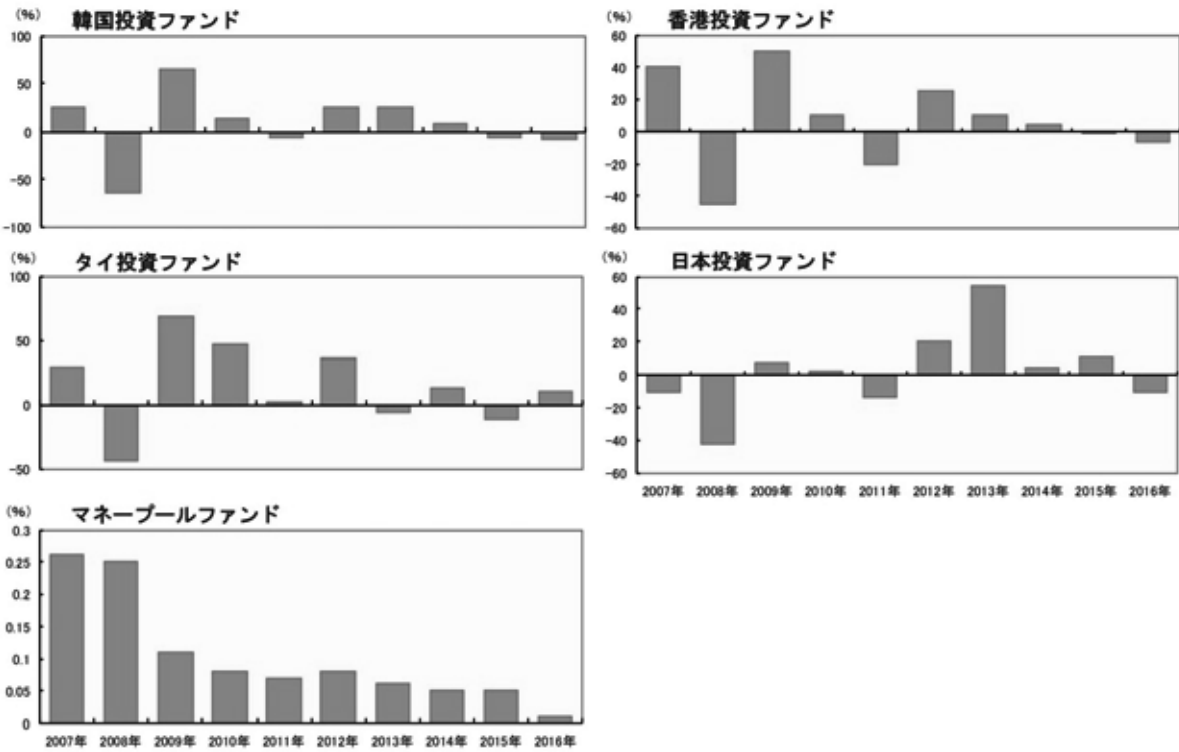
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	キーエンス	電気機器	3.5
2	日本電信電話	情報・通信業	2.9
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.9
4	鹿島建設	建設業	2.9
5	ダイフク	機械	2.7
6	シスメックス	電気機器	2.7
7	味の素	食料品	2.5
8	SMC	機械	2.3
9	富士フィルムホールディングス	化学	2.3
10	村田製作所	電気機器	2.1

#### マネーボールファンド

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第16回	特殊債券	2.8
2	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第14回	特殊債券	2.8
3	農林債券 利付第733回い号	特殊債券	2.8

## 年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・マネープールファンドにはベンチマークはありません。
- ・2016年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれ  
ます。

取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会  
所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

また、「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」および「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、  
販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得（スイッチングによる取得の申込みを含み  
ます。）の申込みができません。

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は各ファンドにつき10万口以上1口単位（当初元本1口＝1円）または10万円以上1円単位とし  
ます。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。販売会社や申込形態によっては、取得申  
込単位が異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは3千円以上1円単位とします。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約を締結した場合、当該契約で規定する取得  
申込の単位でお申込みいただけます。

当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用する  
ことがあります。

「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」および「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、受益権  
の販売価額は取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」については、受益権の販売価額は取得申込日の基準  
価額とします。

なお、「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」以外の各ファンドをご換金した場合の手取金  
をもって、「日本投資ファンド」もしくは「マネープールファンド」の取得申込みする場合に限り、取得申  
込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「マネープールファンド」の取得は、スイッチングの場合に限ります。

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しく  
は販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止（「日本投資ファンド」および「マネープール  
ファンド」を除きます）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託  
者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受け付けを中止すること、およ  
び既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受け付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

（ ）「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」および「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、取

得申込日の翌営業日の基準価額に 2.16% (税抜 2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

「日本投資ファンド」については、取得申込日の基準価額に 2.16% (税抜 2.0%)以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、「マネープールファンド」へのスイッチングの場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

( )収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金（解約）手続等】

### (a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に 1 口単位または 1 円単位で一部解約の実行を請求することができます。

解約のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。一部解約の実行の請求の受付については、午後 3 時まで、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

「香港投資ファンド」および「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、換金価額は、解約申込み受付日の翌営業日の基準価額となります。

「韓国投資ファンド」については、換金価額は解約申込み受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額を 1 口当たり換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」については、換金価額は、解約申込み受付日の基準価額となります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」、「タイ投資ファンド」および「日本投資ファンド」の各ファンドについては、1 日 1 件 10 億円を超える一部解約は行なえません。

また、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として解約申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

なお、「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」および「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として一部解約の実行の請求ができません。スイッチングによる一部解約の実行の請求の場合も含まれます。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」を除きます)、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとします。

#### (b) 受益権の買取り(買取請求制)

「韓国投資ファンド」を除く各ファンドについて、販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位または1円単位をもってその受益権を買取ります。

「韓国投資ファンド」の買取りについては別途、販売会社にお問い合わせください。

買取請求の受け付けについては、午後3時までに、買取請求のお申込みが行なわれかつ、その買取請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

受益権の買取価額は、買取申込みの受付日の翌営業日の基準価額とします。

「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」については、買取申込み受付日の基準価額となります。

ただし、受益権の管理方法等の一定の要件下では上記の買取価額が適用とならない場合があります。

また、買取価額と取得価額との差額については譲渡所得の取り扱いとなります。

買取りのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、「韓国投資ファンド」、「香港投資ファンド」、「タイ投資ファンド」および「日本投資ファンド」の各ファンドについては、1日1件10億円を超える買取りは行なえません。

また、大口の買取りについて、「マネープールファンド」を含む各ファンドにおいて、大口解約の制限に準じて、別途、制限を設ける場合があります。(詳しくは前記「(a)信託の一部解約(解約請求制)」をご参照ください。)

買取代金は、原則として買取申込みの受付日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

「香港投資ファンド」および「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の買取りの請求の受け付けを行ないません。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止(「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」を除きます)、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、「香港投資ファンド」お

よび「タイ投資ファンド」の各ファンドについては、当該日の翌営業日の基準価額とします。「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」については、当該日の基準価額とします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### < 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> の金融商品取引所の最終相場で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 <sup>1</sup> における以下のいずれかの価額で評価します。 <sup>2</sup> 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

## (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

「タイ投資以外の各ファンド」

平成 28 年 10 月 30 日までとします。

「タイ投資ファンド」

平成 33 年 11 月 1 日までとします。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

「韓国投資ファンド」

平成 9 年 6 月 16 日設定

「香港投資ファンド」

平成 4 年 7 月 27 日設定

「タイ投資ファンド」

平成 7 年 9 月 18 日設定

「日本投資ファンド」および「マネープールファンド」

昭和 61 年 10 月 31 日設定

## (4)【計算期間】

原則として毎年 10 月 31 日から翌年 10 月 30 日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

### (a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、各ファンドにつき、信託契約の一部解約により受益権の口数が 20 億口を下回ることとなった場合または「オーロラファンド」の各ファンドの受益権の口数を合計した口数が 30 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

### (b) 信託期間の終了

( )委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる

べき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

( )委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )上記( )から( )までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記( )の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

( )委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

( )委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更( )」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

( )受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

#### (d) 信託約款の変更

( )委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

( )委託者は、上記( )の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )上記( )の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

( )上記( )の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記( )の信託約款の変更をしません。

( )委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

( )委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記( )から( )までの規定にしたがいます。

#### (e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日

本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」( )または「(d)信託約款の変更」( )に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手続

( )委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

( )委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

収益分配金の支払い開始日

収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

\* なお、お客様と販売会社とのご契約によっては、再投資が行なわれない場合があります。

償還金に対する請求権

償還金の支払い開始日

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

償還金請求権の失効

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

換金(解約)請求権

換金(解約)の単位

受益者は、受益権を1口単位または1円単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換金(解約)代金の支払い開始日

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

### 第3【ファンドの経理状況】

オーロラファンド（日本投資ファンド）  
オーロラファンド（マネープールファンド）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期計算期間(平成26年10月31日から平成27年10月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

オーロラファンド（香港投資ファンド）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(平成26年10月31日から平成27年10月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

オーロラファンド（タイ投資ファンド）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期計算期間(平成26年10月31日から平成27年10月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

オーロラファンド（韓国投資ファンド）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(平成26年10月31日から平成27年10月30日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

# 独立監査人の監査報告書

平成 27 年 12 月 11 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（韓国投資ファンド）の平成 26 年 10 月 31 日から平成 27 年 10 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーロラファンド（韓国投資ファンド）の平成 27 年 10 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド（韓国投資ファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 18 期 (平成 26 年 10 月 30 日現在)	第 19 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	5,957,866	16,283,722
コール・ローン	25,184,371	29,081,375
株式	600,278,193	525,246,018
未収入金	-	6,073,005
未収利息	44	52
流動資産合計	631,420,474	576,684,172
資産合計	631,420,474	576,684,172
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	-	20,420,672
未払収益分配金	16,059,549	18,411,307
未払解約金	-	275,583
未払受託者報酬	352,726	306,165
未払委託者報酬	5,361,401	4,653,678
その他未払費用	10,514	9,125
流動負債合計	21,784,190	44,076,530
負債合計	21,784,190	44,076,530
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	267,659,162	230,141,344
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	341,977,122	302,466,298
（分配準備積立金）	109,041,365	95,724,384
元本等合計	609,636,284	532,607,642
純資産合計	609,636,284	532,607,642
負債純資産合計	631,420,474	576,684,172

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 18 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 19 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	4,702,260	6,459,582
受取利息	14,082	7,965
有価証券売買等損益	2,607,123	17,696,423
為替差損益	74,091,190	18,290,419
その他収益	1	-
営業収益合計	81,414,656	42,454,389
<b>営業費用</b>		

受託者報酬	693,909	636,351
委託者報酬	10,547,366	9,672,507
その他費用	1,104,885	1,086,867
営業費用合計	12,346,160	11,395,725
営業利益又は営業損失( )	69,068,496	31,058,664
経常利益又は経常損失( )	69,068,496	31,058,664
当期純利益又は当期純損失( )	69,068,496	31,058,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	11,766,010	4,848,234
期首剰余金又は期首欠損金( )	363,274,136	341,977,122
剰余金増加額又は欠損金減少額	43,374,252	22,099,410
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	43,374,252	22,099,410
剰余金減少額又は欠損金増加額	105,914,203	69,409,357
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	105,914,203	69,409,357
分配金	16,059,549	18,411,307
期末剰余金又は期末欠損金( )	341,977,122	302,466,298

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年10月31日から平成27年10月30日までとなっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

第18期 平成26年10月30日現在	第19期 平成27年10月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 267,659,162 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 230,141,344 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.2777 円 (10,000口当たり純資産額) (22,777 円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3143 円 (10,000口当たり純資産額) (23,143 円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期 自平成25年10月31日 至平成26年10月30日	第19期 自平成26年10月31日 至平成27年10月30日
1.運用の外部委託費用	1.運用の外部委託費用

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

支払金額 2,144,373 円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,638,547 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	53,663,939 円
収益調整金額	C	276,462,783 円
分配準備積立金額	D	67,798,428 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	401,563,697 円
当ファンドの期末残存口数	F	267,659,162 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	15,002 円
10,000 口当たり分配金額	H	600 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	16,059,549 円

当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。

支払金額 1,943,727 円

2. 分配金の計算過程

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	4,041,471 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	22,168,959 円
収益調整金額	C	244,140,397 円
分配準備積立金額	D	87,925,261 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	358,276,088 円
当ファンドの期末残存口数	F	230,141,344 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	15,567 円
10,000 口当たり分配金額	H	800 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	18,411,307 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第 18 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 19 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 18 期 平成 26 年 10 月 30 日現在	第 19 期 平成 27 年 10 月 30 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価し</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p>

ているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ 2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。	2. 時価の算定方法 同左
--	------------------

(関連当事者との取引に関する注記)

第 18 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 19 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般 の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていない ため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 18 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 19 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
期首元本額 327,273,352 円	期首元本額 267,659,162 円
期中追加設定元本額 36,147,711 円	期中追加設定元本額 17,140,798 円
期中一部解約元本額 95,761,901 円	期中一部解約元本額 54,658,616 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 18 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 19 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
株式	15,327,114	4,130,227
合計	15,327,114	4,130,227

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(平成 27 年 10 月 30 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	ウォン	DOUBLEUGAMES CO LTD	2,329	65,649.00	152,898,800.00	
		JEJU AIR COMPANY LTD	1,282	30,300.00	38,844,600.00	
		AK HOLDINGS INC	550	86,000.00	47,300,000.00	
		LOTTE CHEMICAL CORPORATION	355	279,000.00	99,045,000.00	
		KOREA ZINC CO LTD	380	481,500.00	182,970,000.00	
		AERO SPACE TECHNOLOGY OF KOREA INC	2,595	27,700.00	71,881,500.00	

KCC CORP	175	421,500.00	73,762,500.00
HYUNDAI DEVELOPMENT COMPANY	1,380	47,000.00	64,860,000.00
SK HOLDINGS CO LTD	610	269,000.00	164,090,000.00
IMARKETKOREA INC	3,575	29,250.00	104,568,750.00
AJ RENT A CAR CO LTD	4,360	10,950.00	47,742,000.00
HYUNDAI MOBIS	1,055	238,500.00	251,617,500.00
HYUNDAI WIA CORP	530	128,500.00	68,105,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-2ND PFD	440	104,500.00	45,980,000.00
HYUNDAI MOTOR CO LTD-PFD	960	102,000.00	97,920,000.00
COWAY CO LTD	2,290	87,400.00	200,146,000.00
CUCKOO ELECTRONICS CO LTD	630	255,500.00	160,965,000.00
HANDSOME CO LTD	1,205	40,000.00	48,200,000.00
HANSAE CO., LTD	1,885	54,900.00	103,486,500.00
MODETOUR NETWORK INC	1,300	35,650.00	46,345,000.00
LOEN ENTERTAINMENT INC	400	78,200.00	31,280,000.00
HOTEL SHILLA CO LTD	360	107,000.00	38,520,000.00
E-MART CO	240	213,000.00	51,120,000.00
HYUNDAI GREENFOOD CO LTD	5,565	24,150.00	134,394,750.00
LOTTE CHILSUNG BEVERAGE CO	50	2,244,000.00	112,200,000.00
LOTTE CONFECTIONERY CO LTD	25	1,978,000.00	49,450,000.00
COSMAX INC	130	196,500.00	25,545,000.00
I-SENS INC	2,145	35,900.00	77,005,500.00
INTEROJO CO LTD	3,730	37,450.00	139,688,500.00
VIEWWORKS CO LTD	1,000	38,500.00	38,500,000.00
BNK FINANCIAL GROUP INC	2,327	14,050.00	32,694,350.00
INDUSTRIAL BK OF KOREA	6,566	13,750.00	90,282,500.00
SHINHAN FINANCIAL GROUP	5,190	42,600.00	221,094,000.00
DONGBU INSURANCE CO LTD	4,415	66,400.00	293,156,000.00
SAMSUNG FIRE & MARINE INSURANCE	360	323,000.00	116,280,000.00
SAMSUNG LIFE INSURANCE CO	1,663	109,000.00	181,267,000.00
NCSOFT CORPORATION	1,130	188,500.00	213,005,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS	435	1,325,000.00	576,375,000.00
SAMSUNG ELECTRONICS PFD	45	1,078,000.00	48,510,000.00
TOVIS CO LTD	6,510	10,250.00	66,727,500.00
SK HYNIX INC	8,415	31,450.00	264,651,750.00

	SK TELECOM CO LTD	245	242,500.00	59,412,500.00
小計	銘柄数：42			4,931,887,500.00
	組入時価比率：98.6%			(525,246,018)
				100.0%
合計				525,246,018
				(525,246,018)

(注1)外貨建有効証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有効証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有効証券(平成27年10月30日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成 27 年 12 月 11 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（香港投資ファンド）の平成 26 年 10 月 31 日から平成 27 年 10 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーロラファンド（香港投資ファンド）の平成 27 年 10 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド（香港投資ファンド）】

( 1 )【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第 23 期 (平成 26 年 10 月 30 日現在)	第 24 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	827,351	5,263,112
コール・ローン	75,706,265	62,706,234
株式	1,581,191,486	1,552,302,364
派生商品評価勘定	1,185,100	-
未収入金	7,166,399	2,109,962
未収配当金	2,806,724	2,165,189
未収利息	133	112
流動資産合計	1,668,883,458	1,624,546,973
資産合計	1,668,883,458	1,624,546,973
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	35,591,950	10,171,500
未払金	565,048	-
未払収益分配金	51,335,851	39,912,073
未払解約金	5,043,042	13,487,504
未払受託者報酬	886,498	926,195
未払委託者報酬	11,794,190	12,378,971
その他未払費用	26,532	27,726
流動負債合計	105,243,111	76,903,969
負債合計	105,243,111	76,903,969
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,140,796,708	1,140,344,960
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	422,843,639	407,298,044
( 分配準備積立金 )	336,304,169	257,937,327
元本等合計	1,563,640,347	1,547,643,004
純資産合計	1,563,640,347	1,547,643,004
負債純資産合計	1,668,883,458	1,624,546,973

( 2 )【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第 23 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 24 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	59,969,865	46,326,234
受取利息	18,451	21,216
有価証券売買等損益	124,874,822	10,421,413
為替差損益	17,134,872	15,452,501

その他収益	1,745	-
営業収益合計	167,730,011	41,316,362
営業費用		
受託者報酬	1,760,974	1,800,699
委託者報酬	23,337,166	23,973,839
その他費用	3,236,760	3,356,256
営業費用合計	28,334,900	29,130,794
営業利益又は営業損失( )	139,395,111	12,185,568
経常利益又は経常損失( )	139,395,111	12,185,568
当期純利益又は当期純損失( )	139,395,111	12,185,568
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	15,051,349	15,946,454
期首剰余金又は期首欠損金( )	397,920,949	422,843,639
剰余金増加額又は欠損金減少額	25,460,419	105,374,195
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	25,460,419	105,374,195
剰余金減少額又は欠損金増加額	73,545,640	77,246,831
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	73,545,640	77,246,831
分配金	51,335,851	39,912,073
期末剰余金又は期末欠損金( )	422,843,639	407,298,044

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年10月31日から平成27年10月30日までとなっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

第23期 平成26年10月30日現在	第24期 平成27年10月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,140,796,708 □	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,140,344,960 □

2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額
1口当たり純資産額 1.3707円	1口当たり純資産額 1.3572円
(10,000口当たり純資産額) (13,707円)	(10,000口当たり純資産額) (13,572円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23期 自平成25年10月31日 至平成26年10月30日	第24期 自平成26年10月31日 至平成27年10月30日																																																												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p style="text-align: right;">支払金額 2,969,226円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">47,281,310円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">525,266,718円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">340,358,710円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">912,906,738円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">1,140,796,708口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G=E/F×10,000</td> <td style="text-align: right;">8,002円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">450円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I=F×H/10,000</td> <td style="text-align: right;">51,335,851円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他費用</p> <p>その他費用のうち3,162,450円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。</p>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	47,281,310円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	525,266,718円	分配準備積立金額	D	340,358,710円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	912,906,738円	当ファンドの期末残存口数	F	1,140,796,708口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,002円	10,000口当たり分配金額	H	450円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	51,335,851円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p style="text-align: right;">支払金額 3,001,089円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: right;">15,975,285円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td style="text-align: center;">C</td> <td style="text-align: right;">580,591,606円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td style="text-align: center;">D</td> <td style="text-align: right;">281,874,115円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td style="text-align: center;">E=A+B+C+D</td> <td style="text-align: right;">878,441,006円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td style="text-align: center;">F</td> <td style="text-align: right;">1,140,344,960口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td style="text-align: center;">G=E/F×10,000</td> <td style="text-align: right;">7,703円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td style="text-align: center;">H</td> <td style="text-align: right;">350円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td style="text-align: center;">I=F×H/10,000</td> <td style="text-align: right;">39,912,073円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. その他費用</p> <p>その他費用のうち3,289,528円は、外貨建資産の保管等に要する費用であります。</p>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,975,285円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	580,591,606円	分配準備積立金額	D	281,874,115円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	878,441,006円	当ファンドの期末残存口数	F	1,140,344,960口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,703円	10,000口当たり分配金額	H	350円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	39,912,073円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	47,281,310円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	525,266,718円																																																											
分配準備積立金額	D	340,358,710円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	912,906,738円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,140,796,708口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,002円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	450円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	51,335,851円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	15,975,285円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	580,591,606円																																																											
分配準備積立金額	D	281,874,115円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	878,441,006円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	1,140,344,960口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,703円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	350円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	39,912,073円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第23期 自平成25年10月31日 至平成26年10月30日	第24期 自平成26年10月31日 至平成27年10月30日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

<p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	
---	--

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 23 期 平成 26 年 10 月 30 日現在	第 24 期 平成 27 年 10 月 30 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 23 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 24 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

	第 23 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 24 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
期首元本額	1,306,341,731 円	期首元本額 1,140,796,708 円
期中追加設定元本額	75,227,274 円	期中追加設定元本額 201,306,782 円
期中一部解約元本額	240,772,297 円	期中一部解約元本額 201,758,530 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 23 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 24 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
株式	58,627,793	15,067,128
合計	58,627,793	15,067,128

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 23 期(平成 26 年 10 月 30 日現在)	第 24 期(平成 27 年 10 月 30 日現在)

	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,538,713,150	-	1,573,120,000	34,406,850	1,532,618,500	-	1,542,790,000	10,171,500
香港ドル	1,538,713,150	-	1,573,120,000	34,406,850	1,532,618,500	-	1,542,790,000	10,171,500
合計	1,538,713,150	-	1,573,120,000	34,406,850	1,532,618,500	-	1,542,790,000	10,171,500

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成27年10月30日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	1,000	82.22	82,220.00	
		小計	銘柄数: 1		82,220.00	
			組入時価比率: 0.6%		(9,940,398)	0.6%
	香港ドル	CHINA PETROLEUM & CHEMICAL-H	675,800	5.62	3,797,996.00	
		CNOOC LTD	30,000	8.86	265,800.00	
		NEWOCEAN ENERGY HLDGS LTD	374,000	3.31	1,237,940.00	
		SINOPEC KANTONS HOLDINGS	346,000	4.38	1,515,480.00	
		CHINA COMMUNICATIONS CONST-H	21,000	10.62	223,020.00	
		CHINA HIGH SPEED TRANSMISSION EQUIPMENT	54,000	7.84	423,360.00	
		JIANGNAN GROUP LTD	448,000	1.79	801,920.00	
BEIJING ENTERPRISES HOLDINGS LTD	25,000	49.15	1,228,750.00			
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	36,076	106.50	3,842,094.00			

SINOTRANS LIMITED-H	68,000	4.18	284,240.00
BRILLIANCE CHINA AUTOMOTIVE	68,000	10.48	712,640.00
DONGFENG MOTOR GRP CO LTD-H	20,000	10.82	216,400.00
3SBIO, INC	64,000	8.80	563,200.00
CHINA TRADITIONAL CHINESE MEDICINE	132,000	5.85	772,200.00
CONSUN PHARMACEUTICAL GROUP LTD	224,000	4.49	1,005,760.00
AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	771,000	3.16	2,436,360.00
BANK OF CHINA LTD-H	364,100	3.72	1,354,452.00
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	75,000	25.00	1,875,000.00
CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,476,360	5.68	8,385,724.80
HSBC HLDGS	122,273	61.10	7,470,880.30
IND & COMM BK OF CHINA-H	599,775	4.97	2,980,881.75
HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	8,800	204.40	1,798,720.00
AIA GROUP LTD	187,200	47.00	8,798,400.00
CHINA LIFE INSURANCE CO-H	82,000	28.70	2,353,400.00
CHINA PACIFIC INSURANCE GR-H	73,000	30.85	2,252,050.00
CHINA TAIPING INSURANCE HOLDING	63,842	24.45	1,560,936.90
PING AN INSURANCE GROUP CO-H	55,000	43.60	2,398,000.00
CHEUNG KONG PROPERTY HOLDING	54,576	55.00	3,001,680.00
CHINA OVERSEAS LAND & INVESTMENT	104,000	25.30	2,631,200.00
CHINA OVERSEAS PROPERTY HOLD	34,666	1.18	40,905.88
KERRY PROPERTIES	22,000	23.10	508,200.00
SINO LAND CO.LTD	110,000	12.26	1,348,600.00
SUN HUNG KAI PROPERTIES	34,576	105.20	3,637,395.20
TENCENT HOLDINGS LTD	81,600	148.00	12,076,800.00
CHINA UNICOM HONGKONG LTD	274,000	9.49	2,600,260.00
CHINA MOBILE LTD	93,000	93.55	8,700,150.00
CHEUNG KONG INFRASTRUCTURE	7,000	72.60	508,200.00
CT ENVIRONMENTAL GROUP LTD	198,000	2.80	554,400.00
CHINA MAPLE LEAF EDUCATIONAL	636,000	2.57	1,634,520.00
FU SHOU YUAN INTERNATIONAL GROUP LTD	118,000	5.27	621,860.00
CHINA LONGYUAN POWER GROUP-H	59,000	7.62	449,580.00
小計銘柄数：41			98,869,356.83 (1,542,361,966)

	組入時価比率：99.7%			99.4%
合計			1,552,302,364	(1,552,302,364)

(注1)外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(平成27年10月30日現在)

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 27 年 12 月 11 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（タイ投資ファンド）の平成 26 年 10 月 31 日から平成 27 年 10 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーロラファンド（タイ投資ファンド）の平成 27 年 10 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド（タイ投資ファンド）】

( 1 )【貸借対照表】

( 単位 : 円 )

	第 20 期 (平成 26 年 10 月 30 日現在)	第 21 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	38,313,636	2,121,794
コール・ローン	215,205,086	222,915,703
株式	6,682,342,345	4,988,655,251
派生商品評価勘定	130,788	2,570,000
未収入金	82,233,126	136,680
未収配当金	3,047,962	1,493,769
未収利息	378	400
流動資産合計	7,021,273,321	5,217,893,597
資産合計	7,021,273,321	5,217,893,597
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	231,015,400	26,030,388
未払金	-	1,261,020
未払収益分配金	134,168,822	47,618,860
未払解約金	9,680,565	1,989,528
未払受託者報酬	3,636,797	3,007,786
未払委託者報酬	48,005,585	39,702,676
その他未払費用	109,040	90,169
流動負債合計	426,616,209	119,700,427
負債合計	426,616,209	119,700,427
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	8,944,588,156	7,936,476,755
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ( )	2,349,931,044	2,838,283,585
( 分配準備積立金 )	2,256,056,345	1,932,475,122
元本等合計	6,594,657,112	5,098,193,170
純資産合計	6,594,657,112	5,098,193,170
負債純資産合計	7,021,273,321	5,217,893,597

( 2 )【損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第 20 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 21 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	194,833,607	143,642,759
配当株式	4,078,126	4,357,950
受取利息	79,566	94,841
有価証券売買等損益	258,959,359	627,797,449

為替差損益	166,573,081	173,544,794
その他収益	32,260	-
営業収益合計	291,409,837	653,246,693
営業費用		
受託者報酬	7,098,987	6,417,565
委託者報酬	93,706,456	84,711,631
その他費用	4,140,807	4,938,816
営業費用合計	104,946,250	96,068,012
営業利益又は営業損失( )	186,463,587	749,314,705
経常利益又は経常損失( )	186,463,587	749,314,705
当期純利益又は当期純損失( )	186,463,587	749,314,705
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	78,662,452	48,531,467
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,901,585,026	2,349,931,044
剰余金増加額又は欠損金減少額	596,402,794	347,731,376
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	596,402,794	347,731,376
剰余金減少額又は欠損金増加額	175,706,029	87,681,819
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	175,706,029	87,681,819
分配金	134,168,822	47,618,860
期末剰余金又は期末欠損金( )	2,349,931,044	2,838,283,585

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年10月31日から平成27年10月30日までとなっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

第 20 期 平成 26 年 10 月 30 日現在	第 21 期 平成 27 年 10 月 30 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 8,944,588,156 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,936,476,755 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 2,349,931,044 円	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 2,838,283,585 円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.7373 円 (10,000 口当たり純資産額) (7,373 円)	3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.6424 円 (10,000 口当たり純資産額) (6,424 円)

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第 20 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 21 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日																																																												
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>支払金額 11,963,671 円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>138,062,424 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>127,063,615 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>715,850,192 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,125,099,128 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>3,106,075,359 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>8,944,588,156 口</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>3,472 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>134,168,822 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	138,062,424 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	127,063,615 円	収益調整金額	C	715,850,192 円	分配準備積立金額	D	2,125,099,128 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,106,075,359 円	当ファンドの期末残存口数	F	8,944,588,156 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,472 円	10,000 口当たり分配金額	H	150 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	134,168,822 円	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>支払金額 10,688,549 円</p> <p>2. 分配金の計算過程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>48,779,698 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>705,890,712 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>1,931,314,284 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>2,685,984,694 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>7,936,476,755 口</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F × 10,000</td> <td>3,384 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>60 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F × H/10,000</td> <td>47,618,860 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	48,779,698 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	705,890,712 円	分配準備積立金額	D	1,931,314,284 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,685,984,694 円	当ファンドの期末残存口数	F	7,936,476,755 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,384 円	10,000 口当たり分配金額	H	60 円	収益分配金金額	I=F × H/10,000	47,618,860 円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	138,062,424 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	127,063,615 円																																																											
収益調整金額	C	715,850,192 円																																																											
分配準備積立金額	D	2,125,099,128 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,106,075,359 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	8,944,588,156 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,472 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	150 円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	134,168,822 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	48,779,698 円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																											
収益調整金額	C	705,890,712 円																																																											
分配準備積立金額	D	1,931,314,284 円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,685,984,694 円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	7,936,476,755 口																																																											
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,384 円																																																											
10,000 口当たり分配金額	H	60 円																																																											
収益分配金金額	I=F × H/10,000	47,618,860 円																																																											

( 金融商品に関する注記 )

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 20 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 21 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>当ファンドは、信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p>

<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>
---	------------------------------------

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 20 期 平成 26 年 10 月 30 日現在	第 21 期 平成 27 年 10 月 30 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

( 関連当事者との取引に関する注記 )

第 20 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 21 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

( その他の注記 )

1 元本の移動

	第 20 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日		第 21 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
期首元本額	10,499,004,035 円	期首元本額	8,944,588,156 円
期中追加設定元本額	598,386,662 円	期中追加設定元本額	314,399,254 円
期中一部解約元本額	2,152,802,541 円	期中一部解約元本額	1,322,510,655 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 20 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 21 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
	損益に含まれた評価差額 ( 円 )	損益に含まれた評価差額 ( 円 )
株式	421,279,221	362,971,354
合計	421,279,221	362,971,354

### 3 デリバティブ取引関係

#### デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 20 期(平成 26 年 10 月 30 日現在)				第 21 期(平成 27 年 10 月 30 日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	6,414,969,388	-	6,645,854,000	230,884,612	4,924,179,612	-	4,947,640,000	23,460,388
パーツ	6,414,969,388	-	6,645,854,000	230,884,612	4,924,179,612	-	4,947,640,000	23,460,388
合計	6,414,969,388	-	6,645,854,000	230,884,612	4,924,179,612	-	4,947,640,000	23,460,388

(注) 時価の算定方法

#### 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

#### (4)【附属明細表】

##### 第 1 有価証券明細表

##### (1) 株式(平成 27 年 10 月 30 日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	パーツ	BANGCHAK PETROLEUM PUB-FOR	300,000	36.00	10,800,000.00	
		PTT EXPLORATION & PRODUCTION (F)	280,004	73.00	20,440,292.00	
		PTT PCL(F)	300,000	282.00	84,600,000.00	
		THAI OIL PCL(F)	150,000	54.25	8,137,500.00	
		EASTERN POLYMER GROUP PCL-F	1,200,000	8.85	10,620,000.00	
		INDORAMA VENTURES-FOREIGN	400,000	23.00	9,200,000.00	
		PTT GLOBAL CHEMICAL PCL-FOREIGN	1,078,753	55.50	59,870,791.50	
		SIAM CEMENT PUBLIC (F)	204,000	454.00	92,616,000.00	
		CH.KARNCHANG PUBLIC CO LTD (F)	610,000	27.75	16,927,500.00	
		DEMCO PCL-FOREIGN	600,000	12.50	7,500,000.00	
		SINO THAI ENGINEERING&CONSTR(F)	484,285	24.60	11,913,411.00	

TTCL PCL-NVDR	273,170	22.10	6,037,057.00
UNIQUE ENGINEERING & CONSTRUCTION PCL/F	816,340	21.40	17,469,676.00
ASIA AVIATION PCL-NVDR	3,200,000	4.56	14,592,000.00
AIRPORTS OF THAILAND PCL(F)	328,000	295.00	96,760,000.00
NAMYONG TERMINAL PCL-(F)	1,150,900	15.30	17,608,770.00
MINOR INTERNATIONAL PCL (F)	630,000	30.50	19,215,000.00
GMM GRAMMY PCL-F	510,000	11.50	5,865,000.00
MAJOR CINEPLEX GROUP-FOREIGN	610,800	30.75	18,782,100.00
ROBINSON DEPARTMENT STORE (F)	430,000	38.50	16,555,000.00
SINGER THAILAND PCL-FOR REG	500,000	13.00	6,500,000.00
BIG C SUPERCENTER PCL-FORGN	130,000	198.00	25,740,000.00
CP ALL PCL-FOREIGN	1,435,000	50.00	71,750,000.00
PREMIER MARKETING PCL-FOREIGN	1,000,000	10.20	10,200,000.00
CHAROEN POKPHAND FOODS(F)	600,000	20.70	12,420,000.00
KHON KAEN SUGAR INDUSTRY PLC-FOREIGN	1,680,000	4.06	6,820,800.00
THAI UNION GROUP PCL-F	1,607,872	17.50	28,137,760.00
BANGKOK CHAIN HOSPITAL-F	1,200,725	6.70	8,044,857.50
BANGKOK DUSIT MEDICAL SERVICE-F	3,770,000	19.30	72,761,000.00
BUMRUNGRAD HOSPITAL-FOREIGN	165,000	214.00	35,310,000.00
CHULARAT HOSPITAL PCL-FOREIGN	19,500,000	2.30	44,850,000.00
MEGA LIFESCIENCES PCL-(F)	556,100	18.20	10,121,020.00
BANGKOK BANK(F)	180,000	164.00	29,520,000.00
KASIKORNBANK PCL(F)	437,000	172.50	75,382,500.00
KIATNAKIN BANK PCL-FOR	450,000	33.50	15,075,000.00
KRUNG THAI BANK PUB CO-FOREI	1,182,994	17.00	20,110,898.00
SIAM COMMERCIAL BANK (F)	412,000	134.00	55,208,000.00
TISCO FINANCIAL GROUP-NVDR	100,000	37.75	3,775,000.00
TMB BANK PUBLIC CORPORATION (F)	5,229,200	2.56	13,386,752.00
BANGKOK INSURANCE PUB-FORGN	75,936	356.00	27,033,216.00
THAIRE LIFE ASSURANCE PCL-F	850,000	13.70	11,645,000.00
AMATA CORP PUBLIC CO LTD(F)	738,000	13.50	9,963,000.00
ANANDA DEVELOPMENT PCL-FOREIGN	900,000	4.08	3,672,000.00
CENTRAL PATTANA(F)	1,040,000	45.50	47,320,000.00
LAND & HOUSES PUB - NVDR	1,000,000	8.50	8,500,000.00

	LPN DEVELOPMENT PCL(F)	400,000	17.30	6,920,000.00	
	MBK PCL(F)	1,400,000	13.70	19,180,000.00	
	PLATINUM GROUP PCL/THE-F	820,000	5.10	4,182,000.00	
	QUALITY HOUSE PCL-FOREIGN	5,943,333	2.52	14,977,199.16	
	SUPALAI PUBLIC CO LTD-FOR	760,000	18.70	14,212,000.00	
	SAMART CORPORATION PCL(F)	350,000	19.90	6,965,000.00	
	SVI PCL-FOREIGN SHARE	1,300,000	5.05	6,565,000.00	
	SYMPHONY COMMUNICATION PC-F	200,000	10.40	2,080,000.00	
	THAICOM PCL(F)	445,000	31.00	13,795,000.00	
	TRUE CORP PCL(F)	2,550,000	10.00	25,500,000.00	
	ADVANCED INFO SERVICE (F)	308,000	230.00	70,840,000.00	
	INTOUCH HOLDINGS PCL - NVDR	285,000	74.50	21,232,500.00	
	EASTERN WATER RESOURCES DEV (F)	1,652,400	11.30	18,672,120.00	
	KRUNGTHAI CARD PCL-FOREIGN	160,000	99.50	15,920,000.00	
	RATCHTHANI LEASING PCL-FOR	600,000	2.80	1,680,000.00	
	GLOW ENERGY PCL-FOREIGN	300,000	86.00	25,800,000.00	
	SPCG PCL-F	180,000	23.90	4,302,000.00	
	小計 銘柄数：62			1,471,579,720.16	
	組入時価比率：97.9%			(4,988,655,251)	
				100.0%	
	合計			4,988,655,251	
				(4,988,655,251)	

(注1)外貨建有効証券については、通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有効証券に係るもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有効証券(平成27年10月30日現在)

該当事項はありません。

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成 27 年 12 月 11 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（日本投資ファンド）の平成 26 年 10 月 31 日から平成 27 年 10 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーロラファンド（日本投資ファンド）の平成 27 年 10 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド（日本投資ファンド）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 28 期 (平成 26 年 10 月 30 日現在)	第 29 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	54,606,888	48,208,439
株式	814,756,250	729,857,890
未収入金	4,364,742	2,923,390
未収配当金	6,160,202	5,738,680
未収利息	96	86
流動資産合計	879,888,178	786,728,485
資産合計	879,888,178	786,728,485
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	6,963,077	8,995,885
未払解約金	17,472,210	26,163,832
未払受託者報酬	446,860	432,076
未払委託者報酬	5,898,458	5,888,175
その他未払費用	13,342	12,899
流動負債合計	30,793,947	41,492,867
負債合計	30,793,947	41,492,867
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,740,769,432	1,285,126,535
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	891,675,201	539,890,917
（分配準備積立金）	97,700,731	115,792,681
元本等合計	849,094,231	745,235,618
純資産合計	849,094,231	745,235,618
負債純資産合計	879,888,178	786,728,485

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	14,478,889	14,167,287
受取利息	27,185	18,407
有価証券売買等損益	28,083,506	165,539,688
その他収益	126	102
営業収益合計	42,589,706	179,725,484
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	860,214	892,166
委託者報酬	11,354,664	12,063,026

その他費用	25,681	26,643
営業費用合計	12,240,559	12,981,835
営業利益又は営業損失( )	30,349,147	166,743,649
経常利益又は経常損失( )	30,349,147	166,743,649
当期純利益又は当期純損失( )	30,349,147	166,743,649
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	7,112,195	85,730,185
期首剰余金又は期首欠損金( )	839,193,733	891,675,201
剰余金増加額又は欠損金減少額	393,366,185	587,201,211
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	393,366,185	587,201,211
剰余金減少額又は欠損金増加額	462,121,528	307,434,506
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	462,121,528	307,434,506
分配金	6,963,077	8,995,885
期末剰余金又は期末欠損金( )	891,675,201	539,890,917

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年10月31日から平成27年10月30日までとなっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

第28期 平成26年10月30日現在	第29期 平成27年10月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,740,769,432 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,285,126,535 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 891,675,201 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 539,890,917 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.4878 円 (10,000口当たり純資産額) (4,878 円)	3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5799 円 (10,000口当たり純資産額) (5,799 円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28期 自平成25年10月31日 至平成26年10月30日	第29期 自平成26年10月31日 至平成27年10月30日																		
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>9,382,383 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>13,854,569 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	9,382,383 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,854,569 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>10,481,862 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>70,531,602 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	10,481,862 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	70,531,602 円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	9,382,383 円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	13,854,569 円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	10,481,862 円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	70,531,602 円																	

収益調整金額	C	320,456,119 円
分配準備積立金額	D	81,426,856 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	425,119,927 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,740,769,432 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	2,442 円
10,000 口当たり分配金額	H	40 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	6,963,077 円

収益調整金額	C	266,269,433 円
分配準備積立金額	D	43,775,102 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	391,057,999 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,285,126,535 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F × 10,000	3,042 円
10,000 口当たり分配金額	H	70 円
収益分配金金額	I=F × H/10,000	8,995,885 円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 平成 26 年 10 月 30 日現在	第 29 期 平成 27 年 10 月 30 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式</p> <p>(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>同左</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
期首元本額 1,600,970,235 円	期首元本額 1,740,769,432 円
期中追加設定元本額 892,799,458 円	期中追加設定元本額 721,266,269 円
期中一部解約元本額 753,000,261 円	期中一部解約元本額 1,176,909,166 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
株式	44,120,916	138,005,402
合計	44,120,916	138,005,402

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式(平成 27 年 10 月 30 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ショーボンドホールディングス	2,500	4,815.00	12,037,500	
		鹿島建設	25,000	697.00	17,425,000	
		前田道路	4,000	2,215.00	8,860,000	
		大和ハウス工業	3,700	3,196.00	11,825,200	
		味の素	7,000	2,707.00	18,949,000	
		帝人	15,000	430.00	6,450,000	
		東レ	10,000	1,062.50	10,625,000	
		住友化学	15,000	699.00	10,485,000	
		三井化学	35,000	461.00	16,135,000	
		太陽ホールディングス	1,300	4,180.00	5,434,000	
		富士フイルムホールディングス	4,100	4,852.00	19,893,200	
		ユニ・チャーム	2,900	2,595.00	7,525,500	

アステラス製薬	6,500	1,765.00	11,472,500
ブリヂストン	2,500	4,476.00	11,190,000
新日鐵住金	1,200	2,471.00	2,965,200
ジェイ エフ イー ホールディングス	3,800	1,916.00	7,280,800
住友電気工業	4,900	1,664.50	8,156,050
アマダホールディングス	6,700	1,083.00	7,256,100
牧野フライス製作所	12,000	945.00	11,340,000
S M C	500	31,340.00	15,670,000
オイレス工業	2,000	1,930.00	3,860,000
サトーホールディングス	1,600	2,641.00	4,225,600
ダイフク	8,500	1,803.00	15,325,500
日本精工	2,600	1,442.00	3,749,200
三菱重工業	17,000	614.10	10,439,700
日本電気	12,000	375.00	4,500,000
パナソニック	7,400	1,435.00	10,619,000
ソニー	4,100	3,480.00	14,268,000
T D K	1,500	7,770.00	11,655,000
アズビル	3,200	3,070.00	9,824,000
キーエンス	300	63,580.00	19,074,000
シスメックス	2,900	6,970.00	20,213,000
ファナック	500	21,555.00	10,777,500
ローム	900	6,030.00	5,427,000
村田製作所	1,400	17,355.00	24,297,000
スター精密	3,100	1,653.00	5,124,300
デンソー	2,000	5,662.00	11,324,000
トヨタ自動車	2,000	7,469.00	14,938,000
本田技研工業	2,400	4,044.00	9,705,600
任天堂	500	19,480.00	9,740,000
東日本旅客鉄道	1,400	11,570.00	16,198,000
日本通運	9,000	627.00	5,643,000
ヤマトホールディングス	2,200	2,390.50	5,259,100
山九	12,000	685.00	8,220,000
セイノーホールディングス	2,800	1,444.00	4,043,200
日本郵船	16,000	318.00	5,088,000

	日本電信電話	4,200	4,486.00	18,841,200
	K D D I	4,300	2,946.00	12,667,800
	N T T ドコモ	4,700	2,357.50	11,080,250
	S C S K	1,700	4,655.00	7,913,500
	シークス	1,300	3,420.00	4,446,000
	三井物産	6,800	1,540.50	10,475,400
	三菱商事	4,500	2,212.50	9,956,250
	J . フロント リテイリング	6,000	2,002.00	12,012,000
	セブン&アイ・ホールディングス	3,200	5,511.00	17,635,200
	ドンキホーテホールディングス	2,500	4,475.00	11,187,500
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	36,400	790.60	28,777,840
	三井住友トラスト・ホールディングス	25,000	467.70	11,692,500
	三井住友フィナンシャルグループ	3,300	4,860.00	16,038,000
	M S & A D インシュアランスグループホール	3,800	3,592.00	13,649,600
	第一生命保険	4,300	2,115.00	9,094,500
	東京海上ホールディングス	3,400	4,692.00	15,952,800
	オリックス	7,200	1,781.50	12,826,800
	三井不動産	3,000	3,310.00	9,930,000
	トランス・コスモス	900	3,390.00	3,051,000
	セコム	1,000	8,117.00	8,117,000
	小計 銘柄数 : 66			729,857,890
	組入時価比率 : 97.9%			100.0%
	合計			729,857,890

(注 1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成 27 年 10 月 30 日現在)

該当事項はありません。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成 27 年 12 月 11 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（マネーブルファンド）の平成 26 年 10 月 31 日から平成 27 年 10 月 30 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーロラファンド（マネーブルファンド）の平成 27 年 10 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド(マネープールファンド)】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第 28 期 (平成 26 年 10 月 30 日現在)	第 29 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	115,576,184	193,015,556
国債証券	180,024,613	-
地方債証券	-	147,605,330
特殊債券	163,597,942	129,371,063
未収利息	422,474	364,550
前払費用	128,391	248,372
流動資産合計	459,749,604	470,604,871
資産合計	459,749,604	470,604,871
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	10,020,800	-
未払収益分配金	222,263	232,140
未払解約金	1,169,449	2,125,201
未払受託者報酬	4,944	5,087
未払委託者報酬	44,318	45,801
その他未払費用	205	203
流動負債合計	11,461,979	2,408,432
負債合計	11,461,979	2,408,432
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	444,526,904	464,281,721
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,760,721	3,914,718
(分配準備積立金)	1,085,102	2,068,821
元本等合計	448,287,625	468,196,439
純資産合計	448,287,625	468,196,439
負債純資産合計	459,749,604	470,604,871

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,915,462	2,926,595
有価証券売買等損益	1,559,230	2,601,688
営業収益合計	356,232	324,907
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	9,888	10,151
委託者報酬	88,756	91,323

その他費用	409	412
営業費用合計	99,053	101,886
営業利益又は営業損失( )	257,179	223,021
経常利益又は経常損失( )	257,179	223,021
当期純利益又は当期純損失( )	257,179	223,021
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	89,876	76,234
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,856,038	3,760,721
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,794,014	4,111,526
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,794,014	4,111,526
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,834,371	3,872,176
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,834,371	3,872,176
分配金	222,263	232,140
期末剰余金又は期末欠損金( )	3,760,721	3,914,718

### (3)【注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年10月31日から平成27年10月30日までとなっております。

#### (貸借対照表に関する注記)

第28期 平成26年10月30日現在	第29期 平成27年10月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 444,526,904口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 464,281,721口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0085円 (10,000口当たり純資産額) (10,085円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0084円 (10,000口当たり純資産額) (10,084円)

#### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

第28期 自平成25年10月31日 至平成26年10月30日	第29期 自平成26年10月31日 至平成27年10月30日																																																
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,239,458円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>4,223,519円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>67,907円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>5,530,884円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>444,526,904口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>124円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,239,458円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	4,223,519円	分配準備積立金額	D	67,907円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,530,884円	当ファンドの期末残存口数	F	444,526,904口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	124円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>1,891,348円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>6,048,023円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>409,613円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>8,348,984円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>464,281,721口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>179円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,891,348円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	6,048,023円	分配準備積立金額	D	409,613円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,348,984円	当ファンドの期末残存口数	F	464,281,721口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	179円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,239,458円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	4,223,519円																																															
分配準備積立金額	D	67,907円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,530,884円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	444,526,904口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	124円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	1,891,348円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	6,048,023円																																															
分配準備積立金額	D	409,613円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,348,984円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	464,281,721口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	179円																																															

10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	222,263円

10,000口当たり分配金額	H	5円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	232,140円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
<p>1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1.金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3.金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第 28 期 平成 26 年 10 月 30 日現在	第 29 期 平成 27 年 10 月 30 日現在
<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2.時価の算定方法 国債証券、特殊債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1.貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2.時価の算定方法 地方債証券、特殊債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

	第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
期首元本額	459,516,246 円	444,526,904 円
期中追加設定元本額	438,716,247 円	474,569,519 円
期中一部解約元本額	453,705,589 円	454,814,702 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 28 期 自 平成 25 年 10 月 31 日 至 平成 26 年 10 月 30 日	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	0	0
地方債証券	0	0
特殊債券	0	0
合計	0	0

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(平成 27 年 10 月 30 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(平成 27 年 10 月 30 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
地方債証券	日本円	北海道 公募(5年)平成22年度第13回	11,400,000	11,421,840	
		宮城県 公募第6回2号	20,000,000	20,039,680	
		神奈川県 公募第139回	18,000,000	18,123,180	
		大阪府 公募第284回	3,100,000	3,103,017	
		大阪府 公募(2年)第15回	10,000,000	10,000,000	
		大阪府 公募(5年)第70回	6,000,000	6,010,308	
		大阪府 公募(5年)第73回	10,000,000	10,024,390	
		京都府 公募平成22年度第4回	3,000,000	3,001,569	
		兵庫県 公募平成17年度第11回	5,700,000	5,719,104	
		群馬県 公募第2回	7,000,000	7,006,488	
		群馬県 公募(5年)第1回	11,000,000	11,002,636	
		共同発行市場地方債 公募第34回	4,000,000	4,011,961	
		共同発行市場地方債 公募第35回	22,000,000	22,106,303	

	小計	福島県 公募平成22年度第2回	10,000,000	10,015,748
		大阪市 公募平成17年度第10回	6,000,000	6,019,106
		銘柄数：15 組入時価比率：31.5%	147,200,000	147,605,330 53.3%
	合計			147,605,330
特殊債券	日本円	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第6回	20,000,000	20,041,692
		日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第14回	10,000,000	10,118,178
		公営企業債券 政府保証第859回	20,000,000	20,069,152
		公営企業債券 政府保証第860回	8,000,000	8,035,955
		中小企業債券 政府保証第187回	6,000,000	6,009,499
		農林債券 利付第732回い号	10,000,000	10,029,344
		農林債券 利付第733回い号	10,000,000	10,030,740
		東日本高速道路債券 政府保証第1回	20,000,000	20,021,940
		中日本高速道路社債 第40回	10,000,000	10,008,455
		西日本高速道路債券 政府保証第1回	5,000,000	5,004,388
		西日本高速道路 第17回	10,000,000	10,001,720
		小計	銘柄数：11 組入時価比率：27.6%	129,000,000
	合計			129,371,063
合計			276,976,393	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 【中間財務諸表】

オーロラファンド（日本投資ファンド）

オーロラファンド（マネープールファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第30期中間計算期間(平成27年10月31日から平成28年4月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

オーロラファンド（香港投資ファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期中間計算期間(平成27年10月31日から平成28年4月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

オーロラファンド（タイ投資ファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期中間計算期間(平成27年10月31日から平成28年4月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

オーロラファンド（韓国投資ファンド）

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期中間計算期間(平成27年10月31日から平成28年4月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

平成 28 年 6 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（韓国投資ファンド）の平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オーロラファンド（韓国投資ファンド）の平成 28 年 4 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド（韓国投資ファンド）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 19 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)	第 20 期中間計算期間末 (平成 28 年 4 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	16,283,722	643,774
コール・ローン	29,081,375	8,013,218
株式	525,246,018	479,743,015
未収入金	6,073,005	5,773,690
未収利息	52	-
流動資産合計	576,684,172	494,173,697
資産合計	576,684,172	494,173,697
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	20,420,672	4,736,461
未払収益分配金	18,411,307	-
未払解約金	275,583	-
未払受託者報酬	306,165	266,596
未払委託者報酬	4,653,678	4,052,145
未払利息	-	14
その他未払費用	9,125	7,937
流動負債合計	44,076,530	9,063,153
負債合計	44,076,530	9,063,153
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	230,141,344	231,767,731
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	302,466,298	253,342,813
（分配準備積立金）	95,724,384	93,753,271
元本等合計	532,607,642	485,110,544
純資産合計	532,607,642	485,110,544
負債純資産合計	576,684,172	494,173,697

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 19 期中間計算期間 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 4 月 30 日	第 20 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	6,577,509	5,617,034
受取利息	4,406	4,629
有価証券売買等損益	19,260,803	380,510
為替差損益	44,687,863	53,221,842
営業収益合計	70,530,581	47,219,669
<b>営業費用</b>		

支払利息	-	104
受託者報酬	330,186	266,596
委託者報酬	5,018,829	4,052,145
その他費用	475,640	555,697
営業費用合計	5,824,655	4,874,542
営業利益又は営業損失( )	64,705,926	52,094,211
経常利益又は経常損失( )	64,705,926	52,094,211
中間純利益又は中間純損失( )	64,705,926	52,094,211
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	2,297,798	780,532
期首剰余金又は期首欠損金( )	341,977,122	302,466,298
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,597,094	8,715,994
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,597,094	8,715,994
剰余金減少額又は欠損金増加額	37,550,555	6,525,800
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	37,550,555	6,525,800
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	376,431,789	253,342,813

### (3)【中間注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
5.その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年10月31日から平成28年4月30日までとなっております。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

第19期 平成27年10月30日現在	第20期中間計算期間末 平成28年4月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 230,141,344 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 231,767,731 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.3143円 (10,000口当たり純資産額) (23,143円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 2.0931円 (10,000口当たり純資産額) (20,931円)

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期中間計算期間 自平成26年10月31日 至平成27年4月30日	第20期中間計算期間 自平成27年10月31日 至平成28年4月30日
---	---

<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>支払金額 1,009,024 円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>支払金額 833,774 円</p> <p>2. 追加情報</p> <p>平成 28 年 1 月 29 日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p>
--	---

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第 19 期 平成 27 年 10 月 30 日現在	第 20 期中間計算期間末 平成 28 年 4 月 30 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第 19 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日	第 20 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
期首元本額 267,659,162 円	期首元本額 230,141,344 円
期中追加設定元本額 17,140,798 円	期中追加設定元本額 6,631,663 円
期中一部解約元本額 54,658,616 円	期中一部解約元本額 5,005,276 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

平成 28 年 6 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（香港投資ファンド）の平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オーロラファンド（香港投資ファンド）の平成 28 年 4 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド（香港投資ファンド）】

( 1 )【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第 24 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)	第 25 期中間計算期間末 (平成 28 年 4 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	5,263,112	20,951,907
コール・ローン	62,706,234	36,589,699
株式	1,552,302,364	1,311,282,901
派生商品評価勘定	-	19,116,182
未収入金	2,109,962	487,868
未収配当金	2,165,189	-
未収利息	112	-
流動資産合計	1,624,546,973	1,388,428,557
資産合計	1,624,546,973	1,388,428,557
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	10,171,500	510,468
未払金	-	2,685,429
未払収益分配金	39,912,073	-
未払解約金	13,487,504	9,999
未払受託者報酬	926,195	732,439
未払委託者報酬	12,378,971	9,588,571
未払利息	-	68
その他未払費用	27,726	21,915
流動負債合計	76,903,969	13,548,889
負債合計	76,903,969	13,548,889
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,140,344,960	1,080,890,171
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	407,298,044	293,989,497
( 分配準備積立金 )	257,937,327	235,958,274
元本等合計	1,547,643,004	1,374,879,668
純資産合計	1,547,643,004	1,374,879,668
負債純資産合計	1,624,546,973	1,388,428,557

( 2 )【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 24 期中間計算期間 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 4 月 30 日	第 25 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	7,734,716	4,722,519
受取利息	10,885	4,516
有価証券売買等損益	359,155,780	69,635,491

為替差損益	40,842	18,248,519
営業収益合計	366,860,539	83,156,975
営業費用		
支払利息	-	905
受託者報酬	874,504	732,439
委託者報酬	11,594,868	9,588,571
その他費用	1,609,923	1,235,616
営業費用合計	14,079,295	11,557,531
営業利益又は営業損失( )	352,781,244	94,714,506
経常利益又は経常損失( )	352,781,244	94,714,506
中間純利益又は中間純損失( )	352,781,244	94,714,506
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	9,335,992	6,101,882
期首剰余金又は期首欠損金( )	422,843,639	407,298,044
剰余金増加額又は欠損金減少額	75,482,707	10,717,190
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	75,482,707	10,717,190
剰余金減少額又は欠損金増加額	41,783,392	35,413,113
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	41,783,392	35,413,113
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	799,988,206	293,989,497

### (3)【中間注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
5. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年10月31日から平成28年4月30日までとなっております。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

第24期 平成27年10月30日現在	第25期中間計算期間末 平成28年4月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数

	1,140,344,960 口		1,080,890,171 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額		2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.3572 円	1口当たり純資産額	1.2720 円
(10,000口当たり純資産額)	(13,572 円)	(10,000口当たり純資産額)	(12,720 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第24期中間計算期間 自平成26年10月31日 至平成27年4月30日	第25期中間計算期間 自平成27年10月31日 至平成28年4月30日
<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>支払金額 1,459,479 円</p>	<p>1. 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>支払金額 1,250,273 円</p> <p>2. 追加情報</p> <p>平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第24期 平成27年10月30日現在	第25期中間計算期間末 平成28年4月30日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の2デリバティブ取引関係に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第24期 自平成26年10月31日 至平成27年10月30日	第25期中間計算期間 自平成27年10月31日 至平成28年4月30日
期首元本額 1,140,796,708 円	期首元本額 1,140,344,960 円
期中追加設定元本額 201,306,782 円	期中追加設定元本額 39,782,740 円
期中一部解約元本額 201,758,530 円	期中一部解約元本額 99,237,529 円

2 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第24期(平成27年10月30日現在)			第25期中間計算期間末(平成28年4月30日現在)		
	契約額等(円)		時価(円)	契約額等(円)		時価(円)
	うち1年超	評価損益(円)		うち1年超	評価損益(円)	

市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	1,532,618,500	-	1,542,790,000	10,171,500	1,332,215,714	-	1,313,610,000	18,605,714
香港ドル	1,532,618,500	-	1,542,790,000	10,171,500	1,332,215,714	-	1,313,610,000	18,605,714
合計	1,532,618,500	-	1,542,790,000	10,171,500	1,332,215,714	-	1,313,610,000	18,605,714

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

平成 28 年 6 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（タイ投資ファンド）の平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オーロラファンド（タイ投資ファンド）の平成 28 年 4 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド（タイ投資ファンド）】

( 1 )【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第 21 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)	第 22 期中間計算期間末 (平成 28 年 4 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	2,121,794	9,415,917
コール・ローン	222,915,703	183,906,788
株式	4,988,655,251	4,948,589,640
派生商品評価勘定	2,570,000	10,327,819
未収入金	136,680	-
未収配当金	1,493,769	48,925,139
未収利息	400	-
流動資産合計	5,217,893,597	5,201,165,303
資産合計	5,217,893,597	5,201,165,303
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	26,030,388	45,214,000
未払金	1,261,020	-
未払収益分配金	47,618,860	-
未払解約金	1,989,528	5,921,268
未払受託者報酬	3,007,786	2,633,764
未払委託者報酬	39,702,676	34,765,556
未払利息	-	341
その他未払費用	90,169	78,947
流動負債合計	119,700,427	88,613,876
負債合計	119,700,427	88,613,876
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	7,936,476,755	7,604,666,188
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	2,838,283,585	2,492,114,761
( 分配準備積立金 )	1,932,475,122	1,823,770,197
元本等合計	5,098,193,170	5,112,551,427
純資産合計	5,098,193,170	5,112,551,427
負債純資産合計	5,217,893,597	5,201,165,303

( 2 )【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 21 期中間計算期間 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 4 月 30 日	第 22 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	93,203,378	67,048,536
配当株式	1,901,579	-
受取利息	40,547	25,960

有価証券売買等損益	227,706,022	253,191,121
為替差損益	75,597,260	61,144,634
営業収益合計	208,157,778	259,120,983
営業費用		
支払利息	-	5,843
受託者報酬	3,409,779	2,633,764
委託者報酬	45,008,955	34,765,556
その他費用	2,911,405	1,163,504
営業費用合計	51,330,139	38,568,667
営業利益又は営業損失( )	259,487,917	220,552,316
経常利益又は経常損失( )	259,487,917	220,552,316
中間純利益又は中間純損失( )	259,487,917	220,552,316
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	11,261,930	6,479,596
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,349,931,044	2,838,283,585
剰余金増加額又は欠損金減少額	190,200,408	161,215,913
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	190,200,408	161,215,913
剰余金減少額又は欠損金増加額	70,642,084	42,079,001
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	70,642,084	42,079,001
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	2,478,598,707	2,492,114,761

### ( 3 )【中間注記表】

#### ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>為替予約取引</p> <p>計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>配当株式</p> <p>配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益</p> <p>約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
5. その他	<p>当ファンドの中間計算期間は、平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日までとなっております。</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

第 21 期 平成 27 年 10 月 30 日現在	第 22 期中間計算期間末 平成 28 年 4 月 30 日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,936,476,755 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 7,604,666,188 口
2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額	2. 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額
元本の欠損 2,838,283,585 円	元本の欠損 2,492,114,761 円
3. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	3. 中間計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額
1 口当たり純資産額 0.6424 円	1 口当たり純資産額 0.6723 円
(10,000 口当たり純資産額) (6,424 円)	(10,000 口当たり純資産額) (6,723 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 21 期中間計算期間 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 4 月 30 日	第 22 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
1. 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 5,680,045 円	1. 運用の外部委託費用 当ファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社である NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 支払金額 4,502,366 円 2. 追加情報 平成 28 年 1 月 29 日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第 21 期 平成 27 年 10 月 30 日現在	第 22 期中間計算期間末 平成 28 年 4 月 30 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 2 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

1 元本の移動

第 21 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日	第 22 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
期首元本額 8,944,588,156 円	期首元本額 7,936,476,755 円
期中追加設定元本額 314,399,254 円	期中追加設定元本額 118,982,036 円

## 2 デリバティブ取引関係

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第 21 期(平成 27 年 10 月 30 日現在)				第 22 期中間計算期間末(平成 28 年 4 月 30 日現在)			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	4,924,179,612	-	4,947,640,000	23,460,388	4,882,023,819	-	4,916,910,000	34,886,181
パーツ	4,924,179,612	-	4,947,640,000	23,460,388	4,882,023,819	-	4,916,910,000	34,886,181
合計	4,924,179,612	-	4,947,640,000	23,460,388	4,882,023,819	-	4,916,910,000	34,886,181

(注) 時価の算定方法

## 1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

平成 28 年 6 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（日本投資ファンド）の平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オーロラファンド（日本投資ファンド）の平成 28 年 4 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド（日本投資ファンド）】

( 1 )【中間貸借対照表】

( 単位：円 )

	第 29 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)	第 30 期中間計算期間末 (平成 28 年 4 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	48,208,439	13,988,244
株式	729,857,890	575,919,030
未収入金	2,923,390	-
未収配当金	5,738,680	6,061,955
未収利息	86	-
流動資産合計	786,728,485	595,969,229
資産合計	786,728,485	595,969,229
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	8,995,885	-
未払解約金	26,163,832	1,602,089
未払受託者報酬	432,076	354,513
未払委託者報酬	5,888,175	4,627,086
未払利息	-	26
その他未払費用	12,899	10,579
流動負債合計	41,492,867	6,594,293
負債合計	41,492,867	6,594,293
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,285,126,535	1,177,874,411
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	539,890,917	588,499,475
( 分配準備積立金 )	115,792,681	103,006,123
元本等合計	745,235,618	589,374,936
純資産合計	745,235,618	589,374,936
負債純資産合計	786,728,485	595,969,229

( 2 )【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位：円 )

	第 29 期中間計算期間 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 4 月 30 日	第 30 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	7,514,067	6,440,115
受取利息	9,046	3,305
有価証券売買等損益	198,238,042	100,835,398
その他収益	2	-
営業収益合計	205,761,157	94,391,978
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	348

受託者報酬	460,090	354,513
委託者報酬	6,174,851	4,627,086
その他費用	13,744	10,579
営業費用合計	6,648,685	4,992,526
営業利益又は営業損失( )	199,112,472	99,384,504
経常利益又は経常損失( )	199,112,472	99,384,504
中間純利益又は中間純損失( )	199,112,472	99,384,504
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	49,415,019	6,871,085
期首剰余金又は期首欠損金( )	891,675,201	539,890,917
剰余金増加額又は欠損金減少額	392,217,840	61,112,259
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	392,217,840	61,112,259
剰余金減少額又は欠損金増加額	178,551,546	17,207,398
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	178,551,546	17,207,398
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	528,311,454	588,499,475

### (3)【中間注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年10月31日から平成28年4月30日までとなっております。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

第29期 平成27年10月30日現在	第30期中間計算期間末 平成28年4月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 1,285,126,535 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 1,177,874,411 口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 539,890,917 円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額  元本の欠損 588,499,475 円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.5799 円 (10,000口当たり純資産額) (5,799 円)	3. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額  1口当たり純資産額 0.5004 円 (10,000口当たり純資産額) (5,004 円)

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第29期中間計算期間 自平成26年10月31日 至平成27年4月30日	第30期中間計算期間 自平成27年10月31日 至平成28年4月30日
---	---

<p>該当事項はありません。</p>	<p>1. 追加情報</p> <p>平成 28 年 1 月 29 日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。</p>
--------------------	--

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第 29 期 平成 27 年 10 月 30 日現在	第 30 期中間計算期間末 平成 28 年 4 月 30 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額</p> <p>中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法</p> <p>株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日	第 30 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
期首元本額 1,740,769,432 円	期首元本額 1,285,126,535 円
期中追加設定元本額 721,266,269 円	期中追加設定元本額 38,047,248 円
期中一部解約元本額 1,176,909,166 円	期中一部解約元本額 145,299,372 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

平成 28 年 6 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 岩部 俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森重 俊寛

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているオーロラファンド（マネープールファンド）の平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、オーロラファンド（マネープールファンド）の平成 28 年 4 月 30 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成 27 年 10 月 31 日から平成 28 年 4 月 30 日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

【オーロラファンド(マネープールファンド)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 29 期 (平成 27 年 10 月 30 日現在)	第 30 期中間計算期間末 (平成 28 年 4 月 30 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	193,015,556	282,813,874
地方債証券	147,605,330	16,012,157
特殊債券	129,371,063	80,119,585
未収利息	364,550	238,975
前払費用	248,372	46,327
流動資産合計	470,604,871	379,230,918
資産合計	470,604,871	379,230,918
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	232,140	-
未払解約金	2,125,201	4,256,230
未払受託者報酬	5,087	3,202
未払委託者報酬	45,801	28,926
未払利息	-	525
その他未払費用	203	130
流動負債合計	2,408,432	4,289,013
負債合計	2,408,432	4,289,013
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	464,281,721	371,726,451
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	3,914,718	3,215,454
(分配準備積立金)	2,068,821	1,634,314
元本等合計	468,196,439	374,941,905
純資産合計	468,196,439	374,941,905
負債純資産合計	470,604,871	379,230,918

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 29 期中間計算期間 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 4 月 30 日	第 30 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1,275,222	1,174,372
有価証券売買等損益	1,127,739	1,040,391
営業収益合計	147,483	133,981
<b>営業費用</b>		
支払利息	-	6,724
受託者報酬	5,064	3,202
委託者報酬	45,522	28,926

その他費用	209	130
営業費用合計	50,795	38,982
営業利益又は営業損失( )	96,688	94,999
経常利益又は経常損失( )	96,688	94,999
中間純利益又は中間純損失( )	96,688	94,999
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	21,598	14,578
期首剰余金又は期首欠損金( )	3,760,721	3,914,718
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,291,217	47,776
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,291,217	47,776
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,029,710	827,461
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,029,710	827,461
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	4,097,318	3,215,454

### (3)【中間注記表】

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの中間計算期間は、平成27年10月31日から平成28年4月30日までとなっております。

#### (中間貸借対照表に関する注記)

第29期 平成27年10月30日現在	第30期中間計算期間末 平成28年4月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 464,281,721 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数 371,726,451 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0084 円 (10,000口当たり純資産額) (10,084 円)	2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0087 円 (10,000口当たり純資産額) (10,087 円)

#### (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第29期中間計算期間 自平成26年10月31日 至平成27年4月30日	第30期中間計算期間 自平成27年10月31日 至平成28年4月30日
該当事項はありません。	1. 追加情報 平成28年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を当ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。

#### (金融商品に関する注記)

##### 金融商品の時価等に関する事項

第29期	第30期中間計算期間末
------	-------------

平成 27 年 10 月 30 日現在	平成 28 年 4 月 30 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。</p> <p>2. 時価の算定方法 地方債証券、特殊債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>	<p>1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評 価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額は ありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 地方債証券、特殊債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載して おります。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時 価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としてお ります。</p>

(その他の注記)

1 元本の移動

	第 29 期 自 平成 26 年 10 月 31 日 至 平成 27 年 10 月 30 日	第 30 期中間計算期間 自 平成 27 年 10 月 31 日 至 平成 28 年 4 月 30 日
期首元本額	444,526,904 円	464,281,721 円
期中追加設定元本額	474,569,519 円	5,574,525 円
期中一部解約元本額	454,814,702 円	98,129,795 円

2 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

オーロラファンド(韓国投資ファンド)

平成 28 年 5 月 31 日現在

資産総額	466,373,904円
負債総額	2,329,558円
純資産総額( - )	464,044,346円
発行済口数	231,274,120口
1口当たり純資産額( / )	2.0065円

オーロラファンド(香港投資ファンド)

平成 28 年 5 月 31 日現在

資産総額	2,650,797,774円
負債総額	1,312,551,672円
純資産総額( - )	1,338,246,102円
発行済口数	1,078,947,747口
1口当たり純資産額( / )	1.2403円

オーロラファンド(タイ投資ファンド)

平成 28 年 5 月 31 日現在

資産総額	9,945,955,876円
負債総額	4,900,796,120円
純資産総額 ( - )	5,045,159,756円
発行済口数	7,445,530,972口
1口当たり純資産額 ( / )	0.6776円

#### オーロラファンド（日本投資ファンド）

平成 28 年 5 月 31 日現在

資産総額	604,539,044円
負債総額	1,069,952円
純資産総額 ( - )	603,469,092円
発行済口数	1,170,629,645口
1口当たり純資産額 ( / )	0.5155円

#### オーロラファンド（マネープールファンド）

平成 28 年 5 月 31 日現在

資産総額	366,549,444円
負債総額	5,018,571円
純資産総額 ( - )	361,530,873円
発行済口数	358,439,422口
1口当たり純資産額 ( / )	1.0086円

### 第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

#### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### (3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受

人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額

平成28年6月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2)会社の機構

###### (a)会社の意思決定機構

当社は指名委員会等設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

###### 株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

###### 取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

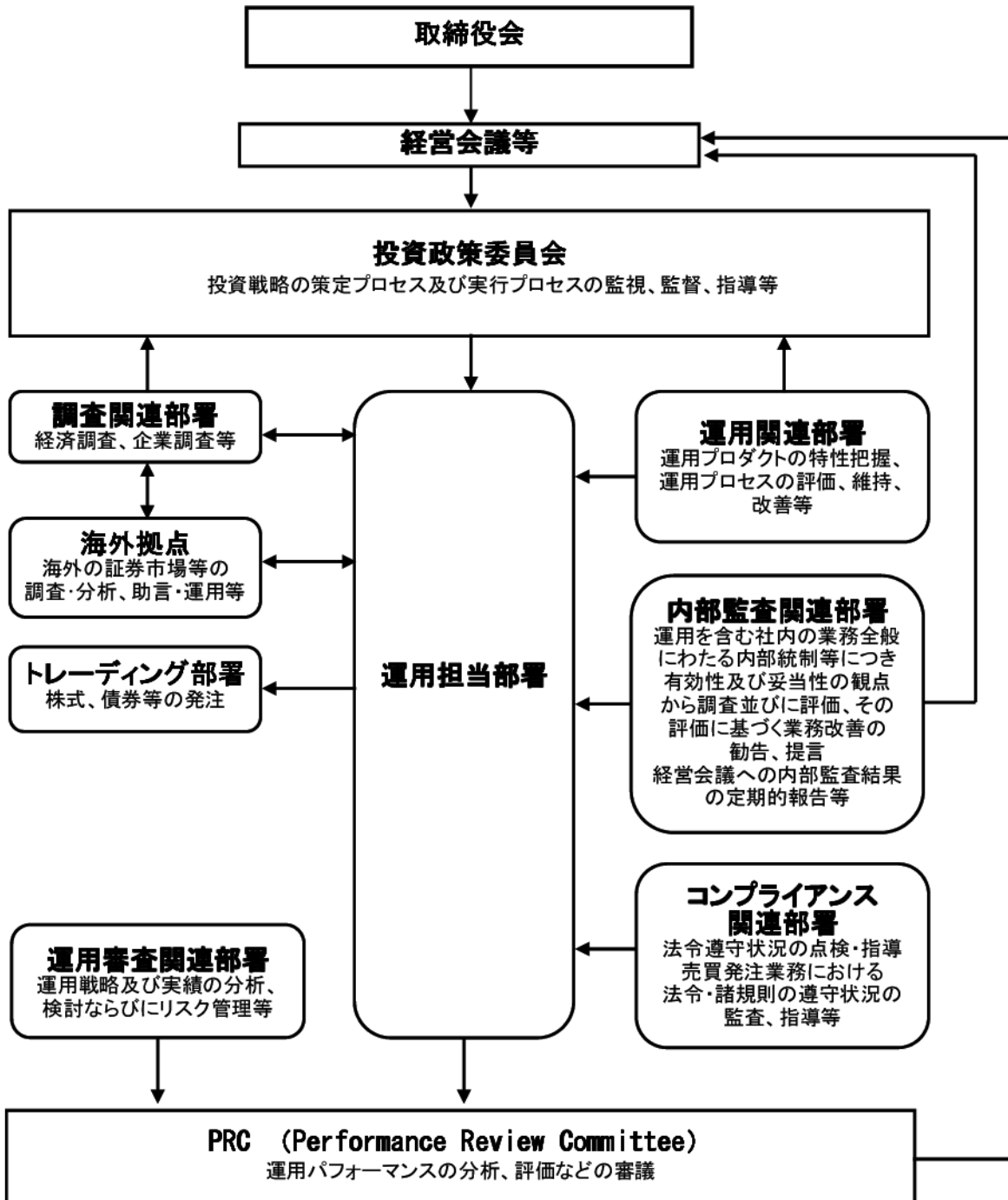
###### 代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

###### 委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成 28 年 5 月 31 日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	909	17,955,808
単位型株式投資信託	56	216,302
追加型公社債投資信託	18	6,015,996
単位型公社債投資信託	231	1,645,127
合計	1,214	25,833,233

### 3【委託会社等の経理状況】

- 1．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。
- 2．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3．委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成28年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 櫻井雄一郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。  
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

## ( 1 )【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			411		208
金銭の信託			56,824		55,341
有価証券			17,100		24,100
前払金			15		34
前払費用			29		2
未収入金			330		511
未収委託者報酬			12,679		14,131
未収運用受託報酬			7,436		7,309
繰延税金資産			2,594		2,028
その他			73		56
貸倒引当金			9		10
流動資産計			97,486		103,715
固定資産					
有形固定資産			1,322		1,176
建物	2	413		403	
器具備品	2	909		773	
無形固定資産			7,254		7,681
ソフトウェア		7,253		7,680	
その他		1		0	
投資その他の資産			24,840		23,225
投資有価証券		11,593		9,216	
関係会社株式		10,149		10,958	
従業員長期貸付金		30		-	
長期差入保証金		49		45	
長期前払費用		60		49	
前払年金費用		2,776		2,777	
その他		179		176	
貸倒引当金		0		-	
固定資産計			33,417		32,083
資産合計			130,903		135,799

区分	注記 番号	前事業年度 (平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (平成 28 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
<b>(負債の部)</b>					
流動負債					
預り金			118		118
未払金	1		11,602		11,855
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		32		31	
未払手数料		4,883		4,537	
その他未払金		6,684		7,284	
未払費用	1		10,221		8,872
未払法人税等			1,961		1,838
前受収益			-		45
賞与引当金			4,558		4,809
外国税支払損失引当金			1,721		-
流動負債計			30,182		27,538
固定負債					
退職給付引当金			2,467		2,708
時効後支払損失引当金			521		526
繰延税金負債			747		68
固定負債計			3,735		3,303
負債合計			33,918		30,842
<b>(純資産の部)</b>					
株主資本					
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		-		2,000	
利益剰余金			61,182		68,696
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		60,497		68,011	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		35,890		43,405	
評価・換算差額等			6,893		5,349
その他有価証券評価差額金			6,893		5,349
純資産合計			96,985		104,956
負債・純資産合計			130,903		135,799

## ( 2 )【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			96,159		104,445
運用受託報酬			31,466		31,351
その他営業収益			221		219
営業収益計			127,847		136,016
営業費用					
支払手数料			47,060		46,531
広告宣伝費			823		1,008
公告費			-		0
受益証券発行費			5		5
調査費			28,326		28,068
調査費		1,299		4,900	
委託調査費		27,027		23,167	
委託計算費			1,156		1,148
営業雑経費			3,275		3,899
通信費		193		185	
印刷費		951		969	
協会費		77		78	
諸経費		2,053		2,666	
営業費用計			80,648		80,662
一般管理費					
給料			11,660		11,835
役員報酬	2	289		367	
給料・手当		6,874		6,928	
賞与		4,496		4,539	
交際費			131		124
旅費交通費			472		488
租税公課			501		695
不動産賃借料			1,218		1,230
退職給付費用			723		1,063
固定資産減価償却費			3,120		2,589
諸経費			6,815		7,801
一般管理費計			24,643		25,827
営業利益			22,555		29,526

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	4,038		7,323	
受取利息		5		4	
金銭の信託運用益		347		-	
為替差益		-		281	
その他		366		382	
営業外収益計			4,756		7,991
営業外費用					
金銭の信託運用損		-		1,196	
時効後支払損引当金繰入額		28		72	
その他		137		52	
営業外費用計			166		1,321
経常利益			27,146		36,196
特別利益					
投資有価証券等売却益		794		50	
株式報酬受入益		142		96	
特別利益計			936		146
特別損失					
投資有価証券売却損		-		95	
投資有価証券等評価損		91		-	
固定資産除却損	3	357		60	
外国税支払損失引当金繰入額		1,721		-	
特別損失計			2,169		156
税引前当期純利益			25,913		36,186
法人税、住民税及び事業税			8,433		9,806
法人税等調整額			2,488		744
当期純利益			19,967		25,635

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	26,048	51,339	80,249
会計方針の変更による累積的影響額						81	81	81
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	25,966	51,258	80,168
当期変動額								
剰余金の配当						10,043	10,043	10,043
当期純利益						19,967	19,967	19,967
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,923	9,923	9,923
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,679	6,679	86,929
会計方針の変更による累積的影響額			81
会計方針の変更を反映した当期首残高	6,679	6,679	86,847
当期変動額			
剰余金の配当			10,043
当期純利益			19,967
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	213	213	213
当期変動額合計	213	213	10,137
当期末残高	6,893	6,893	96,985

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	-	11,729	685	24,606	35,890	61,182	90,092
当期変動額									
剰余金の配当							19,933	19,933	19,933
当期純利益							25,635	25,635	25,635
合併による増加			2,000	2,000			144	144	2,144
吸収分割による増加							1,668	1,668	1,668
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	2,000	2,000	-	-	7,514	7,514	9,514
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	43,405	68,696	99,606

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6,893	6,893	96,985
当期変動額			
剰余金の配当			19,933
当期純利益			25,635
合併による増加			2,144
吸収分割による増加			1,668
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,543	1,543	1,543
当期変動額合計	1,543	1,543	7,971
当期末残高	5,349	5,349	104,956

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券          時価のあるもの ... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法          (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定していません。)          時価のないもの ... 移動平均法による原価法</p>								
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>								
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産          定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。          主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table data-bbox="671 741 975 869"> <tr> <td>建物</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>8～15年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産          定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年								
附属設備	8～15年								
構築物	20年								
器具備品	4～15年								
<p>4. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金          一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金          賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金          従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。          退職給付見込額の期間帰属方法          退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。          数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法          確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。          退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金          時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> <p>(5) 外国税支払損失引当金          将来発生する可能性のある外国税額のうち、当社において見込</p>								

5 . 消費税等の会計処理方法	まれる負担所要額を計上しております。  消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。
6 . 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)
1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。
未払金 4,979 百万円	未払金 5,894 百万円
未払費用 1,411	未払費用 1,151
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 607 百万円	建物 641 百万円
器具備品 3,052	器具備品 3,132
合計 3,659	合計 3,774

損益計算書関係

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。
受取配当金 3,966 百万円	受取配当金 7,081 百万円
2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されて おります。	2. 役員報酬の範囲額 (同左)
3. 固定資産除却損	3. 固定資産除却損
建物 - 百万円	建物 1 百万円
器具備品 15	器具備品 4
ソフトウェア 342	ソフトウェア 54
合計 357	合計 60

## 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

##### 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	1,950 円
基準日	平成 26 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 26 年 6 月 2 日

#### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

##### 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	19,933 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	3,870 円
基準日	平成 27 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	-	-	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成 27 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 19,933 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 3,870 円

基準日 平成 27 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 34,973 百万円

配当の原資 利益剰余金

1 株当たり配当額 6,790 円

基準日 平成 28 年 3 月 31 日

効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日

## 金融商品関係

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自らが運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

#### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 27 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	411	411	-
(2)金銭の信託	56,824	56,824	-
(3)未収委託者報酬	12,679	12,679	-
(4)有価証券及び投資有価証券	27,398	27,398	-
その他有価証券	27,398	27,398	-
(5)関係会社株式	3,064	196,109	193,045
資産計	100,378	293,423	193,045
(6)未払金	11,602	11,602	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	32	32	-
未払手数料	4,883	4,883	-
その他未払金	6,684	6,684	-
(7)未払費用	10,221	10,221	-
(8)未払法人税等	1,961	1,961	-
負債計	23,784	23,784	-

注 1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3) 未収委託者報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,294 百万円、関係会社株式 7,085 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について 90 百万円減損処理を行っております。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	411	-	-	-
金銭の信託	56,824	-	-	-
未収委託者報酬	12,679	-	-	-
有価証券	17,100	-	-	-
合計	87,015	-	-	-

当事業年度（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

### （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	208	208	-
(2)金銭の信託	55,341	55,341	-
(3)未収委託者報酬	14,131	14,131	-
(4)未収運用受託報酬	7,309	7,309	-
(5)有価証券及び投資有価証券	32,071	32,071	-
その他有価証券	32,071	32,071	-
(6)関係会社株式	3,064	180,880	177,816
資産計	112,127	289,944	177,816
(7)未払金	11,855	11,855	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	4,537	4,537	-
その他未払金	7,284	7,284	-
(8)未払費用	8,872	8,872	-
(9)未払法人税等	1,838	1,838	-
負債計	22,566	22,566	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (5) 有価証券及び投資有価証券

#### その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,245 百万円、関係会社株式 7,894 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	208	-	-	-
金銭の信託	55,341	-	-	-
未収委託者報酬	14,131	-	-	-
未収運用受託報酬	7,309	-	-	-
有価証券	24,100	-	-	-
合計	101,091	-	-	-

## 有価証券関係

前事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

### 1．売買目的有価証券(平成 27 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

### 2．満期保有目的の債券(平成 27 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

### 3．子会社株式及び関連会社株式(平成 27 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	196,109	193,045
合計	3,064	196,109	193,045

### 4．その他有価証券(平成 27 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	10,298	282	10,015
小計	10,298	282	10,015
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	17,100	17,100	-
小計	17,100	17,100	-
合計	27,398	17,382	10,015

### 5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	800	790	-
合計	800	790	-

(注) 投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1．売買目的有価証券(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	180,880	177,816
合計	3,064	180,880	177,816

4．その他有価証券(平成28年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	7,971	282	7,688
小計	7,971	282	7,688
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	24,100	24,100	-
小計	24,100	24,100	-
合計	32,071	24,382	7,688

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	135	-	95
合計	135	-	95

退職給付関係

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,680 百万円
会計方針の変更による累積的影響額	127
会計方針の変更を反映した期首残高	15,808
勤務費用	746
利息費用	213
数理計算上の差異の発生額	1,128
退職給付の支払額	724
その他	46
退職給付債務の期末残高	17,218

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,786 百万円
期待運用収益	369
数理計算上の差異の発生額	975
事業主からの拠出額	558
退職給付の支払額	573
年金資産の期末残高	16,117

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,474 百万円
年金資産	16,117
	1,643
非積立型制度の退職給付債務	2,743
未積立退職給付債務	1,100
未認識数理計算上の差異	1,861
未認識過去勤務費用	451
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309
退職給付引当金	2,467
前払年金費用	2,776
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	309

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	746 百万円
利息費用	213
期待運用収益	369
数理計算上の差異の費用処理額	24
過去勤務費用の費用処理額	40
その他	24
確定給付制度に係る退職給付費用	550

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	13%
受益証券等	29%
生保一般勘定	21%

その他	6%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.1%
退職一時金制度の割引率	0.8%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、172百万円でした。

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	17,218 百万円
勤務費用	811
利息費用	181
数理計算上の差異の発生額	1,150
退職給付の支払額	654
その他	13
<b>退職給付債務の期末残高</b>	<b>18,692</b>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,117 百万円
期待運用収益	402
数理計算上の差異の発生額	711
事業主からの拠出額	511
退職給付の支払額	555
<b>年金資産の期末残高</b>	<b>15,764</b>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	15,775 百万円
年金資産	15,764
	11
非積立型制度の退職給付債務	2,917
未積立退職給付債務	2,928
未認識数理計算上の差異	3,409
未認識過去勤務費用	411
<b>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</b>	<b>69</b>
退職給付引当金	2,708
前払年金費用	2,777
<b>貸借対照表上に計上された負債と資産の純額</b>	<b>69</b>

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	811 百万円
利息費用	181
期待運用収益	402
数理計算上の差異の費用処理額	314
過去勤務費用の費用処理額	40
<b>確定給付制度に係る退職給付費用</b>	<b>863</b>

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	43%
株式	43%
生保一般勘定	13%
その他	1%
<b>合計</b>	<b>100%</b>

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.7%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、191 百万円でした。

税効果会計関係

前事業年度末 (平成 27 年 3 月 31 日)	当事業年度末 (平成 28 年 3 月 31 日)																																																																																												
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,784</td> </tr> <tr> <td>  賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,504</td> </tr> <tr> <td>  退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">789</td> </tr> <tr> <td>  所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">690</td> </tr> <tr> <td>  投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">475</td> </tr> <tr> <td>  未払事業税</td> <td style="text-align: right;">387</td> </tr> <tr> <td>  ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">296</td> </tr> <tr> <td>  減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">186</td> </tr> <tr> <td>  時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">166</td> </tr> <tr> <td>  子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">153</td> </tr> <tr> <td>  関連会社株式譲渡益</td> <td style="text-align: right;">169</td> </tr> <tr> <td>  未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">92</td> </tr> <tr> <td>  外国税支払損失引当金</td> <td style="text-align: right;">567</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">214</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">7,479</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,979</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">3,243</td> </tr> <tr> <td>  前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">888</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,132</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,847</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,784	賞与引当金	1,504	退職給付引当金	789	所有株式税務簿価通算差異	690	投資有価証券評価減	475	未払事業税	387	ゴルフ会員権評価減	296	減価償却超過額	186	時効後支払損引当金	166	子会社株式売却損	153	関連会社株式譲渡益	169	未払社会保険料	92	外国税支払損失引当金	567	その他	214	繰延税金資産小計	7,479	評価性引当額	1,500	繰延税金資産合計	5,979	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	3,243	前払年金費用	888	繰延税金負債合計	4,132	繰延税金負債の純額	1,847	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>  関係会社株式評価減</td> <td style="text-align: right;">1,676</td> </tr> <tr> <td>  賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">1,490</td> </tr> <tr> <td>  退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">839</td> </tr> <tr> <td>  所有株式税務簿価通算差異</td> <td style="text-align: right;">669</td> </tr> <tr> <td>  投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">460</td> </tr> <tr> <td>  未払事業税</td> <td style="text-align: right;">350</td> </tr> <tr> <td>  ゴルフ会員権評価減</td> <td style="text-align: right;">240</td> </tr> <tr> <td>  減価償却超過額</td> <td style="text-align: right;">177</td> </tr> <tr> <td>  時効後支払損引当金</td> <td style="text-align: right;">163</td> </tr> <tr> <td>  子会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">148</td> </tr> <tr> <td>  関連会社株式譲渡益</td> <td style="text-align: right;">120</td> </tr> <tr> <td>  未払社会保険料</td> <td style="text-align: right;">89</td> </tr> <tr> <td>  外国税支払損失引当金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">251</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,678</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">1,453</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,224</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">2,403</td> </tr> <tr> <td>  前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">861</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,264</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,959</td> </tr> </table>	繰延税金資産	百万円	関係会社株式評価減	1,676	賞与引当金	1,490	退職給付引当金	839	所有株式税務簿価通算差異	669	投資有価証券評価減	460	未払事業税	350	ゴルフ会員権評価減	240	減価償却超過額	177	時効後支払損引当金	163	子会社株式売却損	148	関連会社株式譲渡益	120	未払社会保険料	89	外国税支払損失引当金	-	その他	251	繰延税金資産小計	6,678	評価性引当額	1,453	繰延税金資産合計	5,224	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	2,403	前払年金費用	861	繰延税金負債合計	3,264	繰延税金資産の純額	1,959
繰延税金資産	百万円																																																																																												
関係会社株式評価減	1,784																																																																																												
賞与引当金	1,504																																																																																												
退職給付引当金	789																																																																																												
所有株式税務簿価通算差異	690																																																																																												
投資有価証券評価減	475																																																																																												
未払事業税	387																																																																																												
ゴルフ会員権評価減	296																																																																																												
減価償却超過額	186																																																																																												
時効後支払損引当金	166																																																																																												
子会社株式売却損	153																																																																																												
関連会社株式譲渡益	169																																																																																												
未払社会保険料	92																																																																																												
外国税支払損失引当金	567																																																																																												
その他	214																																																																																												
繰延税金資産小計	7,479																																																																																												
評価性引当額	1,500																																																																																												
繰延税金資産合計	5,979																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
その他有価証券評価差額金	3,243																																																																																												
前払年金費用	888																																																																																												
繰延税金負債合計	4,132																																																																																												
繰延税金負債の純額	1,847																																																																																												
繰延税金資産	百万円																																																																																												
関係会社株式評価減	1,676																																																																																												
賞与引当金	1,490																																																																																												
退職給付引当金	839																																																																																												
所有株式税務簿価通算差異	669																																																																																												
投資有価証券評価減	460																																																																																												
未払事業税	350																																																																																												
ゴルフ会員権評価減	240																																																																																												
減価償却超過額	177																																																																																												
時効後支払損引当金	163																																																																																												
子会社株式売却損	148																																																																																												
関連会社株式譲渡益	120																																																																																												
未払社会保険料	89																																																																																												
外国税支払損失引当金	-																																																																																												
その他	251																																																																																												
繰延税金資産小計	6,678																																																																																												
評価性引当額	1,453																																																																																												
繰延税金資産合計	5,224																																																																																												
繰延税金負債																																																																																													
その他有価証券評価差額金	2,403																																																																																												
前払年金費用	861																																																																																												
繰延税金負債合計	3,264																																																																																												
繰延税金資産の純額	1,959																																																																																												
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">36.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>  受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.0%</td> </tr> <tr> <td>  住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>  タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">1.2%</td> </tr> <tr> <td>  外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>  外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>  税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td>  評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">7.3%</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">2.8%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22.9%</td> </tr> </table>	法定実効税率	36.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.0%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	1.2%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	-	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8%	評価性引当額	7.3%	その他	2.8%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">33.0%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>  受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.2%</td> </tr> <tr> <td>  住民税等均等割</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>  タックスヘイブン税制</td> <td style="text-align: right;">0.8%</td> </tr> <tr> <td>  外国税額控除</td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> <tr> <td>  外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税</td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> <tr> <td>  税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>  評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">0.0%</td> </tr> <tr> <td>  その他</td> <td style="text-align: right;">0.4%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	33.0%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%	住民税等均等割	0.0%	タックスヘイブン税制	0.8%	外国税額控除	0.2%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%	評価性引当額	0.0%	その他	0.4%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																												
法定実効税率	36.0%																																																																																												
(調整)																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.0%																																																																																												
住民税等均等割	0.0%																																																																																												
タックスヘイブン税制	1.2%																																																																																												
外国税額控除	0.2%																																																																																												
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	-																																																																																												
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8%																																																																																												
評価性引当額	7.3%																																																																																												
その他	2.8%																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%																																																																																												
法定実効税率	33.0%																																																																																												
(調整)																																																																																													
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%																																																																																												
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	6.2%																																																																																												
住民税等均等割	0.0%																																																																																												
タックスヘイブン税制	0.8%																																																																																												
外国税額控除	0.2%																																																																																												
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%																																																																																												
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.4%																																																																																												
評価性引当額	0.0%																																																																																												
その他	0.4%																																																																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%																																																																																												
<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 36%から、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 33%に、平成 28 年 4 月 1 日に開始する前事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の純額は 73 百万円減少し、法人税等調整額が 479 百万円、その他有価証券評価差額金が 405 百万円、それぞれ増加しております。</p>	<p>3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32%から 31%となります。</p> <p>この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>																																																																																												

す。

## 企業結合等関係

### 1. 会社分割について

当社は、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(以下「NFR&T」)との、平成 27 年 2 月 18 日付吸収分割契約に基づき、NFR&T の機関投資家顧問事業及びリテール運用関連事業を会社分割により承継いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### 会社分割の目的

本件会社分割により、当社は、NFR&T が行ってきた投資信託の運用・管理に係る事務および機関投資家向けの顧問関連事業を NFR&T から承継し、野村グループのアセット・マネジメント部門内における営業、運用、管理業務を集約します。ファンドおよび運用会社の分析・評価業務は、NFR&T が集約して行います。

これらの再編により、運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供が可能となります。また、再編後の当社及び NFR&T 両社は、それぞれの専門性を発揮することにより、品質の高い運用商品の提供を行い、投資家の多様なニーズに応えられると判断いたしました。

##### 会社分割日程

吸収分割契約締結日	平成 27 年 2 月 18 日
機関投資家顧問事業の吸収分割効力発生日	平成 27 年 7 月 1 日
リテール運用関連事業の吸収分割効力発生日	平成 27 年 10 月 1 日

##### 会社分割の方法

当社を分割承継会社とし、NFR&T を分割会社とする無対価による吸収分割方式であります。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

### 2. 吸収合併について

当社は、野村プライベート・エクイティ・キャピタル株式会社(以下「NPEC」)との、平成 27 年 2 月 18 日付吸収合併契約に基づき、NPEC を吸収合併いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### 吸収合併の目的

運用オペレーションの効率化と堅牢性の向上を図り、顧客に対する質の高いサービスの提供を可能とするためであります。

##### 吸収合併日程

吸収合併契約締結日	平成 27 年 2 月 18 日
吸収合併効力発生日	平成 27 年 12 月 1 日

##### 吸収合併の方法

当社を吸収合併存続会社とし、NPEC を吸収合併消滅会社とする無対価による吸収合併方式であります。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## セグメント情報等

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

### 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

## 1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 21.4%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	3,990	未払費用	547

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,273	未払手数料	4,182
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	1,976	未払費用	815

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)(東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨー

ク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
	(株)野村総合研究所
流動資産合計	229,418
固定資産合計	273,220
流動負債合計	87,832
固定負債合計	65,965
純資産合計	348,841
売上高	358,952
税引前当期純利益	51,509
当期純利益	34,167

当事業年度(自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有)直接 20.8%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*1)	5,058	未払費用	279

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業		当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	39,084	未払手数料	3,865
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業		当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*3)	2,412	未払費用	669

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(\*1) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(\*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(\*3) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)
(株)野村総合研究所	
流動資産合計	239,155
固定資産合計	324,634
流動負債合計	122,933
固定負債合計	55,456
純資産合計	385,400
売上高	352,003
税引前当期純利益	56,508
当期純利益	40,179

## 1 株当たり情報

前事業年度 (自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	18,829 円 58 銭	1 株当たり純資産額	20,377 円 23 銭
1 株当たり当期純利益	3,876 円 72 銭	1 株当たり当期純利益	4,977 円 07 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	19,967 百万円	損益計算書上の当期純利益	25,635 百万円
普通株式に係る当期純利益	19,967 百万円	普通株式に係る当期純利益	25,635 百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693 株

## 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

## 5【その他】

### (1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 約款

## (オーロラファンド(韓国投資ファンド))

### 運用の基本方針

約款第 17 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、韓国の株式を中心に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

韓国の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式への投資にあたっては、韓国の株式の中から収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

外貨建資産の為替ヘッジについては、弾力的に対応します。為替ヘッジを行なう場合は、当面、原則として先進主要国通貨を用いたヘッジを行ないます。なお、現地通貨による直接ヘッジが可能となった場合は、直接ヘッジを行なうことがあります。

ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED) に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第 22 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 23 条の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利

用は行ないません。

### 3．収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、利子・配当収入等は原則として全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
オーロラファンド（韓国投資ファンド）  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第 1 項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、4,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 28 年 10 月 30 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<削除>

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）

を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第 25 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）および保護預り会社

または第 43 条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位および価額)

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める自動かけいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

前 2 項の場合の取得申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）の休業日と同日の場合または取得申込日の翌営業日が同金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

第 1 項および第 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。

別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 43 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

受益者が第 42 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権

が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条 （削除）

第 15 条 （削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者（第 17 条の 2 に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 18 条から第 23 条まで、第 25 条、第 25 条の 2 および第 31 条から第 33 条までについて同じ。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国法人の発行する株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 2 号から第 6 号までの証券または証書の性質を有するもの
8. 外国法人の発行する新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）
9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）

- 9の2. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
10. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証券および第9号の2の証券または証券のうち第1号の証券または証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第7号および第9号の2の証券または証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

（運用の権限委託）

第17条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲：海外の株式等の運用

委託先名称：NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED（ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド）

委託先所在地：シンガポール共和国シンガポール市

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第39条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成

20年4月以降の毎年4月および10月ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に年1万分の33の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第17条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第17条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第19条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取

引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金

および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 24 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 25 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(直物為替先渡取引の運用指図・目的・範囲)

第 25 条の 2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる直物為替先渡取引の想定元本の合計額が、ヘッジの対象とする資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等

の事由により、当該時価総額が減少して直物為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する直物為替先渡取引の一部解約（反対の売買による解消を含む。）を指図するものとします。

直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、直物為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（保管業務の委任）

第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

（有価証券の保管）

第 27 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

（混蔵寄託）

第 28 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第 29 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 31 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 32 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価

証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第36条 この信託の計算期間は、毎年10月31日から翌年10月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成9年6月16日から平成9年10月30日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

<削除>

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 38 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 39 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 36 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 162 の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間(第 1 計算期間を除く。)の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 40 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 41 条 <削除>

(収益分配金の再投資)

第 42 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に

応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について、第48条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関および受益権の返還請求の取扱い)

第43条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<削除>

販売会社は、当該販売会社の募集にかかる第6条の規定により分割された受益権の返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金(第48条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第48条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第45条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 46 条 受託者は、収益分配金については、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 44 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 44 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

第 47 条 <削除>

(信託の一部解約)

第 48 条 受益者(前条の販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所の休業日と同日の場合または解約請求申込日の翌営業日が同金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときには、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

<削除>

<削除>

(信託契約の解約)

第 49 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 億口を下回ることとなった場合または、別に定める信託(この信託を含みます。)の受

益権の口数を合計した口数が30億口を下回る事となった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<削除>

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請

求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 54 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 54 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 54 条の 2 第 49 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 49 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 49 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 54 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託期間の延長)

第 55 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (公告)

第 56 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公

告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 56 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 42 条第 6 項および第 44 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとし。第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 15 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし。第 3 条 約款第 25 条の 2 に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額についてあらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」という。）を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成9年6月16日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
受託者 株式会社りそな銀行

1. 別に定める信託

約款第 11 条および第 49 条第 1 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 オーロラファンド(日本投資ファンド)

追加型証券投資信託 オーロラファンド(マネープールファンド)

追加型証券投資信託 オーロラファンド(香港投資ファンド)

追加型証券投資信託 オーロラファンド(タイ投資ファンド)

追加型証券投資信託 オーロラファンド(韓国投資ファンド)

2. 別に定める現地の全ての金融商品取引所

約款第 11 条第 3 項、第 48 条第 1 項の「別に定める現地の全ての金融商品取引所」は次のものをいいます。

韓国証券取引所

## (オーロラファンド(香港投資ファンド))

### 運用の基本方針

約款第 17 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、香港の株式を中心に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

香港の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式投資にあたっては香港の株式を中心に収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド(NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED)に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第 22 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 22 条の 2 の範囲で行ないます。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、利子・配当収入等は原則として全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
オーロラファンド（香港投資ファンド）  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第 1 項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1,000 万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意の上、4,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 28 年 10 月 30 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1,000 万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<削除>

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）

を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第 24 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）および保護預り会社

または第 39 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位および価額)

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める自動かけいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

前 2 項の場合の取得申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）の休業日と同日の場合または取得申込日の翌営業日が同金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

第 1 項および第 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は 1 口につき 1 円に、1 円に 2% の率を乗じて得た手数料を加算した価額とします。

別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および消費税等に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得申込の受け付けについては第 3 項の規定を準用します。

第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 39 条の 2 の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、受益者が第 39 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

( 受益権の譲渡に係る記載または記録 )

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

( 受益権の譲渡の対抗要件 )

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条 （削除）

第 15 条 （削除）

( 有価証券および金融商品の指図範囲等 )

第 16 条 委託者（第 17 条の 2 に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第 18 条から第 22 条の 2 まで、第 24 条および第 29 条から第 30 条の 2 までについて同じ。）は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国法人の発行する株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第 2 号から第 6 号までの証券または証書の性質を有するもの
8. 外国の者の発行する新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国法人が発行する証券または証書で、かかる性質を有するもの

を含みます。以下同じ。)

9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

9の2. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書および第9号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(運用の権限委託)

第17条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲：海外の株式等の運用

委託先名称：NOMURA ASSET MANAGEMENT HONG KONG LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント・ホンコン・リミテッド)

委託先所在地：中華人民共和国 香港

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第 36 条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成 20 年 4 月以降の毎年 4 月および 10 月ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に年 1 万分の 18 の率を乗じて得た金額とします。

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 17 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 17 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 19 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

第 20 条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 21 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 21 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 22 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げ

るものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とし

ます。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建て資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建て資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建て組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建て資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建て組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第22条の2 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建て有価証券への投資制限）

第23条 外貨建て有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制限されることがあります。

（外国為替予約の指図）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建て資産について、当該外貨建て資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（混蔵寄託）

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 26 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(保管業務の委任)

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これに委任することができます。

(有価証券の保管)

第 27 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 30 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総

額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

( 損益の帰属 )

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

( 受託者による資金立替え )

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

( 信託の計算期間 )

第33条 この信託の計算期間は、毎年10月31日から翌年10月30日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成4年7月27日から平成4年10月30日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

( 信託財産に関する報告 )

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

< 削除 >

( 信託事務の諸費用および監査費用 )

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の総額 )

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加減して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年10,000分の150以内の率を乗じて得た額
2. 日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合(初年度にあっては1円に対する割合。以下「基準

価額倍率」といいます。)に応じ、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額

基準価額倍率が 120%以上のとき	年 10,000 分の 5 を加える
基準価額倍率が 110%以上 120%未満のとき	年 10,000 分の 3 を加える
基準価額倍率が 90%以上 110%未満のとき	零
基準価額倍率が 80%以上 90%未満のとき	年 10,000 分の 3 を減じる
基準価額倍率が 80%未満のとき	年 10,000 分の 5 を減じる

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。ただし、第 2 号の額については委託者に限り適用します。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方式)

第 37 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<削除>

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### 第 38 条 <削除>

#### (収益分配金の再投資)

第 39 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとし、当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場

合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について、第44条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関および受益権の返還請求の取扱い)

第39条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<削除>

販売会社は、当該販売会社の募集にかかる第6条の規定により分割された受益権の返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第40条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金(第44条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第41条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第40条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第43条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位をもってその受益権を買取ります。ただし、買取申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所の休業日と同日の場合または買取申込日の翌営業日が同金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の買取りの受け付けは行ないません。

受益権の買取価額は、買取申込みを受けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成19年1月4日以降の第1項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第1項の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第1項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第44条 受益者(前条の販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所の休業日と同日の場合または解約請求申込日の翌営業日が同金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の請求実行日の翌営業日の基準価額とします。

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよび

すでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

<削除>

<削除>

(信託契約の解約)

第 45 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 億口を下回ることとなった場合または、別に定める信託(この信託を含みます。)の受益権の口数を合計した口数が 30 億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 46 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 50 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 47 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 50 条第 4 項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 48 条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<削除>

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 50 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 50 条の 2 第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 45 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 45 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 50 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 51 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 52 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 52 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 53 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 39 条第 6 項および第 40 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 15 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成4年7月27日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
受託者 株式会社りそな銀行

## 1. 別に定める信託

約款第 11 条および第 45 条第 1 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 オーロラファンド（日本投資ファンド）

追加型証券投資信託 オーロラファンド（マネープールファンド）

追加型証券投資信託 オーロラファンド（香港投資ファンド）

追加型証券投資信託 オーロラファンド（タイ投資ファンド）

追加型証券投資信託 オーロラファンド（韓国投資ファンド）

## 2. 別に定める現地の全ての金融商品取引所

約款第 11 条第 3 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項の「別に定める現地の全ての金融商品取引所」は次のものをいいます。

香港取引決済所

## (オーロラファンド(タイ投資ファンド))

### 運用の基本方針

約款第 17 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、タイの株式を中心に投資し、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

タイの株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式投資にあたってはタイの株式を中心に収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

為替については現地通貨との連動性が高いと考えられる米国ドルの他、現地通貨を用いてヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド (NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED) に当ファンドの海外の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第 23 条の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 24 条の範囲で行ないます。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
オーロラファンド(タイ投資ファンド)  
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、4,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成33年11月1日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<削除>

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)

を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第 26 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）および保護預り会社

または第 44 条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める自動かけいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

前 2 項の場合の取得申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）の休業日と同日の場合または取得申込日の翌営業日が同金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

第 1 項および第 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は 1 口につき 1 円に、1 円に 2% の率を乗じて得た手数料を加算した価額とします。

別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および消費税等に相当する金額を加算した価額とします。ただし、取得申込の受け付けについては第 3 項の規定を準用します。

第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 44 条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および販売会社は、当該取得申込の代金（第 4 項または第 5 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、受益者が第 43 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第14条 (削除)

第15条 (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者(第17条の2に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第18条から第24条まで、第26条および第32条から第34条までについて同じ。)は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 外国法人の発行する株券または新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)
  6. コマーシャル・ペーパー
  7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第2号から第6号までの証券または証書の性質を有するもの
  8. 外国法人の発行する新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)
- および新株予約権証券(外国または外国の者が発行する証券または証書で、かかる性質を有するもの

を含みます。以下同じ。)

9. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

9の2. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

12. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

13. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第1号の証券または証書および第9号の2の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券ならびに第7号および第9号の2の証券または証書のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

4の2. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

4の3. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

5. リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティ・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するものであって、流動性のある前各号および前項各号以外のもの

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

(運用の権限委託)

第17条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲：海外の株式等の運用

委託先名称：NOMURA ASSET MANAGEMENT SINGAPORE LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメント シンガポール リミテッド)

委託先所在地：シンガポール共和国シンガポール市

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第40条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成20年4月以降の毎年4月および10月ならびに当該投資信託の信託契約終了のとき支払うものとし、

その報酬額は、信託財産の日々の平均純資産総額に年1万分の18の率を乗じて得た金額とします。

第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第17条の運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、第17条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第19条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

第20条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第23条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取

引に含めるものとします(以下同じ。)

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金

および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第25条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(保管業務の委任)

第27条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第28条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 29 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（一括登録）

第 30 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第 31 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 32 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 33 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第 34 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業

日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

( 損益の帰属 )

第 35 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

( 受託者による資金立替え )

第 36 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

( 信託の計算期間 )

第 37 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 31 日から翌年 10 月 30 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 7 年 9 月 18 日から平成 7 年 10 月 30 日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

( 信託財産に関する報告 )

第 38 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

< 削除 >

( 信託事務の諸費用および監査費用 )

第 39 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の総額 )

第 40 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 37 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 以内の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁し

ます。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第42条 <削除>

(収益分配金の再投資)

第43条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について、第49条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関および受益権の返還請求の取扱い)

第44条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<削除>

販売会社は、当該販売会社の募集にかかる第 6 条の規定により分割された受益権の返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第 45 条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金(第 49 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第 49 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第 46 条 受益者が、信託終了による償還金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 47 条 受託者は、収益分配金については、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 45 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 45 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第 48 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1 口単位をもってその受益権を買取ります。

前項の場合の買取申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所の休業日と同日の場合または買取申込日の翌営業日が同金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の買取りの受け付けは行ないません。

受益権の買取価額は、買取申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われる

こととなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

#### ( 信託の一部解約 )

第 49 条 受益者（前条の販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所の休業日と同日の場合または解約請求申込日の翌営業日が同金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

< 削除 >

< 削除 >

#### ( 信託契約の解約 )

第 50 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 20 億口を下回ることとなった場合または、別に定める信託（この信託を含みます。）の受

益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<削除>

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請

求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 55 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更)

第 55 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第 55 条の 2 第 50 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 50 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 50 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

#### (運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 55 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

#### (信託期間の延長)

第 56 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (公告)

第 57 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公

告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 57 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 58 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 43 条第 6 項および第 45 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、なお、平成 12 年 3 月 30 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとし、第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 15 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成7年9月18日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
受託者 株式会社りそな銀行

1. 別に定める信託

約款第 11 条および第 50 条第 1 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 オーロラファンド（日本投資ファンド）

追加型証券投資信託 オーロラファンド（マネープールファンド）

追加型証券投資信託 オーロラファンド（香港投資ファンド）

追加型証券投資信託 オーロラファンド（タイ投資ファンド）

追加型証券投資信託 オーロラファンド（韓国投資ファンド）

2. 別に定める現地の全ての金融商品取引所

約款第 11 条第 3 項、第 48 条第 2 項、第 49 条第 1 項の「別に定める現地の全ての金融商品取引所」は次のものをいいます。

タイ証券取引所

## (オーロラファンド(日本投資ファンド))

### 運用の基本方針

約款第 17 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、日本の証券への投資により、信託財産の成長をはかることを目的として、積極的な運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

日本の株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

株式投資にあたっては日本株式の中から収益性、成長性、安定性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第 20 条の 2 の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 20 条の 3 の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への投資割合は、各投資指図の時点において、信託財産が有する当該株式の時価総額（当該投資指図にかかる株式の時価総額を含みます。）が、信託財産の純資産総額の 10%を超えない範囲で行なうものとします。ただし、わが国の金融商品取引所第二部上場株式、上場予定株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式については、上記の比率を 5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、利子・配当収入等は原則として全額分配し、売買益等は運用実績を勘案して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託  
オーロラファンド（日本投資ファンド）  
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

第 1 項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

（信託の目的と金額）

第 2 条 委託者は、金 1 億円～900 億円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第 3 条 委託者は、受託者と合意の上、4,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成 28 年 10 月 30 日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第 4 条の 2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第 5 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 6 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第 6 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 1 億口～900 億口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<削除>

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）および保護預り会社または第 37 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位および価額)

第 11 条 委託者は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

前 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は 1 口につき 1 円に、1 円に 3% の率を乗じて得た手数料を加算した価額とします。

別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が、当該信託の受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の同条第 3 項に規定する受益権の価額は、次に掲げる価額に、委託者または販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

1. 別に定める信託（この信託を除きます。）の一部解約の価額が一部解約の請求実行日の基準価額の場合……取得申込日の基準価額

2. 別に定める信託（この信託を除きます。）の一部解約の価額が一部解約の請求実行日の翌営業日の基準価額の場合……取得申込日の翌営業日の基準価額

第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第 37 条の 2 の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）および販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

前各項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条 （削除）

第 15 条 （削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債券のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第 2 号から第 6 号までの証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といい、第2号から第5号までの証券および第7号の証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

第18条 <削除>

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第19条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産

に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第 20 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第 20 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が

取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 20 条の 3 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

第 21 条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 22 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペ

パーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 24 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(保管業務の委任)

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これに委任することができます。

(有価証券の保管)

第 25 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 28 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間と

し、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

( 損益の帰属 )

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

( 受託者による資金立替え )

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

( 信託の計算期間 )

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 31 日から翌年 10 月 30 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

( 信託財産に関する報告 )

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

< 削除 >

( 信託事務の諸費用および監査費用 )

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の総額 )

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、次の第 1 号により計算した額に、第 2 号により計算した額を加減して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 150 以内の率を乗じて得た額
2. 日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合（初年度にあつては 1 円に対する割合。以下「基準価額倍率」といいます。）に応じ、信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額
 

基準価額倍率が 120%以上のとき	年 10,000 分の 5 を加える
基準価額倍率が 110%以上 120%未満のとき	年 10,000 分の 3 を加える
基準価額倍率が 90%以上 110%未満のとき	零
基準価額倍率が 80%以上 90%未満のとき	年 10,000 分の 3 を減じる
基準価額倍率が 80%未満のとき	年 10,000 分の 5 を減じる

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。ただし、第 2 号の額については委託者に限り適用します。

第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 35 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<削除>

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 36 条 <削除>

(収益分配金の再投資)

第 37 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

委託者は、第 3 項の受益者がその有する受益権の全部の口数について、第 42 条第 2 項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第 3 項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関および受益権の返還請求の取扱い)

第 37 条の 2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<削除>

販売会社は、当該販売会社の募集にかかる第 6 条の規定により分割された受益権の返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第 38 条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金(第 42 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第 42 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

前 2 項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第 39 条 受益者が、信託終了による償還金について前条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 40 条 受託者は、収益分配金については、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第

38 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第 41 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1 口単位をもってその受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行なうものとします。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消すことができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第 42 条 受益者(前条の販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の請求実行日の基準価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消すことができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約

の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<削除>

<削除>

#### (信託契約の解約)

第43条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合または、別に定める信託(この信託を含みます。)の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関す

る事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<削除>

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 47 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 48 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第 48 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 48 条の 2 第 43 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 43 条第 3 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 43 条第 2 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 48 条の 3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 49 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 50 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 50 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第 1 条 第 37 条第 6 項および第 38 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとし、また、第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 15 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和61年10月31日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
受託者 株式会社りそな銀行

## 1. 別に定める信託

約款第 11 条および第 43 条第 1 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（日本投資ファンド）
- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（マネープールファンド）
- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（香港投資ファンド）
- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（タイ投資ファンド）
- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（韓国投資ファンド）

## (オーロラファンド(マネープールファンド))

### 運用の基本方針

約款第 17 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

#### 1. 基本方針

この投資信託は、公社債および株式への投資により、安定した収益の確保をはかることを目的として、安定運用を行ないます。

#### 2. 運用方法

##### (1) 投資対象

本邦通貨表示の公社債およびわが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

##### (2) 投資態度

わが国の国債などの公社債への重点投資により、利息収入の確保をはかるとともに、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債および株式にも投資し、利息収入および売買益の獲得をはかります。なお、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

##### (3) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含む。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

有価証券先物取引等は約款第 20 条の 2 の範囲で行ないます。

スワップ取引は約款第 20 条の 3 の範囲で行ないます。

同一銘柄の株式への投資割合は、各投資指図の時点において、信託財産が有する当該株式の時価総額（当該投資指図にかかる株式の時価総額を含みます。）が、信託財産の純資産総額の 10%を超えない範囲で行なうものとします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

#### 3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額

とします。

分配金額は、原則として利子・配当収入等を全額分配し、売買益等は留保して委託者が決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

追加型証券投資信託  
オーロラファンド(マネープールファンド)  
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けます。

第1項の受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1千万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意の上、4,000億円を限度として信託金を追加することができます。

追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成28年10月30日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条の2 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条の規定による受益権については1千万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<削除>

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)

を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時異なる受益権の内容）

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第 9 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）および保護預り会社または第 37 条の 2 に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法

により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

(受益権の申込単位および価額)

第 11 条 委託者は、別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の受益権の一部解約金をもって、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込をしたときは、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

販売会社は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1 口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

前 2 項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は 1 口につき 1 円とします。

別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の受益権の買取請求にかかる売却金または一部解約金の手取金をもって取得申込をする場合の第 3 項に規定する受益権の価額は次の通りとします。

1. 別に定める信託(この信託を除きます。)の一部解約の価額が一部解約の請求実行日の基準価額の場合  
.....取得申込日の基準価額

2. 別に定める信託(この信託を除きます。)の一部解約の価額が一部解約の請求実行日の翌営業日の基準価額の場合  
.....取得申込日の翌営業日の基準価額

第 1 項および第 2 項の取得申込者は委託者または販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(第 37 条の 2 の委託者の指定する口座管理機関を含みます。)および販売会社は、当該取得申込の代金(第 3 項または第 4 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第 3 項および第 4 項の規定にかかわらず、受益者が第 37 条第 2 項および第 3 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第 12 条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受

人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託者は、第 1 項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第 13 条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第 14 条 （削除）

第 15 条 （削除）

（有価証券および金融商品の指図範囲等）

第 16 条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. コマーシャル・ペーパー

7. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、第 2 号から第 6 号までの証券または証書の性質を有するもの

8. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する本邦通貨表示の証券または証書で、かかる性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第 1 号の証券または証書を以下「株式」といい、第 2 号から第 5 号までの証券および第 7 号の

証券のうち第2号から第5号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の100分の50以上となる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（運用の基本方針）

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、安定した収益の確保を目的として安定運用を行なうよう、その指図を行ないます。

第18条 <削除>

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものおよびわが国の金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

（信用取引の指図範囲）

第19条の2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使

により取得可能な株券

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 20 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第 20 条の 2 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が 1 年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用されているものをいし、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第 16 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の 5% を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の 5% を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第 20 条の 3 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

第 21 条 <削除>

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第 22 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないこととします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(混蔵寄託)

第 23 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 24 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

( 保管業務の委任 )

第 25 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これに委任することができます。

( 有価証券の保管 )

第 25 条の 2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

( 信託財産の登記等および記載等の留保等 )

第 26 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

( 有価証券売却等の指図 )

第 27 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

( 再投資の指図 )

第 28 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

( 資金の借入れ )

第 28 条の 2 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

( 損益の帰属 )

第 29 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

( 受託者による資金立替え )

第 30 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

( 信託の計算期間 )

第 31 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 31 日から翌年 10 月 30 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

( 信託財産に関する報告 )

第 32 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

< 削除 >

( 信託事務の諸費用および監査費用 )

第 33 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

( 信託報酬等の総額 )

第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 31 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に掲げる率（以下「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とします。

1. 平成 11 年 2 月 22 日から平成 11 年 2 月 26 日までの信託報酬率は、年 10,000 分の 15 以内の率とします。

2. 平成 11 年 3 月以降の前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの日々の信託報酬率は、

当該各月の前月最終 5 営業日間の当該信託の日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートの最低レート（以下「コールレート」といいます。）に応じた次に掲げる率とします。なお、月中において、日々の基準価額算出に用いたコール・ローンのオーバーナイト物レートが信託報酬率を下回った場合には、その翌日以降の信託報酬率はそのコール・ローンのオーバーナイト物レートをコールレートとし、次に掲げる率として見直す場合があります。

コールレートが 2.0%以上のとき	年 10,000 分の 140
コールレートが 1.0%以上 2.0%未満のとき	年 10,000 分の 90
コールレートが 0.65%以上 1.0%未満のとき	年 10,000 分の 55
コールレートが 0.4%以上 0.65%未満のとき	年 10,000 分の 30
コールレートが 0.4%未満のとき	年 10,000 分の 15 以内

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項の信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### （収益の分配方式）

第 35 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の配当金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

<削除>

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 36 条 <削除>

#### （収益分配金の再投資）

第 37 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとします。当該受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の

規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

委託者は、前項の受益者がその有する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

委託者は、第3項の受益者がその有する受益権の全部の口数について、第42条第2項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第3項の規定にかかわらず、その都度受益者に支払います。

収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関および受益権の返還請求の取扱い)

第37条の2 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

<削除>

販売会社は、当該販売会社の募集にかかる第6条の規定により分割された受益権の返還請求等の取扱いについては、別に定める契約によるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第38条 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

一部解約金(第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から当該受益者に支払います。

前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託者または販売会社の営業所等において行なうものとします。

償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金の時効)

第39条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 40 条 受託者は、収益分配金については、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 38 条第 1 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 38 条第 2 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(受益権の買取り)

第 41 条 販売会社は、受益者の請求があるときは、1 口単位をもってその受益権を買取ります。

受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買取りに関して課税対象者にかかる所得税および地方税に相当する金額を控除した額とします。

受益者は、平成 19 年 1 月 4 日以降の第 1 項の請求をするときは販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に買取りの代金が受益者に支払われることとなる第 1 項の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて第 1 項による受益権の買取りを中止することおよびすでに受け付けた受益権の買取りを取消することができます。

前項により受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取り価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして第 2 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託の一部解約)

第 42 条 受益者（前条の販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に 1 口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額とします。

平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者または販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。なお、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回で

きます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

<削除>

<削除>

<削除>

#### (信託契約の解約)

第43条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合または、別に定める信託(この信託を含みます。)の受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなった場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<削除>

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条の2 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第48条の3 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、こ

れを交付するものとします。

(信託期間の延長)

第 49 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第 50 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 50 条の 2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 51 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 37 条第 6 項および第 38 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、平成 12 年 3 月 31 日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益権の価額は、委託者が計算する平成 12 年 3 月 31 日の平均信託金（信託金総額を総口数で除して得た額）とみなすものとします。

第 2 条 平成 18 年 12 月 29 日現在の信託約款第 9 条、第 10 条、第 12 条（受益証券の種類）から第 15 条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 昭和61年10月31日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号  
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号  
受託者 株式会社りそな銀行

## 1. 別に定める信託

約款第 11 条および第 43 条第 1 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（日本投資ファンド）
- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（マネープールファンド）
- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（香港投資ファンド）
- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（タイ投資ファンド）
- 追加型証券投資信託 オーロラファンド（韓国投資ファンド）